

関自監旅第 219号の2  
関自旅二第1116号の2  
関自保第 230号の2  
平成21年 9月30日

全国個人タクシー協会 関東支部長 殿

関東運輸局長

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

標記について、別添のとおり定めたので了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

# 公 示

## 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。

|      |              |
|------|--------------|
|      | 平成21年 9 月30日 |
| 一部改正 | 平成21年11月20日  |
| 一部改正 | 平成22年 1 月27日 |
| 一部改正 | 平成22年 3 月29日 |
| 一部改正 | 平成24年 4 月13日 |
| 一部改正 | 平成25年 9 月20日 |
| 一部改正 | 平成26年 1 月27日 |
| 一部改正 | 平成26年 4 月30日 |
| 一部改正 | 平成29年 1 月16日 |
| 一部改正 | 平成29年 3 月16日 |
| 一部改正 | 平成30年 4 月16日 |
| 一部改正 | 令和 2年11月27日  |
| 一部改正 | 令和 3年 5 月31日 |
| 一部改正 | 令和 5年 9 月29日 |
| 一部改正 | 令和 6年 3 月29日 |
| 一部改正 | 令和 6年 9 月25日 |
| 一部改正 | 令和 7年 3 月11日 |

|          |        |
|----------|--------|
| 関東運輸局長   | 神谷俊広   |
| 東京運輸支局長  | 矢田淑雄   |
| 神奈川運輸支局長 | 石橋健    |
| 埼玉運輸支局長  | 上岡一雄   |
| 群馬運輸支局長  | 栗本久    |
| 千葉運輸支局長  | 飯村勉    |
| 茨城運輸支局長  | 鬼沢秀通   |
| 栃木運輸支局長  | 四月朔日功一 |
| 山梨運輸支局長  | 春原俊男   |

記

一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。

なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成14年1月17日付け国自総第414号、国自旅第139号、国自整第137号。以下「14年通達」という。）は、廃止する。

## 1. 通則

(1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の停止処分、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令及び許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) 行政処分等を行う場合において、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。

(3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

① 法第4条第1項又は法第43条第1項の違反

② 法第9条の3第4項の規定において準用する法第9条第6項、第16条第2項、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第4項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項、タク特法第18条の2又は第37条第8項及びタクシー適正化・活性化法第8条の9第1項から第3項まで、同条第5項、第8条の11第1項、第16条の4第3項又は第17条の2の規定による命令違反

③ 法第33条第1項又は第2項の違反

④ 法第86条第1項の違反（輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した場合に限る。）

⑤ 法第94条第4項、タク特法第51条第1項又はタクシー適正化・活性化法第17条第2項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述

(4) この通達において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。

- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議
  - ② 道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取
  - ③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知
- (5) 事業者に対する行政処分等は、この通達の本文及び別表第1に定める違反事項ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。
- (6) 基準日車等に累違反の基準がない違反事項の累違反については、次により取り扱うものとする。
- ① 再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とする。
  - ② ①以外の場合にあっては、再違反の2倍とする。
- (7) タクシー適正化・活性化法第3条第1項に規定する特定地域（以下「特定地域」という。）又は同法第3条の2第1項に規定する準特定地域（以下「準特定地域」という。）に指定された地域内の営業所における一定の違反については、基準日車等を次により取り扱うものとする。
- ① 特定地域にあっては、一定の違反に対する基準日車等を1.2倍に加重する。  
ただし、監査時車両数（監査等により違反事実を確認した時点における当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していたタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車の総数をいう。②において同じ。）を特定地域指定時車両数（特定地域に指定されたとき（当該地域が連続して特定地域に指定されている場合は、その連続する最初の特定地域に指定されたとき。）に当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していたタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車の総数をいう。）よりも減少させている者は1.1倍とする。
  - ② 準特定地域にあっては、一定の違反に対する基準日車等を1.1倍に加重する。  
ただし、監査時車両数を準特定地域指定時車両数（準特定地域に指定されたとき（当該地域が連続して準特定地域に指定されている場合は、その連続する最初の準特定地域に指定されたとき。）に当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していたタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車の総数をいう。）よりも減少させている者は1倍とする。
- (8) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項までの規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者（最初に事故に関与した車両等の運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。）と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の内容が次に掲げる場合は、(5)から(7)までの基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)から(7)までの基準による基準日車等の2倍を上回らないもの（(5)から(7)まで

の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車)とする。

① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合

② 違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合

(9) 違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について(5)から(7)までの基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として(5)から(7)までの基準による基準日車等の2分の1を下回らないもの((5)から(7)までの基準による基準日車等が10日車である場合は警告)とする。ただし、基準日車等が10日車を超える違反について、過失による旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。)の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告(道路交通法の取締りによって違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。)があったときは、10日車とする。

(10) 地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)に「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設け、この通達(別表第1を含む。)に違反行為の事項として明記されていない違反行為があった場合、違反に対して加重又は軽減する場合、4.(4)若しくは5.(3)又は6.(1)ただし書の取扱いを行おうとする場合等について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。

(11) 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を運輸支局(運輸監理部を含む。以下同じ。)又は地方運輸局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、行政処分等を行った日から3月以内に報告を行うよう措置するものとする。

(12) 違反行為を行った事業者(以下「違反事業者」という。)に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所((13)及び(14)に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。)の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(以下「運送事業」という。)に係るものに限る。以下同じ。)を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合(違反営業所が廃止された場合を含む。)は、違反営業所(廃止されたものを除く。)及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

② 違反営業所が廃止された場合(①に該当する場合を除く。)は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

イ 当該廃止された営業所(以下「廃止営業所」という。)と同一の営業区域に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの

- ロ 廃止営業所と同一の運輸支局が管轄する区域及び沖縄総合事務局の管轄区域（以下「支局区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イに該当する営業所がない場合に限る。）
  - ハ 廃止営業所と同一の地方運輸局（沖縄総合事務局を除く。）の管轄区域（以下単に「管轄区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。）
  - ニ 廃止営業所に最寄りの営業所（イからハまでに該当する営業所がない場合に限る。）
- (13) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあつては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- ① 事務所と同一の営業区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの
  - ② 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの（①に該当する営業所がない場合に限る。）
  - ③ 事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの（①又は②に該当する営業所がない場合に限る。）
  - ④ 当該事務所に最寄りの営業所（①から③までに該当する営業所がない場合に限る。）
- (14) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第6項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(13) ①から④までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- (15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者が法人の合併又は相続があつた場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして行政処分等を行う。
- (16) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。2.（7）及び6.（2）②において同じ。）により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- ① 違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者が違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(12) ②の例にならって取り扱うものとする。
  - ② 違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

## 2. 法令違反に係る点数制度

- (1) 行政処分を行う事業者には、1.(5)から(10)までの規定に基づいて算出した基準日車数等の合計(以下「処分日車数」という。)が10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。
- (2) 4.(1)④各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、(1)のほか、4.(1)④各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付すものとする。ただし、4.(1)④ロに該当したことに伴って4.(1)④ニに該当する場合の違反点数は、合わせて30点とする。
- (3) (1)及び(2)により事業者が付された違反点数(以下単に「違反点数」という。)は、事業者ごとに、支局区域単位及び管轄区域単位で累計し、主たる事務所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。
- (4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日(行政処分を行うべく決裁を行った日。以下同じ。)から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。
- ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。
- ① 当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていないこと。
  - ② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。
  - ③ 当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。
  - ④ 当該行政処分を行った日から2年間、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無車検運行又は無保険運行がないこと。
- (5) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。
- (6) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。
- (7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。)に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。
- (8) タクシー適正化・活性化法第11条第1項の規定による国土交通大臣の認定を受けた活性化事業計画に定める同条第3項の事業再構築に基づき供給輸送力を削減した場合の違反点数の特例については、別途定める。

### 3. 自動車等の使用停止処分

- (1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1.(12)から(16)までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所（以下「違反営業所等」という。）に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、4.(1)①から③まで若しくは5.(1)又は6.(1)の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分若しくは営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令又は許可の取消処分を行うものとする。
- (2) 運送事業の許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された運送事業の許可を受けた者（以下「個人タクシー事業者」という。）にあっては、当該個人タクシー事業者の運行する事業用自動車について、6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。
- (3) 行政処分等に係る処分日車数は、1.(5)から(10)までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2以上の違反がある場合は基準日車等を合算したものとする。
- なお、算出された処分日車数に1日車未満の端数がある場合は、処分日車数を整数に切り上げるものとする。
- (4) 運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等（重大事故等、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。）に基づくものについては、(3)後段の規定にかかわらず、別表第1の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分するものとする。
- (5) 処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、処分権者があらかじめ定める基準により、これを決定するものとする。
- ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。
- (6) (1)又は(2)の処分を行うときは、法第41条第1項（タク特法第52条第2項又はタクシー適正化・活性化法第17条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標（軽自動車にあっては、車両番号標。以下同じ）の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。

#### 4. 事業の停止処分

- (1) 事業の停止処分は、次の①から④までのいずれかに該当することとなった場合（5.(1)又は6.(1)に該当する場合を除く。）に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①から③までの累積点数による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行

うとともに、2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、それぞれの基準に達した場合に行うものとする。

- ① 違反点数の付与により、一の支局区域における違反点数の累計（以下「累積点数」という。）が51点以上となった場合
- ② 違反点数の付与により、一の管轄区域における累積点数が101点以上となった場合（①に該当せず、かつ、累積点数が101点以上となった日から過去3年以内において、当該管轄区域内において①による事業の停止処分を受けていない場合に限る。）
- ③ 違反点数の付与により、事業者の累積点数が201点以上となった場合（①又は②に該当せず、かつ、累積点数が201点以上となった日から過去3年以内において、①又は②による事業の停止処分を受けていない場合に限る。）
- ④ 次のいずれかに該当する場合（6.（1）⑥に該当する場合を除く。）

イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を営んだ場合

ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合

ハ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者等に対して点呼を全く実施していない場合

ホ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

ト 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

チ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合

リ 法第86条第1項の規定に基づき許可又は認可に付した条件のうち、輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した場合

ヌ 法第94条第4項、タク特法第51条第1項又はタクシー適正化・活性化法第17条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述を行った場合

(2) (1) ①から③までの場合の事業の停止期間は、3.（3）による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数（当該事業の停止処分に該当することとなった当該違反を確認した日の事業用自動車数による。）で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。

(3) (1) ④の場合の事業の停止期間は、(1) ④各号に掲げる違反ごとに30日間とする。ただし、(1) ④ロに該当したことに伴って4.（1）④ニに該当する場合の事業

の停止期間は、合わせて30日間とする。

(4) (1)の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画（違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画をいう。以下同じ。）を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。

(5) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合

② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

(6) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を行った場合

② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

(7) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(5)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(8) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(6)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為（超過速度が30km/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上）のものに限る。）を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(5)又は(7)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運

転又は酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(10) 3. (6) の規定は、事業の停止処分を行う場合について準用する。

## 5. 営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令

(1) 法第31条第1号に基づく営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令は、次の①又は②のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

① 複数の支局区域に営業区域を有する事業者について、違反点数の付与により、一の支局区域における累積点数が81点以上となった場合

② 複数の管轄区域に営業区域を有する事業者について、違反点数の付与により、一の管轄区域における累積点数が161点以上となった場合

なお、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令の2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、①又は②のそれぞれの基準に達した場合に行うものとする。

(2) (1) の規定による命令は、次の営業区域を対象に行うものとする。

① (1) ①の場合にあつては、累積点数が81点以上となった支局区域内の全ての営業区域

② (1) ②の場合にあつては、累積点数が161点以上となった管轄区域内の全ての営業区域

(3) (1) の規定にかかわらず、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分又は4. に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

## 6. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑧までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分、4. に規定する事業の停止処分又は5. に規定する営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことができるものとする。

① 違反点数の付与により、一の支局区域のみにおいて営業区域を有する事業者について、累積点数が81点以上となった場合

② 違反点数の付与により、一の管轄区域のみにおいて営業区域を有する事業者 (①

の事業者を除く。)について、累積点数が161点以上となった場合

- ③ 違反点数の付与により、①又は②以外の事業者について、累積点数が321点以上となった場合
- ④ 個人タクシー事業者について、第2種運転免許の取消処分を受けた場合
- ⑤ 法第40条、タク特法第52条第1項若しくはタクシー適正化・活性化法第17条の3第1項に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項（タク特法第52条第2項及びタクシー適正化・活性化法第17条の3第2項において準用する場合を含む。）に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合
- ⑥ 4.(1)④による事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同一の違反（この場合、4.(1)④又に掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。）をした場合（4.(1)④のロ、ハ、ニ、ホ及びへの違反については、同一営業所における違反の場合に限る。）
- ⑦ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合
  - イ 法第9条の3第4項において準用する法第9条第6項に規定する料金の変更の命令
  - ロ 法第16条第2項に規定する事業計画に従うべき命令
  - ハ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令
  - ニ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令
  - ホ 法第27条第4項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令
  - へ 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令
  - ト 法第31条に規定する事業改善の命令
  - チ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令
  - リ タク特法第18条の2に規定する、雇用する運転者に講習を受けさせるべき命令
  - ヌ タク特法第37条第8項に規定する負担金及び延滞金を納付すべき命令
  - ル タクシー適正化・活性化法第8条の9第1項に規定する事業者計画の認可命令
  - ヲ タクシー適正化・活性化法第8条の9第2項に規定する認可事業者計画の変更命令
  - ワ タクシー適正化・活性化法第8条の9第3項に規定する供給輸送力の削減命令
  - カ タクシー適正化・活性化法第8条の9第5項に規定する認可事業者計画の変更命令
  - ヨ タクシー適正化・活性化法第8条の11第1項に規定する営業方法の制限に関する命令
  - タ タクシー適正化・活性化法第16条の4第3項に規定する運賃の変更命令
  - レ タクシー適正化・活性化法第17条の2に規定する確保命令
- ⑧ 法第7条第1号、第7号又は第8号（事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。）に該当することとなった場合

(2) 次のいずれかに該当する場合の(1)⑥及び⑦の行政処分歴の取扱いについては、

次によるものとする。

- ① 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。
- ② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）が受けたものとして取り扱うものとする。

#### 附 則

1. この通達は、平成21年10月1日から施行する。
2. 1. (8)、3. (6)、4. (5)、(7) 及び (10) 並びに別表の規定は、この通達の施行後に違反行為があったものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成14年公示の規定により行政処分等を行うものとする。
3. この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年公示1. (8) の規定は、なおその効力を有するものとする。

附 則（平成21年11月20日 関自監旅第306号、関自旅二第1360号、関自保第316号、一部改正）

この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年1月27日 関自監旅第413号、関自旅二第2087号、関自保第394号、一部改正）

この通達は、平成22年1月27日から施行する。

附 則（平成22年3月29日 関自監旅第505号、関自旅二第3203号、関自保第474号、一部改正）

この通達は、平成22年3月29日から施行する。

附 則（平成24年4月13日 関自監旅第32号、関自旅二第88号、関自保第32号、一部改正）

この通達は、平成24年4月16日から施行する。

附 則（平成25年9月20日 関自監旅第303号、関自旅二第936号、関自保第321号、一部改正）

1. この通達は、平成25年11月1日から施行する。
2. この通達の施行の日前に確認した違反行為であって、この通達の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この通達の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

3. 4. (1) ④の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、廃止前の「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け公示、関自監旅第219号、関自旅二第1116号、関自保第230号、平成24年4月13日一部改正）に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。
4. 「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け公示、関自監旅第219号、関自旅二第1116号、関自保第230号、平成24年4月13日一部改正）は平成25年10月31日限り廃止する。

附 則（平成26年1月27日 関自監旅第526号、関自旅二第1546号、関自保第592号、一部改正）

1. この通達は、平成26年1月27日から施行する。
2. この通達の施行の前日に確認した違反行為であって、この通達の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この通達の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成26年4月30日 関自監旅第39号、関自旅二第109号、関自保第58号、一部改正）

この通達は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成29年1月16日 関自監旅第317号、関自旅二第1663号、関自保第433号 一部改正）

この通達は、平成29年1月16日から施行する。

附 則（平成29年3月16日 関自監旅第391号、関自旅二第2038号、関自保第543号 一部改正）

この通達は、平成29年3月21日から施行する。

附 則（平成30年4月16日 関自監旅第23号、関自旅二第60号、関自保第26号 一部改正）

1. この通達は、平成30年7月1日から施行する。
2. 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和2年11月27日 関自監旅第208号、関自旅二第1670号、関自保第119号 一部改正）

1. 本公示は、令和2年11月27日から施行する。

2. 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和3年5月31日 関自監旅第47号、関自旅二第508号、関自保第83号 一部改正）

1. 本公示は、令和3年6月1日から施行する。
2. 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和5年9月29日 関自監旅第219号、関自旅二第1213号、関自保第150号 一部改正）

1. 本公示は、令和5年10月1日から施行する。
2. 令和5年9月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した違反行為にあつては、改正後の運輸規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。

附 則（令和6年3月29日 関自監旅第392号、関自旅二第3136号、関自保第291号 一部改正）

1. 本公示は、令和6年4月1日から施行する。
2. 令和6年3月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和6年9月25日 関自監旅第202号、関自旅二第1396号、関自保第182号 一部改正）

1. 本公示は、令和6年10月1日から施行する。
2. 令和6年9月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和7年3月11日 関自監旅第354号、関自旅二第3350号、関自保第313号 一部改正）

1. 本公示は、令和7年4月1日から施行する。
2. 令和7年3月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p>一部改正 平成21年11月20日</p> <p>一部改正 平成22年1月27日</p> <p>一部改正 平成22年3月29日</p> <p>一部改正 平成24年4月13日</p> <p>一部改正 平成25年9月20日</p> <p>一部改正 平成26年1月27日</p> <p>一部改正 平成26年4月30日</p> <p>一部改正 平成29年1月16日</p> <p>一部改正 平成29年3月16日</p> <p>一部改正 平成30年4月16日</p> <p>一部改正 令和2年11月27日</p> <p>一部改正 令和3年5月31日</p> <p>一部改正 令和5年9月29日</p> <p>一部改正 令和6年3月29日</p> <p>一部改正 令和6年9月25日</p> <p><b>一部改正 令和7年3月11日</b></p> <p>関東運輸局長 神谷俊広<br/>                 東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>                 神奈川運輸支局長 石橋健<br/>                 埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>                 群馬運輸支局長 栗本久<br/>                 千葉運輸支局長 飯村勉</p> | <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p>一部改正 平成21年11月20日</p> <p>一部改正 平成22年1月27日</p> <p>一部改正 平成22年3月29日</p> <p>一部改正 平成24年4月13日</p> <p>一部改正 平成25年9月20日</p> <p>一部改正 平成26年1月27日</p> <p>一部改正 平成26年4月30日</p> <p>一部改正 平成29年1月16日</p> <p>一部改正 平成29年3月16日</p> <p>一部改正 平成30年4月16日</p> <p>一部改正 令和2年11月27日</p> <p>一部改正 令和3年5月31日</p> <p>一部改正 令和5年9月29日</p> <p>一部改正 令和6年3月29日</p> <p>一部改正 令和6年9月25日</p> <p>関東運輸局長 神谷俊広<br/>                 東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>                 神奈川運輸支局長 石橋健<br/>                 埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>                 群馬運輸支局長 栗本久<br/>                 千葉運輸支局長 飯村勉</p> |

茨城運輸支局長 鬼 沢 秀 通  
栃木運輸支局長 四月朔日功一  
山梨運輸支局長 春 原 俊 男

(略)

附 則 (略)

附 則 (令和7年3月11日 関自監旅第354号、関自旅二第3350号、関自保第313号 一部改正)

1. 本公示は、令和7年4月1日から施行する。
2. 令和7年3月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

茨城運輸支局長 鬼 沢 秀 通  
栃木運輸支局長 四月朔日功一  
山梨運輸支局長 春 原 俊 男

(略)

附 則 (略)

(新設)

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について(平成21年10月1日付け関自監旅第219号、関自旅二第1116号、関自保第230号)別表第1(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準)

| 新           |  |                          |                            | 旧           |  |                            |  |
|-------------|--|--------------------------|----------------------------|-------------|--|----------------------------|--|
| 適用条項        | 違反行為   | 基準日車等                    |                            | 適用条項        | 違反行為   | 基準日車等                      |  |
|             |  | 初違反                      | 再違反                        |             |  | 初違反                        | 再違反                                    |
| 運輸規則第21条第5項 | 1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1)<br>①未受診者1名<br>②未受診者2名<br>③未受診者3名以上<br>2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3)<br>3 疾病、疲労等による運行の業務<br>4 薬物等使用運行の業務  | 警告<br>20日車<br>15日車×未受診者数 | 10日車<br>40日車<br>30日車×未受診者数 | 運輸規則第21条第5項 | 1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1)<br>①未受診者1名<br>②未受診者2名<br>③未受診者3名以上<br>2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3)<br>3 疾病、疲労等による運行の業務<br>4 薬物等使用運行の業務  | 警告<br>20日車<br>40日車<br>40日車 | 10日車<br>40日車<br>80日車<br>160日車<br>200日車 |
|             | (注1)<br>疾病のおそれのある運行の業務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で運行の業務に従事させることをいう。<br>(注2)<br>健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。<br>(注3)<br>事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに運行の業務に従事させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに運行の業務に従事させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。<br>なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。 |                          |                            |             | (注1)<br>疾病のおそれのある運行の業務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で運行の業務に従事させることをいう。<br>(注2)<br>健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。<br>(注3)<br>事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに運行の業務に従事させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに運行の業務に従事させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。<br>なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。 |                            |  |

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p>一部改正 平成21年11月20日</p> <p>一部改正 平成22年1月27日</p> <p>一部改正 平成22年3月29日</p> <p>一部改正 平成24年4月13日</p> <p>一部改正 平成25年9月20日</p> <p>一部改正 平成26年1月27日</p> <p>一部改正 平成26年4月30日</p> <p>一部改正 平成29年1月16日</p> <p>一部改正 平成29年3月16日</p> <p>一部改正 平成30年4月16日</p> <p>一部改正 令和2年11月27日</p> <p>一部改正 令和3年5月31日</p> <p>一部改正 令和5年9月29日</p> <p>一部改正 令和6年3月29日</p> <p><b>一部改正 令和6年9月25日</b></p> <p>関東運輸局長 神谷俊広<br/>                 東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>                 神奈川運輸支局長 石橋健<br/>                 埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>                 群馬運輸支局長 栗本久<br/>                 千葉運輸支局長 飯村勉<br/>                 茨城運輸支局長 鬼沢秀通</p> | <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p>一部改正 平成21年11月20日</p> <p>一部改正 平成22年1月27日</p> <p>一部改正 平成22年3月29日</p> <p>一部改正 平成24年4月13日</p> <p>一部改正 平成25年9月20日</p> <p>一部改正 平成26年1月27日</p> <p>一部改正 平成26年4月30日</p> <p>一部改正 平成29年1月16日</p> <p>一部改正 平成29年3月16日</p> <p>一部改正 平成30年4月16日</p> <p>一部改正 令和2年11月27日</p> <p>一部改正 令和3年5月31日</p> <p>一部改正 令和5年9月29日</p> <p>一部改正 令和6年3月29日</p> <p>関東運輸局長 神谷俊広<br/>                 東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>                 神奈川運輸支局長 石橋健<br/>                 埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>                 群馬運輸支局長 栗本久<br/>                 千葉運輸支局長 飯村勉<br/>                 茨城運輸支局長 鬼沢秀通</p> |

栃木運輸支局長 四月朔日功一  
山梨運輸支局長 春原俊男

(略)

附 則 (略)

附 則 (令和6年9月25日 関自監旅第202号、関自旅二第1396号、関自保第182号 一部改正)

1. 本公示は、令和6年10月1日から施行する。
2. 令和6年9月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

栃木運輸支局長 四月朔日功一  
山梨運輸支局長 春原俊男

(略)

附 則 (略)

(新設)

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について(平成21年10月1日付け関自監旅第219号、関自旅二第1116号、関自保第230号)別表第1(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準)

| 新               |  |  |  | 旧               |   |  |  |
|-----------------|--|--|--|-----------------|---|--|--|
| 適用条項            | 違反行為   | 基準日車等  |  | 適用条項            | 違反行為  | 基準日車等  |  |
|                 |  | 初違反  | 再違反  |                 |   | 初違反  | 再違反  |
| 運輸規則第21条第1項     | <p>1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び業務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「勤務時間等基準告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反</p> <p>①設定不適切(※)<br/>②未設定(※)</p> <p>2 勤務時間等基準告示の遵守違反(注1)</p> <p>①各事項の未遵守計5件以下(※)<br/>②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※)<br/>③各事項の未遵守計16件以上(※)(注2)</p>  | <p>警告 (警告)<br/>10日車 (15日車)</p>                 | <p>10日車 (15日車)<br/>20日車 (30日車)</p>                 | 運輸規則第21条第1項     | <p>1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び業務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反</p> <p>①設定不適切(※)<br/>②未設定(※)</p> <p>2 乗務時間等告示の遵守違反(注1)</p> <p>①各事項の未遵守計5件以下(※)<br/>②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※)<br/>③各事項の未遵守計16件以上(※)(注2)</p>   | <p>警告 (警告)<br/>10日車 (15日車)</p>                 | <p>10日車 (15日車)<br/>20日車 (30日車)</p>                 |
|                 | <p>(注1)</p> <p>1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。</p> <p>① 各事項の未遵守計1件 10日車 20日車<br/>② 各事項の未遵守計2件以上 20日車 40日車</p> <p>(注2)</p> <p>通達本文4.(1)④ハに該当するものを除く。</p>   |  |  |                 | <p>(注1)</p> <p>1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。</p> <p>① 各事項の未遵守計1件 10日車 20日車<br/>② 各事項の未遵守計2件以上 20日車 40日車</p> <p>(注2)</p> <p>通達本文4.(1)④ハに該当するものを除く。</p>  |  |  |
| 運輸規則第24条第1項、第2項 | <p>点呼の実施義務違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して)</p> <p>1 未実施(注2)</p> <p>①未実施19件以下(※)<br/>②未実施20件以上49件以下(※)<br/>③未実施50件以上(※)(注3)</p> <p>2 不適切(注4)</p> <p>①一部実施不適切(※)<br/>②全て実施不適切(※)</p> <p>3 飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(注5)</p>  | <p>警告 (警告)<br/>10日車 (15日車)<br/>20日車 (30日車)</p> | <p>10日車 (15日車)<br/>20日車 (30日車)<br/>40日車 (60日車)</p> | 運輸規則第24条第1項、第2項 | <p>点呼の実施義務違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して)</p> <p>1 未実施(新設)</p> <p>①未実施19件以下(※)<br/>②未実施20件以上49件以下(※)<br/>③未実施50件以上(※)(注2)</p> <p>2 不適切(新設)</p> <p>①一部実施不適切(※)<br/>②全て実施不適切(※)</p> <p>(新設)</p>  | <p>警告 (警告)<br/>10日車 (15日車)<br/>20日車 (30日車)</p> | <p>10日車 (15日車)<br/>20日車 (30日車)<br/>40日車 (60日車)</p> |
|                 | <p>(注1)</p> <p>未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。</p> <p>(注2)</p> <p>以下の場合は未実施とする。なお、点呼の実施については、点呼の記録によって確認するものとする。ただし、運転者等に係る点呼について明らかに実施したことを事業者が書面等により証明した場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省令に規定される点呼事項が全く実施されていない点呼</li> <li>・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼</li> <li>・運行管理者、補助者の自己による点呼</li> <li>・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した点呼</li> <li>・運行の業務の開始前に点呼を行わず、業務の開始後に行った点呼</li> <li>・運行の業務の終了後に点呼を行わず、業務の終了前に行った点呼</li> </ul> <p>(注3)</p> <p>通達本文4.(1)④ニに該当するものを除く。</p> <p>(注4)</p> <p>以下の場合は不適切とする。なお、点呼実施の確認方法は(注2)と同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省令に規定される点呼事項のうち一部が実施されていない点呼</li> <li>・実施不適切(未実施を含む)である点呼が、点呼が必要な回数100回に対して一部である場合は「一部実施不適切」、全部である場合は「全て実施不適切」とする。</li> <li>・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼</li> </ul> <p>(注5)</p> <p>酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合、ただし、当該運転者に係る点呼について、明らかに実施されていることを点呼記録により事業者が証明した場合を除く。</p> |  |  |                 | <p>(注1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点呼未実施とする。</li> <li>・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。</li> <li>・点呼を対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した場合は点呼未実施とする。</li> <li>・「実施不適切」は実施事項に不備がある場合をいう。</li> <li>・未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。</li> </ul> <p>(新設)</p> <p>(注2)</p> <p>通達本文4.(1)④ニに該当するものを除く。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |  |  |
| 運輸規則第38条第1項     | <p>「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反</p> <p>1 「3」「4」以外の違反(注1)</p> <p>①一部不適切<br/>②大部分不適切</p> <p>2 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(注2)</p> <p>3 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注3)</p>   | <p>警告<br/>10日車</p>                             | <p>10日車<br/>20日車<br/>200日車</p>                     | 運輸規則第38条第1項     | <p>「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反</p> <p>1 「2」「3」以外の違反(注1)</p> <p>①一部不適切<br/>②大部分不適切</p> <p>(新設)</p> <p>2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)</p>   | <p>警告<br/>10日車</p>                             | <p>10日車<br/>20日車</p>                               |
|                 |  |  | 別紙1  |                 |   |  | 別紙1  |

|   |            |   |            |
|---|------------|---|------------|
| <p>4 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(3の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転及び過労運転を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注3)</p>   | <p>別紙2</p> | <p>3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転及び過労運転を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)</p> | <p>別紙2</p> |
| <p>(注1)<br/>「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。<br/>(注2)<br/>酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る飲酒運転防止に関する指導について、明らかに実施されていることを指導記録により事業者が証明した場合を除く。<br/>(注3)<br/>通達本文3.(4)の規定により、別途個別に処分するものとする。</p> |            | <p>(注1)<br/>「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。<br/>(新設)<br/>(注2)<br/>通達本文3.(4)の規定により、別途個別に処分するものとする。</p>                                       |            |

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p>一部改正 平成21年11月20日</p> <p>一部改正 平成22年1月27日</p> <p>一部改正 平成22年3月29日</p> <p>一部改正 平成24年4月13日</p> <p>一部改正 平成25年9月20日</p> <p>一部改正 平成26年1月27日</p> <p>一部改正 平成26年4月30日</p> <p>一部改正 平成29年1月16日</p> <p>一部改正 平成29年3月16日</p> <p>一部改正 平成30年4月16日</p> <p>一部改正 令和2年11月27日</p> <p>一部改正 令和3年5月31日</p> <p>一部改正 令和5年9月29日</p> <p><b>一部改正 令和6年3月29日</b></p> <p>関東運輸局長 神谷俊広<br/>                 東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>                 神奈川運輸支局長 石橋健<br/>                 埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>                 群馬運輸支局長 栗本久<br/>                 千葉運輸支局長 飯村勉<br/>                 茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>                 栃木運輸支局長 四月朔日功一</p> | <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p>一部改正 平成21年11月20日</p> <p>一部改正 平成22年1月27日</p> <p>一部改正 平成22年3月29日</p> <p>一部改正 平成24年4月13日</p> <p>一部改正 平成25年9月20日</p> <p>一部改正 平成26年1月27日</p> <p>一部改正 平成26年4月30日</p> <p>一部改正 平成29年1月16日</p> <p>一部改正 平成29年3月16日</p> <p>一部改正 平成30年4月16日</p> <p>一部改正 令和2年11月27日</p> <p>一部改正 令和3年5月31日</p> <p>一部改正 令和5年9月29日</p> <p>関東運輸局長 神谷俊広<br/>                 東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>                 神奈川運輸支局長 石橋健<br/>                 埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>                 群馬運輸支局長 栗本久<br/>                 千葉運輸支局長 飯村勉<br/>                 茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>                 栃木運輸支局長 四月朔日功一</p> |

山梨運輸支局長 春原俊男

(略)

附 則 (略)

附 則 (令和6年3月29日 関自監旅第392号、関自旅二第3136号、関自保第291号 一部改正)

1. 本公示は、令和6年4月1日から施行する。
2. 令和6年3月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

山梨運輸支局長 春原俊男

(略)

附 則 (略)

(新設)

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成21年10月1日付け関自監旅客第219号、関自旅二第1116号、関自保第230号)別表第1(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準)

| 新                     |  |            |                | 旧                     |  |            |                |
|-----------------------|--|------------|----------------|-----------------------|--|------------|----------------|
| 適用条項                  | 違反行為事項                                     | 基準日車等      |                | 適用条項                  | 違反行為事項   | 基準日車等      |                |
|                       |  | 初違反        | 再違反            |                       |  | 初違反        | 再違反            |
| 運送法第9条の3第5項           | 料金事前届出、料金変更事前届出違反                          | 20日車       | 40日車           | 運送法第9条の3第3項           | 料金事前届出、料金変更事前届出違反  | 20日車       | 40日車           |
| 運送法第9条の3第6項(第9条第7項準用) | 料金の変更命令違反                                  | 60日車       | 通達本文6.(1)⑦イによる | 運送法第9条の3第4項(第9条第6項準用) | 料金の変更命令違反  | 60日車       | 通達本文6.(1)⑦イによる |
| 運輸規則第36条第2項           | 新任運転者に対する指導、監督義務違反<br>①不適切5名以下<br>②不適切6名以上 | 警告<br>10日車 | 10日車<br>20日車   | 運輸規則第36条第2項           | 新任運転者に対する指導、監督義務違反(10日間の指導、監督の未実施)<br>①不適切5名以下<br>②不適切6名以上 | 警告<br>10日車 | 10日車<br>20日車   |

別添

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>国自安第 60号<br/>                     国自旅第 128号<br/>                     国自整第 54号<br/>                     平成21年 9月29日<br/>                     一部改正 平成21年11月20日<br/>                     一部改正 平成22年 1月25日<br/>                     一部改正 平成22年 3月29日<br/>                     一部改正 平成24年 4月 6日<br/>                     一部改正 平成25年 9月17日<br/>                     一部改正 平成26年 1月24日<br/>                     一部改正 平成26年 4月25日<br/>                     一部改正 平成29年 1月13日<br/>                     一部改正 平成29年 3月14日<br/>                     一部改正 平成30年 3月30日<br/>                     一部改正 令和 2年11月18日<br/>                     一部改正 令和 3年 5月28日<br/> <u>一部改正 令和 5年 9月29日</u></p> | <p>国自安第 60号<br/>                     国自旅第 128号<br/>                     国自整第 54号<br/>                     平成21年 9月29日<br/>                     一部改正 平成21年11月20日<br/>                     一部改正 平成22年 1月25日<br/>                     一部改正 平成22年 3月29日<br/>                     一部改正 平成24年 4月 6日<br/>                     一部改正 平成25年 9月17日<br/>                     一部改正 平成26年 1月24日<br/>                     一部改正 平成26年 4月25日<br/>                     一部改正 平成29年 1月13日<br/>                     一部改正 平成29年 3月14日<br/>                     一部改正 平成30年 3月30日<br/>                     一部改正 令和 2年11月18日<br/>                     一部改正 令和 3年 5月28日</p> |
| <p>各地方運輸局長 殿<br/>                     沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>(略)<br/>                     1. 通則<br/>                     (1)～(7)(略)</p>  | <p>各地方運輸局長 殿<br/>                     沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>(略)<br/>                     1. 通則<br/>                     (1)～(7)(略)</p>   |

(8) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項までの規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者（最初に事故に関与した車両等の運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。）と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の内容が次に掲げる場合は、(5)から(7)までの基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)から(7)までの基準による基準日車等の2倍を上回らないもの（(5)から(7)までの基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車）とする。

①・②（略）

(9)～(13)（略）

(14) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第6項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(13)①から④までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者が法人の合併又は相続があった場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして行政処分等を行う。

(16)（略）

#### 4. 事業の停止処分

(1)（略）

①（略）

② 違反点数の付与により、一の管轄区域における累積点数が101点以上となつた場合（①に該当せず、かつ、累積点数が101点以上となった日から過去3年以内において、当該管轄区域内において①による事業の停止処分を受けていない場合に限る。）

③（略）

④（略）

イ～ハ（略）

ニ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規

(8) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項までの規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の内容が次に掲げる場合は、(5)から(7)までの基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)から(7)までの基準による基準日車等の2倍を上回らないもの（(5)から(7)までの基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車）とする。

①・②（略）

(9)～(13)（略）

(14) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第5項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(13)①から④までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者が法人の合併又は相続があった場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして行政処分を行う。

(16)（略）

#### 4. 事業の停止処分

(1)（略）

①（略）

② 違反点数の付与により、一の管轄区域における累積点数が101点以上なつた場合（①に該当せず、かつ、累積点数が101点以上となった日から過去3年以内において、当該管轄区域内において①による事業の停止処分を受けていない場合に限る。）

③（略）

④（略）

イ～ハ（略）

ニ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規

|  |  |
|--|--|
| <p>規定に違反して、<u>全運転者等</u>に対して点呼を全く実施していない場合<br/>ホ～ヌ（略）<br/>（2）～（10）（略）<br/>附 則（略）<br/><u>附 則（令和5年9月29日 国自安第72号、国自旅第173号、国自整第17号）</u><br/><u>1. この通達は、令和5年10月1日から施行する。</u><br/><u>2. 令和5年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した違反行為にあっては、改正後の運輸規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。</u></p> | <p>定に違反して、<u>全運転者</u>に対して点呼を全く実施していない場合<br/>ホ～ヌ（略）<br/>（2）～（10）（略）<br/>附 則（略）<br/>（新設）</p> |
|--|--|

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成21年10月1日付け関自監旅客第219号、関自旅二第1116号、関自保第230号)別表第1(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準)

| 新           |   |   |  | 旧           |   |   |  |
|-------------|---|---|--|-------------|---|---|--|
| 適用条項        | 違反行為事項  | 基準日車等   |  | 適用条項        | 違反行為事項  | 基準日車等                                       |  |
|             |   | 初違反   | 再違反  |             |   | 初違反   | 再違反  |
| 運輸規則第21条第5項 | 1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1)<br>①未受診者1名<br>②未受診者2名<br>③未受診者3名以上<br><br>2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3)<br><br>3 疾病、疲労等による乗務<br><br>4 薬物等使用乗務  | 警告<br>20日車<br>40日車<br><br>40日車<br><br>80日車<br><br>100日車 | 10日車<br>40日車<br>80日車<br><br>80日車<br><br>160日車<br><br>200日車 | 運輸規則第21条第5項 | 1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注)<br>①未受診者1名<br>②未受診者2名<br>③未受診者3名以上<br><br>(新設)<br><br>2 疾病、疲労等による乗務<br><br>3 薬物等使用乗務 | 警告<br>20日車<br>40日車<br><br>80日車<br><br>100日車 | 10日車<br>40日車<br>80日車<br><br>160日車<br><br>200日車 |
|             | (注1)<br>疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。<br>(注2)<br>健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。<br>(注3)<br>事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診せずに乗車させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。<br>なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。 |   |  |             | (注)<br>疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。<br>(新設)<br><br>(新設)                            |   |  |

## 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p data-bbox="174 347 1003 375">一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p data-bbox="71 422 1106 486">一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="734 603 1048 742">           関自監旅 第219号<br/>           関自旅二 第1116号<br/>           関自保 第230号<br/>           平成21年9月30日         </p> <p data-bbox="600 750 1048 1141">           一部改正 平成21年11月20日<br/>           一部改正 平成22年1月27日<br/>           一部改正 平成22年3月29日<br/>           一部改正 平成24年4月13日<br/>           一部改正 平成25年9月20日<br/>           一部改正 平成26年1月27日<br/>           一部改正 平成26年4月30日<br/>           一部改正 平成29年1月16日<br/>           一部改正 平成29年3月16日<br/>           一部改正 平成30年4月16日<br/> <u>一部改正 令和2年11月27日</u> </p> <p data-bbox="600 1189 1048 1469">           関東運輸局長 神谷俊広<br/>           東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>           神奈川運輸支局長 石橋健<br/>           埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>           群馬運輸支局長 栗本久<br/>           千葉運輸支局長 飯村勉<br/>           茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>           栃木運輸支局長 四月朔日功一         </p> | <p data-bbox="1232 347 2060 375">一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p data-bbox="1128 422 2168 486">一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1792 603 2105 742">           関自監旅 第219号<br/>           関自旅二 第1116号<br/>           関自保 第230号<br/>           平成21年9月30日         </p> <p data-bbox="1657 750 2105 1141">           一部改正 平成21年11月20日<br/>           一部改正 平成22年1月27日<br/>           一部改正 平成22年3月29日<br/>           一部改正 平成24年4月13日<br/>           一部改正 平成25年9月20日<br/>           一部改正 平成26年1月27日<br/>           一部改正 平成26年4月30日<br/>           一部改正 平成29年1月16日<br/>           一部改正 平成29年3月16日<br/>           一部改正 平成30年4月16日         </p> <p data-bbox="1657 1189 2105 1469">           関東運輸局長 神谷俊広<br/>           東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>           神奈川運輸支局長 石橋健<br/>           埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>           群馬運輸支局長 栗本久<br/>           千葉運輸支局長 飯村勉<br/>           茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>           栃木運輸支局長 四月朔日功一         </p> |

山梨運輸支局長 春原俊男

## 記

一般乗用旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の法令違反について、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第40条、タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。)第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。)第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。

なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成14年1月17日付け国自総第414号、国自旅第139号、国自整第137号。以下「14年通達」という。)は、廃止する。

## 1. (略)

## 2. 法令違反に係る点数制度

## (1)～(3) (略)

(4)違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日(行政処分を行うべく決裁を行った日。以下同じ。)から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。

ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

## ①～③ (略)

④ 当該行政処分を行った日から2年間、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無車検運行又は無保険運行がないこと。

## (5)～(8) (略)

## 3. 自動車等の使用停止処分

## (1)～(3) (略)

山梨運輸支局長 春原俊男

## 記

一般乗用旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の法令違反について、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第40条、タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。)第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。)第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。

なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成14年1月17日付け国自総第414号、国自旅第139号、国自整第137号。以下「14年通達」という。)は、廃止する。

## 1. ～6. (略)

## 附 則 (略)

## (1)～(3) (略)

(4)違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日(行政処分を行うべく決裁を行った日。以下同じ。)から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。

ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

## ①～③ (略)

④ 当該行政処分を行った日から2年間、過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検運行、無保険運行又は救護義務違反がないこと。

## (5)～(8) (略)

## 3. 自動車等の使用停止処分

## (1)～(3) (略)

(4) 運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等(重大事故等、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。)に基づくものについては、(3)後段の規定にかかわらず、別表第1の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分するものとする。

(5)～(6) (略)

#### 4. 事業の停止処分

(1)～(6) (略)

(7) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② (略)

(8) (略)

(9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)又は(7)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② (略)

(10) (略)

5. ～6. (略)

附 則 (略)

附 則 (令和2年11月27日 関自監旅第208号、関自旅二第1670号、関自保第199号 一部改正)

1. 本公示は、令和2年11月27日から施行する。

2. 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

(4) 運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等(重大事故等、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、過労運転、無免許運転、救護義務違反又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。)に基づくものについては、(3)後段の規定にかかわらず、別表第1の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分するものとする。

(5)～(6) (略)

#### 4. 事業の停止処分

(1)～(6) (略)

(7) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② (略)

(8) (略)

(9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)又は(7)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② (略)

(10) (略)

5. ～6. (略)

## 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p data-bbox="174 347 1003 379">一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p data-bbox="71 422 1106 486">一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="600 603 1048 1109">           関自監旅 第219号<br/>           関自旅二 第1116号<br/>           関自保 第230号<br/>           平成21年9月30日<br/>           一部改正 平成21年11月20日<br/>           一部改正 平成22年1月27日<br/>           一部改正 平成22年3月29日<br/>           一部改正 平成24年4月13日<br/>           一部改正 平成25年9月20日<br/>           一部改正 平成26年1月27日<br/>           一部改正 平成26年4月30日<br/>           一部改正 平成29年1月16日<br/>           一部改正 平成29年3月16日<br/> <u>一部改正 平成30年4月16日</u> </p> <p data-bbox="600 1149 1025 1469">           関東運輸局長 神谷俊広<br/>           東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>           神奈川運輸支局長 石橋健<br/>           埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>           群馬運輸支局長 栗本久<br/>           千葉運輸支局長 飯村勉<br/>           茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>           栃木運輸支局長 四月朔日功一<br/>           山梨運輸支局長 春原俊男         </p> | <p data-bbox="1236 347 2065 379">一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p data-bbox="1133 422 2154 486">一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1662 603 2110 1069">           関自監旅 第219号<br/>           関自旅二 第1116号<br/>           関自保 第230号<br/>           平成21年9月30日<br/>           一部改正 平成21年11月20日<br/>           一部改正 平成22年1月27日<br/>           一部改正 平成22年3月29日<br/>           一部改正 平成24年4月13日<br/>           一部改正 平成25年9月20日<br/>           一部改正 平成26年1月27日<br/>           一部改正 平成26年4月30日<br/>           一部改正 平成29年1月16日<br/>           一部改正 平成29年3月16日         </p> <p data-bbox="1662 1109 2087 1436">           関東運輸局長 神谷俊広<br/>           東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>           神奈川運輸支局長 石橋健<br/>           埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>           群馬運輸支局長 栗本久<br/>           千葉運輸支局長 飯村勉<br/>           茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>           栃木運輸支局長 四月朔日功一<br/>           山梨運輸支局長 春原俊男         </p> |

## 記

一般乗用旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の法令違反について、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第40条、タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。)第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。)第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。

なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成14年1月17日付け国自総第414号、国自旅第139号、国自整第137号。以下「14年通達」という。)は、廃止する。

1. ～6. (略)

附 則 (略)

附 則 (平成30年4月16日 関自監旅第23号、国自旅二第60号、国自保第26号  
一部改正)

1. この通達は、平成30年7月1日から施行する。
2. 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

## 記

一般乗用旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の法令違反について、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第40条、タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。)第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。)第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。

なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成14年1月17日付け国自総第414号、国自旅第139号、国自整第137号。以下「14年通達」という。)は、廃止する。

1. ～6. (略)

附 則 (略)

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

| 新                        |  |                                       |   | 旧                        |   |                                       |  |
|--------------------------|--|---------------------------------------|---|--------------------------|---|---------------------------------------|--|
| 適用条項                     | 違反行為   | 基準日車等                                 |   | 適用条項                     | 違反行為  | 基準日車等                                 |  |
|                          |  | 初違反                                   | 再違反                                       |                          |   | 初違反                                   | 再違反                                    |
| 運送法第27条第3項<br>運輸規則第3条第2項 | 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項<br>苦情処理の記録、保存義務違反<br>1 記録なし   | 警告                                    | 10日車                                      | 運送法第27条第3項<br>運輸規則第3条第2項 | 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項<br>苦情処理の記録、保存義務違反<br>1 記録なし  | 警告                                    | 10日車                                   |
|                          | 2 記載事項の不備  | 警告                                    | 10日車                                      |                          | 2 記載事項の不備   | 警告                                    | 10日車                                   |
|                          | 3 記録の改ざん・不実記載  | 60日車                                  | 120日車                                     |                          | 3 記録の改ざん・不実記載   | 30日車                                  | 60日車                                   |
| 運輸規則第21条第1項              | 1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。))に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反<br>①設定不適切(※)<br>②未設定(※)   | 警告 (警告)<br>10日車 (15日車)                | 10日車 (15日車)<br>20日車 (30日車)                | 運輸規則第21条第1項              | 1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。))に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反<br>①設定不適切(※)<br>②未設定(※)                        | 警告 (警告)<br>10日車 (15日車)                | 10日車 (15日車)<br>20日車 (30日車)             |
|                          | 2 乗務時間等告示の遵守違反(注1)<br>①各事項の未遵守計5件以下(※)<br>②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※)<br>③各事項の未遵守計16件以上(※)(注2)   | 警告<br>10日車<br>20日車                    | 10日車<br>20日車<br>40日車                      |                          | 2 乗務時間等告示の遵守違反<br>①各事項の未遵守計5件以下(※)<br>②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※)<br>③各事項の未遵守計16件以上(※)(注)   | 警告<br>10日車<br>20日車                    | 10日車<br>20日車<br>40日車                   |
|                          | (注1)<br>1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し、処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、上記の処分日車数に合算する。<br>① 各事項の未遵守計1件 10日車<br>② 各事項の未遵守計2件以上 20日車<br>(注2)<br>通達本文4.(1)④ハに該当するものを除く。 |                                       |   |                          | (注)<br>通達本文4.(1)④ハハに該当するものを除く。  |                                       |  |
| 運輸規則第21条第5項              | 1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注)<br>①未受診者1名<br>②未受診者2名<br>③未受診者3名以上<br>2 疾病、疲労等による乗務<br>3 薬物等使用乗務<br>(注)<br>疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。                                    | 警告<br>20日車<br>40日車<br>80日車<br>100日車   | 10日車<br>40日車<br>80日車<br>160日車<br>200日車    | 運輸規則第21条第5項              | 1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注)<br>①未受診者50%未満<br>②未受診者50%以上<br>2 疾病、疲労等による乗務<br>3 薬物等使用乗務<br>(注)<br>疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。                      | 警告<br>10日車<br>80日車<br>100日車           | 10日車<br>20日車<br>160日車<br>200日車         |
| 運輸規則第24条第5項              | 点呼の記録義務違反<br>1 記録<br>①一部記録なし(※)<br>②全て記録なし(※)<br>2 記載事項の不備(※)<br>3 記録の改ざん・不実記載(※)<br>4 記録の保存<br>①一部保存なし(※)<br>②全て保存なし(※)   | 警告 (警告)<br>30日車 (45日車)                | 10日車 (15日車)<br>60日車 (90日車)                | 運輸規則第24条第5項              | 点呼の記録義務違反<br>1 記録<br>①一部記録なし(※)<br>②全て記録なし(※)<br>2 記載事項の不備(※)<br>3 記録の改ざん・不実記載(※)<br>4 記録の保存<br>①一部保存なし(※)<br>②全て保存なし(※)  | 警告 (警告)<br>30日車 (45日車)                | 10日車(15日車)<br>60日車(90日車)               |
| 運輸規則第25条第3項、<br>第4項      | 乗務等の記録義務違反<br>1 記録(30乗務に対して)<br>①記録なし5件以下(※)<br>②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(※)<br>③全て記録なし(※)<br>2 記録事項の不備(※)<br>3 記録の改ざん・不実記載(※)<br>4 記録の保存<br>①一部保存なし(※)<br>②全て保存なし(※)                      | 警告 (警告)<br>10日車 (15日車)<br>30日車 (45日車) | 10日車 (15日車)<br>20日車 (30日車)<br>60日車 (90日車) | 運輸規則第25条第3項、<br>第4項      | 乗務等の記録義務違反<br>1 記録(30乗務に対して)<br>①記録なし5件以下(※)<br>②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(※)<br>③全て記録なし(※)<br>2 記録事項の不備(※)<br>3 記録の改ざん・不実記載(※)<br>4 記録の保存<br>①一部保存なし(※)<br>②全て保存なし(※) | 警告 (警告)<br>10日車 (15日車)<br>30日車 (45日車) | 10日車(15日車)<br>20日車(30日車)<br>60日車(90日車) |

|                           |  |  |                           |  |  |
|---------------------------|--|--|---------------------------|--|--|
| 運輸規則第26条第2項               | <p>運行記録計による記録義務違反</p> <p>1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して)</p> <p>①記録なし5件以下(◎)</p> <p>②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(◎)</p> <p>③全て記録なし(◎)</p> <p>2 記録の改ざん・不実記載(◎)</p> <p>3 記録の保存</p> <p>①一部保存なし(◎)</p> <p>②全て保存なし(◎)</p> | <p>警告</p> <p>10日車</p> <p>10日車</p> <p>30日車</p> <p>60日車</p> <p>60日車</p> <p>120日車</p> <p>警告</p> <p>30日車</p> <p>10日車</p> <p>60日車</p> | 運輸規則第26条第2項               | <p>運行記録計による記録義務違反</p> <p>1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して)</p> <p>①記録なし5件以下(◎)</p> <p>②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(◎)</p> <p>③全て記録なし(◎)</p> <p>2 記録の改ざん・不実記載(◎)</p> <p>3 記録の保存</p> <p>①一部保存なし(◎)</p> <p>②全て保存なし(◎)</p> | <p>警告</p> <p>10日車</p> <p>10日車</p> <p>30日車</p> <p>60日車</p> <p>60日車</p> <p>120日車</p> <p>警告</p> <p>30日車</p> <p>10日車</p> <p>20日車</p> |
| 運輸規則第38条第1項               | <p>運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存</p> <p>1 記録</p> <p>①一部記録なし又は記録の一部保存なし</p> <p>②全て記録なし又は記録の全部保存なし</p> <p>2 記載事項等の不備</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載</p> <p>(削除)</p>   | <p>警告</p> <p>40日車</p> <p>警告</p> <p>警告</p> <p>60日車</p> <p>10日車</p> <p>120日車</p>   | 運輸規則第38条第1項               | <p>運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存</p> <p>1 記録</p> <p>①一部記録なし</p> <p>②全て記録なし</p> <p>2 記載事項等の不備</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載</p> <p>4 記録の保存義務違反</p>  | <p>警告</p> <p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>警告</p> <p>警告</p> <p>30日車</p> <p>警告</p> <p>10日車</p> <p>120日車</p>                             |
| 運輸規則第40条第3項               | <p>地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反</p> <p>1 記録</p> <p>①一部記録なし</p> <p>②全て記録なし</p> <p>2 記録の改ざん・不実記載</p>   | <p>警告</p> <p>10日車</p> <p>60日車</p> <p>10日車</p> <p>120日車</p>   | 運輸規則第40条第3項               | <p>地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反</p> <p>1 記録</p> <p>①一部記録なし</p> <p>②全て記録なし</p> <p>2 記録の改ざん・不実記載</p>   | <p>警告</p> <p>10日車</p> <p>30日車</p> <p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>60日車</p>  |
| 運輸規則第45条<br>(車両法第49条)     | <p>点検整備関係義務違反</p> <p>点検整備記録簿等の記載義務違反等</p> <p>1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿)</p> <p>①未記載3枚以下</p> <p>②未記載4枚</p> <p>2 記載不適切</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載</p>  | <p>警告</p> <p>3日車×違反車両数</p> <p>3日車×違反車両数</p> <p>6日車×違反車両数</p> <p>警告</p> <p>警告</p> <p>60日車</p> <p>120日車</p>                        | 運輸規則第45条<br>(車両法第49条)     | <p>点検整備関係義務違反</p> <p>点検整備記録簿等の記載義務違反等</p> <p>1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿)</p> <p>①未記載3枚以下</p> <p>②未記載4枚</p> <p>2 記載不適切</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載</p>  | <p>警告</p> <p>3日車×違反車両数</p> <p>3日車×違反車両数</p> <p>6日車×違反車両数</p> <p>警告</p> <p>警告</p> <p>30日車</p> <p>60日車</p>                         |
| 運送法第29条                   | <p>自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反</p> <p>1 未届出</p> <p>2 虚偽届出</p>  | <p>10日車</p> <p>60日車</p> <p>20日車</p> <p>120日車</p>   | 運送法第29条                   | <p>自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反</p> <p>1 未届出</p> <p>2 虚偽届出</p>  | <p>10日車</p> <p>40日車</p> <p>20日車</p> <p>80日車</p>  |
| 運送法第30条第2項                | <p>事業の健全な発達を阻害する競争</p> <p>1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用</p> <p>2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1)</p> <p>①未加入者1名</p> <p>②未加入者2名</p> <p>③未加入者3名以上</p>                                   | <p>40日車×違反車両数</p> <p>80日車×違反車両数</p> <p>警告</p> <p>20日車</p> <p>40日車</p> <p>40日車</p> <p>10日車</p> <p>40日車</p> <p>80日車</p>            | 運送法第30条第2項                | <p>事業の健全な発達を阻害する競争</p> <p>1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用</p> <p>2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1)</p> <p>①一部未加入のもの</p> <p>②全て未加入のもの</p>  | <p>40日車×違反車両数</p> <p>80日車×違反車両数</p> <p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>20日車</p> <p>20日車</p> <p>20日車</p>                                  |
| 運送法第86条第1項                | <p>許可等の条件又は期限違反</p> <p>1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注)</p> <p>①未加入者1名</p> <p>②未加入者2名</p> <p>③未加入者3名以上</p>   | <p>警告</p> <p>20日車</p> <p>40日車</p> <p>40日車</p> <p>10日車</p> <p>40日車</p> <p>80日車</p>  | 運送法第86条第1項                | <p>許可等の条件又は期限違反</p> <p>1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注)</p> <p>①一部未加入のもの</p> <p>②全て未加入のもの</p>  | <p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>20日車</p> <p>20日車</p> <p>40日車</p>  |
| 運送法第94条第1項                | <p>報告義務違反</p> <p>1 未報告</p> <p>2 虚偽の報告</p>  | <p>警告</p> <p>60日車</p> <p>10日車</p> <p>120日車</p>   | 運送法第94条第1項                | <p>報告義務違反</p> <p>1 未報告</p> <p>2 虚偽の報告</p>  | <p>警告</p> <p>40日車</p> <p>10日車</p> <p>80日車</p>  |
| タクシー業務適正化特別措置法<br>第51条第1項 | <p>報告義務違反等</p> <p>1 未報告</p> <p>2 虚偽の報告</p> <p>3 検査拒否、虚偽陳述</p> <p>通達本文4.(1)④及び6.(1)⑥による</p>   | <p>警告</p> <p>60日車</p> <p>10日車</p> <p>120日車</p>   | タクシー業務適正化特別措置法<br>第51条第1項 | <p>報告義務違反等</p> <p>1 未報告</p> <p>2 虚偽の報告</p> <p>3 検査拒否、虚偽陳述</p> <p>通達本文4.(1)④及び6.(1)⑥による</p>   | <p>警告</p> <p>40日車</p> <p>10日車</p> <p>80日車</p>  |
| タクシー適正化・活性化法              | 報告義務違反   |  | タクシー適正化・活性化法              | 報告義務違反   |  |

|                        |                            |                   |                      |                        |                            |                   |                     |
|------------------------|----------------------------|-------------------|----------------------|------------------------|----------------------------|-------------------|---------------------|
| 第16条の2                 | 1 未報告<br>2 虚偽の報告           | 警告<br><u>60日車</u> | 10日車<br><u>120日車</u> | 第16条の2                 | 1 未報告<br>2 虚偽の報告           | 警告<br><u>40日車</u> | 10日車<br><u>80日車</u> |
| 効シ-適正化・活性化法<br>第17条第1項 | 報告義務違反<br>1 未報告<br>2 虚偽の報告 | 警告<br><u>60日車</u> | 10日車<br><u>120日車</u> | 効シ-適正化・活性化法<br>第17条第1項 | 報告義務違反<br>1 未報告<br>2 虚偽の報告 | 警告<br><u>40日車</u> | 10日車<br><u>80日車</u> |

## 「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（新旧対照表）

別紙

| 改 正  | 現 行  |
|--|--|
| <p data-bbox="188 272 1010 300">一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p data-bbox="62 339 1104 400">一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="584 469 1010 890">           関自監旅 第219号<br/>           関自旅二 第1116号<br/>           関自保 第230号<br/>           平成21年 9月30日<br/>           一部改正 平成21年11月20日<br/>           一部改正 平成22年 1月27日<br/>           一部改正 平成22年 3月29日<br/>           一部改正 平成24年 4月13日<br/>           一部改正 平成25年 9月20日<br/>           一部改正 平成26年 1月27日<br/>           一部改正 平成26年 4月30日<br/>           一部改正 平成29年 1月16日<br/>           一部改正 平成29年 3月16日         </p> <p data-bbox="584 922 999 1214">           関東運輸局長 神谷俊広<br/>           東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>           神奈川運輸支局長 石橋健<br/>           埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>           群馬運輸支局長 栗本久<br/>           千葉運輸支局長 飯村勉<br/>           茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>           栃木運輸支局長 四月朔日功一<br/>           山梨運輸支局長 春原俊男         </p> <p data-bbox="568 1251 600 1278">記</p> <p data-bbox="62 1315 1081 1471">一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項及び及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下</p> | <p data-bbox="1245 272 2067 300">一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p data-bbox="1128 339 2143 432">一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1644 469 2069 855">           関自監旅 第219号<br/>           関自旅二 第1116号<br/>           関自保 第230号<br/>           平成21年 9月30日<br/>           一部改正 平成21年11月20日<br/>           一部改正 平成22年 1月27日<br/>           一部改正 平成22年 3月29日<br/>           一部改正 平成24年 4月13日<br/>           一部改正 平成25年 9月20日<br/>           一部改正 平成26年 1月27日<br/>           一部改正 平成26年 4月30日<br/>           一部改正 平成29年 1月16日         </p> <p data-bbox="1644 922 2069 1214">           関東運輸局長 神谷俊広<br/>           東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>           神奈川運輸支局長 石橋健<br/>           埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>           群馬運輸支局長 栗本久<br/>           千葉運輸支局長 飯村勉<br/>           茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>           栃木運輸支局長 四月朔日功一<br/>           山梨運輸支局長 春原俊男         </p> <p data-bbox="1621 1251 1653 1278">記</p> <p data-bbox="1128 1315 2143 1471">一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項及び及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下</p> |

「タクシー適正化・活性化法」という。)第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定める。

なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(公示)」(以下「平成14年公示」という。)は、廃止する。

1.～6. (略)

附 則 (略)

附 則 (平成29年3月16日 関自監旅第391号、関自旅二第2038号、  
関自保第543号 一部改正)

この通達は、平成29年3月21日から施行する。

「タクシー適正化・活性化法」という。)第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定める。

なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(公示)」(以下「平成14年公示」という。)は、廃止する。

1.～6. (略)

附 則 (略)

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

| 新                 |  |                             |                                | 旧                 |   |                             |                                |
|-------------------|--|-----------------------------|--------------------------------|-------------------|---|-----------------------------|--------------------------------|
| 適用条項              | 違反行為事項   | 基準日車等                       |                                | 適用条項              | 違反行為事項  | 基準日車等                       |                                |
|                   |  | 初違反                         | 再違反                            |                   |   | 初違反                         | 再違反                            |
| 運送法第23条第2項<br>(略) |  |                             |                                | 運送法第23条第2項<br>(略) |   |                             |                                |
| 運送法第27条第3項<br>(略) | 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反   |                             |                                | 運送法第27条第3項<br>(略) | 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反  |                             |                                |
| 運輸規則第21条第5項       | 1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注)<br>①未受診者50%未満<br>②未受診者50%以上<br>2 疾病、疲労等による乗務<br>3 薬物等使用乗務 | 警告<br>10日車<br>80日車<br>100日車 | 10日車<br>20日車<br>160日車<br>200日車 | 運輸規則第21条第5項       | 1 健康状態の把握義務違反<br>①把握不適切50%未満<br>②把握不適切50%以上<br>2 疾病、疲労等による乗務<br>3 薬物等使用乗務 | 警告<br>10日車<br>80日車<br>100日車 | 10日車<br>20日車<br>160日車<br>200日車 |
|                   | [注]<br>疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。                     |                             |                                |                   |   |                             |                                |
| 運輸規則第47条の9第3項     | 補助者の要件違反   | 警告                          | 10日車                           |                   |   |                             |                                |
| 運輸規則第69条          | 書類の適切管理義務違反<br>①一種類の管理不適切<br>②複数種類の管理不適切                                       | 警告<br>20日車                  | 10日車<br>40日車                   |                   |   |                             |                                |

別添

## 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: right;">関自監旅第219号<br/>関自旅二第1116号<br/>関自保第230号<br/>平成21年 9月30日</p> <p>一部改正 平成21年 11月20日<br/>一部改正 平成22年 1月27日<br/>一部改正 平成22年 3月29日<br/>一部改正 平成24年 4月13日<br/>一部改正 平成25年 9月20日<br/>一部改正 平成26年 1月27日<br/>一部改正 平成26年 4月30日<br/><u>一部改正 平成29年 1月16日</u></p> <p>関東運輸局長 神谷俊広<br/>東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>神奈川運輸支局長 石橋健<br/>埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>群馬運輸支局長 栗本久<br/>千葉運輸支局長 飯村勉<br/>茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>栃木運輸支局長 四月朔日功一<br/>山梨運輸支局長 春原俊男</p> | <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: right;">関自監旅第219号<br/>関自旅二第1116号<br/>関自保第230号<br/>平成21年 9月30日</p> <p>一部改正 平成21年 11月20日<br/>一部改正 平成22年 1月27日<br/>一部改正 平成22年 3月29日<br/>一部改正 平成24年 4月13日<br/>一部改正 平成25年 9月20日<br/>一部改正 平成26年 1月27日<br/>一部改正 平成26年 4月30日</p> <p>関東運輸局長 神谷俊広<br/>東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>神奈川運輸支局長 石橋健<br/>埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>群馬運輸支局長 栗本久<br/>千葉運輸支局長 飯村勉<br/>茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>栃木運輸支局長 四月朔日功一<br/>山梨運輸支局長 春原俊男</p> |
| <p style="text-align: center;">記</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路</p>   | <p style="text-align: center;">記</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路</p>   |

運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第40条、タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。)第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。)第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。

なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成14年1月17日付け国自総第414号、国自旅第139号、国自整第137号。以下「14年通達」という。)は、廃止する。

## 1. 通則

(1)・(2) (略)

(3)次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

① (略)

② 法第9条の3第4項の規定において準用する法第9条第6項、第16条第2項、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第4項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項、タク特法第18条の2又は第37条第8項及びタクシー適正化・活性化法第8条の9第1項から第3項まで、同条第5項、第8条の11第1項、第16条の4第3項又は第17条の2の規定による命令違反

③～⑤ (略)

(4)～(7) (略)

(8)違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項までの規定に係る違反行為をいう。)に伴い引き起こした重大事故等(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故(当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。)をいう。以下同じ。)の内容が次に掲げる場合は、(5)から(7)までの基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)から(7)までの基準による基準日車等の2倍を上回らないもの((5)から(7)までの基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車)とする。

①・② (略)

(9)～(16) (略)

2.・3. (略)

運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第40条、タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。)第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。)第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。

なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成14年1月17日付け国自総第414号、国自旅第139号、国自整第137号。以下「14年通達」という。)は、廃止する。

## 1. 通則

(1)・(2) (略)

(3)次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

① (略)

② 法第9条の3第4項の規定において準用する法第9条第6項、第16条第2項、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第3項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項、タク特法第18条の2又は第37条第8項及びタクシー適正化・活性化法第8条の9第1項から第3項まで、同条第5項、第8条の11第1項、第16条の4第3項又は第17条の2の規定による命令違反

③～⑤ (略)

(4)～(7) (略)

(8)違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項及び第2項の規定に係る違反行為をいう。)に伴い引き起こした重大事故等(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故(当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。)をいう。以下同じ。)の内容が次に掲げる場合は、(5)から(7)までの基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)から(7)までの基準による基準日車等の2倍を上回らないもの((5)から(7)までの基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車)とする。

①・② (略)

(9)～(16) (略)

2.・3. (略)

## 4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①から④までのいずれかに該当することとなった場合(5. (1)又は6. (1)に該当する場合を除く。)に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①から③までの累積点数による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、それぞれの基準に達した場合に行うものとする。

①～③ (略)

④ 次のいずれかに該当する場合(6. (1)⑥に該当する場合を除く。)

イ・ロ (略)

ハ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

ホ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合

ト～ヌ (略)

(2)～(10) (略)

5. (略)

## 6. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑧までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段的確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分、4. に規定する事業の停止処分又は5. に規定する営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことができるものとする。

## 4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①から④までのいずれかに該当することとなった場合(5. (1)又は6. (1)に該当する場合を除く。)に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①から③までの累積点数による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、それぞれの基準に達した場合に行うものとする。

①～③ (略)

④ 次のいずれかに該当する場合(6. (1)⑥に該当する場合を除く。)

イ・ロ (略)

ハ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

ホ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合

ト～ヌ (略)

(2)～(10) (略)

5. (略)

## 6. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑧までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段的確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分、4. に規定する事業の停止処分又は5. に規定する営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことができるものとする。

①～⑥ (略)

⑦ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

イ～二 (略)

ホ 法第27条第4項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

へ～レ (略)

⑧ 法第7条第1号、第7号又は第8号(事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。)に該当することとなった場合

(2) (略)

附則 (略)

附 則 (平成29年1月16日 関自監旅第317号、関自旅二第1663号、関自保第43号、一部改正)

この通達は、平成29年1月16日から施行する。

①～⑥ (略)

⑦ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

イ～二 (略)

ホ 法第27条第3項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

へ～レ (略)

⑧ 法第7条第1号、第3号又は第4号(事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。)に該当することとなった場合

(2) (略)

附則 (略)

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（新旧対照表）

別紙

| 改 正   | 現 行  |
|---|--|
| <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>関自監旅 第219号<br/>           関自旅二 第1116号<br/>           関自保 第230号<br/>           平成21年 9月30日<br/>           一部改正 平成21年11月20日<br/>           一部改正 平成22年 1月27日<br/>           一部改正 平成22年 3月29日<br/>           一部改正 平成24年 4月13日<br/>           一部改正 平成25年 9月20日<br/>           一部改正 平成26年 1月27日<br/> <u>一部改正 平成26年 4月30日</u></p> <p>関東運輸局長 神谷俊広<br/>           東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>           神奈川運輸支局長 石橋健<br/>           埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>           群馬運輸支局長 栗本久<br/>           千葉運輸支局長 飯村勉<br/>           茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>           栃木運輸支局長 四月朔日功一<br/>           山梨運輸支局長 春原俊男</p> <p>記</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項及び及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定める。</p> | <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>関自監旅 第219号<br/>           関自旅二 第1116号<br/>           関自保 第230号<br/>           平成21年 9月30日<br/>           一部改正 平成21年11月20日<br/>           一部改正 平成22年 1月27日<br/>           一部改正 平成22年 3月29日<br/>           一部改正 平成24年 4月13日<br/>           一部改正 平成25年 9月20日<br/>           一部改正 平成26年 1月27日</p> <p>関東運輸局長 神谷俊広<br/>           東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>           神奈川運輸支局長 石橋健<br/>           埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>           群馬運輸支局長 栗本久<br/>           千葉運輸支局長 飯村勉<br/>           茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>           栃木運輸支局長 四月朔日功一<br/>           山梨運輸支局長 春原俊男</p> <p>記</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項及び及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定める。</p> |

なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（公示）」（以下「平成14年公示」という。）は、廃止する。

1. 通則 略
2. 法令違反に係る点数制度 略
3. 自動車等の使用停止処分 略
4. 事業の停止処分 略
5. 営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令 略
6. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の から までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分、4. に規定する事業の停止処分又は5. に規定する営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことができるものとする。

～ 略

次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

イ～タ 略

レ タクシー適正化・活性化法第17条の2に規定する確保命令

略

(2) 略

附則

1. この通達は、平成21年10月1日から施行する。
2. 1.(8)、3.(6)、4.(5)、(7)及び(10)並びに別表の規定は、この通達の施行後に違反行為があったものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成14年通達の規定により行政処分等を行うものとする。
3. この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年通達1.(8)の規定はなおその効力を有するものとする。

なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（公示）」（以下「平成14年公示」という。）は、廃止する。

1. 通則 略
2. 法令違反に係る点数制度 略
3. 自動車等の使用停止処分 略
4. 事業の停止処分 略
5. 営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令 略
6. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の から までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分、4. に規定する事業の停止処分又は5. に規定する営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことができるものとする。

～ 略

次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

イ～タ 略

レ タクシー適正化・活性化法第17条の2に規定する **輸送の安全確保**命令

略

(2) 略

附則

1. この通達は、平成21年10月1日から施行する。
2. 1.(8)、3.(6)、4.(5)、(7)及び(10)並びに別表の規定は、この通達の施行後に違反行為があったものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成14年通達の規定により行政処分等を行うものとする。
3. この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年通達1.(8)の規定はなおその効力を有するものとする。

附則（平成21年11月20日関自監旅第306号、関自旅二第1360号、関自保第316号、一部改正）

この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附則（平成22年1月27日 関自監旅第413号、関自旅二第2087号、関自保第394号、一部改正）

この通達は、平成22年1月27日から施行する。

附則（平成22年3月29日 関自監旅第505号、関自旅二第3203号、関自保第474号、一部改正）

この通達は、平成22年3月29日から施行する。

附則（平成24年4月13日 関自監旅第32号、関自旅二第88号、関自保第32号、一部改正）

この通達は、平成24年4月16日から施行する。

附則（関自監旅第304号、関自旅二第937号、関自保第322号、一部改正）

1. この通達は、平成25年11月1日から施行する。
2. この通達の施行の日前に確認した違反行為であって、この通達の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この通達の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
3. 4.（1）の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、廃止前の「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け公示、関自監旅第309号、関自旅二第1361号、関自保第319号、平成24年4月13日一部改正）に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。
4. 「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け公示、関自監旅第219号、関自旅二第1116号、関自保第230号、平成24年4月13日一部改正）は平成25年10月31日限り廃止する。

附 則（平成26年1月27日 関自監旅第526号、関自旅二第1546号、関自保第592号 一部改正）

1. この通達は、平成26年1月27日から施行する。
2. この通達の施行の日前に確認した違反行為であって、この通達の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この通達の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

附則（平成21年11月20日関自監旅第306号、関自旅二第1360号、関自保第316号、一部改正）

この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附則（平成22年1月27日 関自監旅第413号、関自旅二第2087号、関自保第394号、一部改正）

この通達は、平成22年1月27日から施行する。

附則（平成22年3月29日 関自監旅第505号、関自旅二第3203号、関自保第474号、一部改正）

この通達は、平成22年3月29日から施行する。

附則（平成24年4月13日 関自監旅第32号、関自旅二第88号、関自保第32号、一部改正）

この通達は、平成24年4月16日から施行する。

附則（関自監旅第304号、関自旅二第937号、関自保第322号、一部改正）

1. この通達は、平成25年11月1日から施行する。
2. この通達の施行の日前に確認した違反行為であって、この通達の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この通達の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
3. 4.（1）の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、廃止前の「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け公示、関自監旅第309号、関自旅二第1361号、関自保第319号、平成24年4月13日一部改正）に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。
4. 「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け公示、関自監旅第219号、関自旅二第1116号、関自保第230号、平成24年4月13日一部改正）は平成25年10月31日限り廃止する。

附 則（平成26年1月27日 関自監旅第526号、関自旅二第1546号、関自保第592号 一部改正）

1. この通達は、平成26年1月27日から施行する。
2. この通達の施行の日前に確認した違反行為であって、この通達の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この通達の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成26年4月30日 関自監旅第39号、関自旅二第109号、関自保  
第58号 一部改正）  
この通達は、平成26年5月1日から施行する。

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（新旧対照表）

別紙

| 改 正  | 現 行  |
|--|--|
| <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>関自監旅 第219号<br/>           関自旅二 第1116号<br/>           関自保 第230号<br/>           平成21年 9月30日<br/>           一部改正 平成21年11月20日<br/>           一部改正 平成22年 1月27日<br/>           一部改正 平成22年 3月29日<br/>           一部改正 平成24年 4月13日<br/>           一部改正 平成25年 9月20日<br/> <u>一部改正 平成26年 1月27日</u></p> <p>関東運輸局長 神谷俊広<br/>           東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>           神奈川運輸支局長 石橋健<br/>           埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>           群馬運輸支局長 栗本久<br/>           千葉運輸支局長 飯村勉<br/>           茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>           栃木運輸支局長 四月朔日功一<br/>           山梨運輸支局長 春原俊男</p> <p>記</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条、<u>タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項及び及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定める。</u></p> | <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>関自監旅 第219号<br/>           関自旅二 第1116号<br/>           関自保 第230号<br/>           平成21年 9月30日<br/>           一部改正 平成21年11月20日<br/>           一部改正 平成22年 1月27日<br/>           一部改正 平成22年 3月29日<br/>           一部改正 平成24年 4月13日<br/>           一部改正 平成25年 9月20日</p> <p>関東運輸局長 神谷俊広<br/>           東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>           神奈川運輸支局長 石橋健<br/>           埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>           群馬運輸支局長 栗本久<br/>           千葉運輸支局長 飯村勉<br/>           茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>           栃木運輸支局長 四月朔日功一<br/>           山梨運輸支局長 春原俊男</p> <p>記</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条<u>及び</u>タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定める。</p> <p>なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（公示）」（以下「平成14年公示」という。）は、廃止する。</p> |

なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（公示）」（以下「平成14年公示」という。）は、廃止する。

## 1. 通則

(1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の停止処分、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令及び許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) 行政処分等を行う場合において、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。

(3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

法第4条第1項又は法第43条第1項の違反

法第9条の3第4項の規定において準用する法第9条第6項、第16条第2項、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第3項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項、タク特法第18条の2又は第37条第8項及びタクシー適正化・活性化法第8条の9第1項から第3項まで、同条第5項、第8条の11第1項、第16条の4第3項又は第17条の2の規定による命令違反

法第33条第1項又は第2項の違反

法第86条第1項の違反（輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した場合に限る。）

法第94条第4項、タク特法第51条第1項又はタクシー適正化・活性化法第17条第2項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述

(4) この通達において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。

道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議

道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取

道路交通法第108条の34の規定に基づく通知

(5) 事業者に対する行政処分等は、この通達の本文及び別表第1に定める違反事項ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。

(6) 基準日車等に累違反の基準がない違反事項の累違反については、次により取り扱うものとする。

## 1. 通則

(1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の停止処分、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令及び許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) 行政処分等を行う場合において、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。

(3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

法第4条第1項又は法第43条第1項の違反

法第9条の3第4項の規定において準用する法第9条第6項、第16条第2項、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第2項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項及びタク特法第18条の2又は第37条第8項の規定による命令違反

法第33条第1項又は第2項の違反

法第86条第1項の違反（輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した場合に限る。）

法第94条第3項又はタク特法第51条第1項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述

(4) この通達において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。

道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議

道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取

道路交通法第108条の34の規定に基づく通知

(5) 事業者に対する行政処分等は、この通達の本文及び別表第1に定める違反事項ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。

(6) 基準日車等に累違反の基準がない違反事項の累違反については、次により取り扱うものとする。

再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とする。

。 以外の場合にあつては、再違反の2倍とする。

- (7) タクシー適正化・活性化法第3条第1項に規定する特定地域（以下「特定地域」という。）又は同法第3条の2第1項に規定する準特定地域（以下「準特定地域」という。）に指定された地域内の営業所における一定の違反については、基準日車等を次により取り扱うものとする。

特定地域にあつては、一定の違反に対する基準日車等を1.2倍に加重する。

ただし、監査時車両数（監査等により違反事実を確認した時点における当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していたタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車の総数をいう。において同じ。）を特定地域指定時車両数（特定地域に指定されたとき（当該地域が連続して特定地域に指定されている場合は、その連続する最初の特定地域に指定されたとき。）に当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していたタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車の総数をいう。）よりも減少させている者は1.1倍とする。

準特定地域にあつては、一定の違反に対する基準日車等を1.1倍に加重する。

ただし、監査時車両数を準特定地域指定時車両数（準特定地域に指定されたとき（当該地域が連続して準特定地域に指定されている場合は、その連続する最初の準特定地域に指定されたとき。）に当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していたタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車の総数をいう。）よりも減少させている者は1倍とする。

- (8) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項及び第2項の規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の内容が次に掲げる場合は、(5)から(7)までの基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)から(7)までの基準による基準日車等の2倍を上回らないもの（(5)から(7)までの基準による基準日車等が警告である場合は警告、警告である場合は10日車）とする。

違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合

違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合

- (9) 違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について(5)から(7)までの基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として(5)から(7)まで

再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とする。

。 以外の場合にあつては、再違反の2倍とする。

- (7) 法第8条第1項に規定する緊急調整地域、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条第1項に規定する特定地域、「緊急調整地域の指定等について」（平成20年7月11日付け関自旅二第1052号）1に規定する特別監視地域及び「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」（平成20年7月11日付け関自旅二第1053号、関自監旅第172号。以下「特定特別監視地域通達」という。）1に規定する特定特別監視地域に指定された地域内の営業所における一定の違反については、基準日車等を別表第2のとおり加重して取り扱うものとする。

- (8) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項の規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の内容が次に掲げる場合は、(5)から(7)までの基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)から(7)までの基準による基準日車等の2倍を上回らないもの（(5)から(7)までの基準による基準日車等が警告である場合は警告、警告である場合は10日車）とする。

違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合

違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合

- (9) 違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について(5)から(7)までの基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として(5)から(7)まで

の基準による基準日車等の2分の1を下回らないもの（（5）から（7）までの基準による基準日車等が10日車である場合は警告）とする。ただし、基準日車等が10日車を超える違反について、過失による旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告（道路交通法の取締りによって違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。）があったときは、10日車とする。

(10) 関東運輸局に「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設け、この通達（別表第1を含む。）に違反行為の事項として明記されていない違反行為があった場合、違反に対して加重又は軽減する場合、4.（4）若しくは5.（3）又は6.（1）ただし書の取扱いを行おうとする場合等について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。

(11) 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を関東運輸局又は運輸支局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、行政処分等を行った日から3月以内に報告を行うよう措置するものとする。

(12) 違反行為を行った事業者（以下「違反事業者」という。）に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所（(13)及び(14)に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。）の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（以下「運送事業」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合（違反営業所が廃止された場合を含む。）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

違反営業所が廃止された場合（に該当する場合を除く。）は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

イ 当該廃止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の営業区域に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの

ロ 廃止営業所と同一の運輸支局が管轄する区域に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イに該当する営業所がない場合に限る。）

ハ 関東運輸局の管轄区域（以下単に「管轄区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。）

ニ 廃止営業所に最寄りの営業所（イからハまでに該当する営業所がない場合に限る。）

(13) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあつては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所

までの基準による基準日車等の2分の1を下回らないもの（（5）から（7）までの基準による基準日車等が10日車である場合は警告）とする。ただし、基準日車等が10日車を超える違反について、過失による旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告（道路交通法の取締りによって違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。）があったときは、10日車とする。

(10) 関東運輸局に「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設け、この通達（別表第1を含む。）に違反行為の事項として明記されていない違反行為があった場合、違反に対して加重又は軽減する場合、4.（4）若しくは5.（3）又は6.（1）ただし書の取扱いを行おうとする場合等について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。

(11) 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を関東運輸局又は運輸支局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、行政処分等を行った日から3月以内に報告を行うよう措置するものとする。

(12) 違反行為を行った事業者（以下「違反事業者」という。）に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所（(13)及び(14)に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。）の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（以下「運送事業」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合（違反営業所が廃止された場合を含む。）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

違反営業所が廃止された場合（に該当する場合を除く。）は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

イ 当該廃止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の営業区域に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの

ロ 廃止営業所と同一の運輸支局が管轄する区域に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イに該当する営業所がない場合に限る。）

ハ 関東運輸局の管轄区域（以下単に「管轄区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。）

ニ 廃止営業所に最寄りの営業所（イからハまでに該当する営業所がない場合に限る。）

(13) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあつては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所

に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

事務所と同一の営業区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの  
事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの  
( に該当する営業所がない場合に限る。 )

事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの  
( 又は に該当する営業所がない場合に限る。 )

当該事務所に最寄りの営業所( から までに該当する営業所がない場合に限る。 )

(14) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第5項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(13) から までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者  
に法人の合併又は相続があった場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人  
又は相続人が行ったものとして行政処分を行う。

(16) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人  
の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡(譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡  
人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。  
2.(7)及び6.(2)において同じ。)により、当該違反事業者の違反営業所  
に係る運送事業の全部又は一部の承継があった場合、当該違反行為は、分割によ  
り承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止した  
ものを除く。)の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者に  
違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(12)の例に  
なまって取り扱うものとする。

違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者  
の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

## 2. 法令違反に係る点数制度

(1) 行政処分を行う事業者には、1.(5)から(10)までの規定に基づいて算  
出した基準日車数等の合計(以下「処分日車数」という。)が10日車までごと  
に1点とする違反点数を付すものとする。

(2) 4.(1) 各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、(1)  
のほか、4.(1) 各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付すもの  
とする。ただし、4.(1) 口に該当したことに伴って4.(1) 二に該当  
する場合の違反点数は、合わせて30点とする。

(3) (1)及び(2)により事業者に付された違反点数(以下単に「違反点数」とい  
う。)は、事業者ごとに、支局区域単位及び管轄区域単位で累計し、主たる事務

に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱う  
ものとする。

事務所と同一の営業区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの  
事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの  
( に該当する営業所がない場合に限る。 )

事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの  
( 又は に該当する営業所がない場合に限る。 )

当該事務所に最寄りの営業所( から までに該当する営業所がない場合に限る。 )

(14) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第5項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(13) から までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者  
に法人の合併又は相続があった場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人  
又は相続人が行ったものとして行政処分を行う。

(16) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人  
の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡(譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡  
人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。  
2.(7)及び6.(2)において同じ。)により、当該違反事業者の違反営業所  
に係る運送事業の全部又は一部の承継があった場合、当該違反行為は、分割によ  
り承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止した  
ものを除く。)の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者に  
違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(12)の  
例になまって取り扱うものとする。

違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者  
の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

## 2. 法令違反に係る点数制度

(1) 行政処分を行う事業者には、1.(5)から(10)までの規定に基づいて算  
出した基準日車数等の合計(以下「処分日車数」という。)が10日車までごと  
に1点とする違反点数を付すものとする。

(2) 4.(1) 各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、(1)  
のほか、4.(1) 各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付すもの  
とする。ただし、4.(1) 口に該当したことに伴って4.(1) 二に該当  
する場合の違反点数は、合わせて30点とする。

(3) (1)及び(2)により事業者に付された違反点数(以下単に「違反点数」とい  
う。)は、事業者ごとに、支局区域単位及び管轄区域単位で累計し、主たる事

所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。

- (4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日(行政処分を行うべく決裁を行った日。以下同じ。)から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。

ただし、行政処分を受けた営業所が、次の から までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていないこと。

当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。

当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。

当該行政処分を行った日から2年間、過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検運行、無保険運行又は救護義務違反がないこと。

- (5) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。
- (6) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。
- (7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。)に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。
- (8) タクシー適正化・活性化法第11条第1項の規定による国土交通大臣の認定を受けた活性化事業計画に定める同条第3項の事業再構築に基づき供給輸送力を削減した場合の違反点数の特例については、別途定める。

### 3. 自動車等の使用停止処分

- (1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1.(12)から(16)までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所(以下「違反営業所等」という。)に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、4.(1) から まで若しくは5.(1)又は6.(1)の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分若しくは営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令又は許可の取消処分を行うものとする。

務所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。

- (4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日(行政処分を行うべく決裁を行った日。以下同じ。)から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。

ただし、行政処分を受けた営業所が、次の から までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていないこと。

当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。

当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。

当該行政処分を行った日から2年間、過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検運行、無保険運行又は救護義務違反がないこと。

- (5) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。
- (6) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。
- (7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。)に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。
- (8) 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第11条第1項の規定による国土交通大臣の認定を受けた特定事業計画に定める同条第3項の事業再構築に基づき供給輸送力を減少した場合の違反点数の特例については、別途定める。

### 3. 自動車等の使用停止処分

- (1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1.(12)から(16)までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所(以下「違反営業所等」という。)に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、4.(1) から まで若しくは5.(1)又は6.(1)の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分若しくは営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令又は許可の取消処分を行うものとする。

- (2) 運送事業の許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された運送事業の許可を受けた者(以下「個人タクシー事業者」という。)にあっては、当該個人タクシー事業者の運行する事業用自動車について、6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。
- (3) 行政処分等に係る処分日車数は、1.(5)から(10)までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2以上の違反がある場合は基準日車等を合算したものとする。  
 なお、算出された処分日車数に1日車未満の端数がある場合は、処分日車数を整数に切り上げるものとする。
- (4) 運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等(重大事故等、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、過労運転、無免許運転、救護義務違反又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。)に基づくものについては、(3)後段の規定にかかわらず、別表第1の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分するものとする。
- (5) 処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、関東運輸局長があらかじめ定める基準により、これを決定するものとする。  
 ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。
- (6) (1)又は(2)の処分を行うときは、法第41条第1項(タク特法第52条第2項又はタクシー適正化・活性化法第17条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づいて、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標(軽自動車にあっては、車両番号標。以下同じ)の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。

#### 4. 事業の停止処分

- (1) 事業の停止処分は、次の から までのいずれかに該当することとなった場合(5.(1)又は6.(1)に該当する場合を除く。)に、当該違反営業所等に対して行うものとする。  
 なお、 から までの累積点数による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、それぞれの基準に達した場合に行うものとする。  
 違反点数の付与により、一の支局区域における違反点数の累計(以下「累積点数」という。)が51点以上となった場合  
 違反点数の付与により、一の管轄区域における累積点数が101点以上となった場合( に該当せず、かつ、累積点数が101点以上となった日から過去3年以内において、当該管轄区域内において による事業の停止処分を受けてい

- (2) 運送事業の許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された運送事業の許可を受けた者(以下「個人タクシー事業者」という。)にあっては、当該個人タクシー事業者の運行する事業用自動車について、6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。
- (3) 行政処分等に係る処分日車数は、1.(5)から(10)までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2以上の違反がある場合は基準日車等を合算したものとする。  
 なお、算出された処分日車数に1日車未満の端数がある場合は、処分日車数を整数に切り上げるものとする。
- (4) 運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等(重大事故等、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、過労運転、無免許運転、救護義務違反又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。)に基づくものについては、(3)後段の規定にかかわらず、別表第1の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分するものとする。
- (5) 処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、関東運輸局長があらかじめ定める基準により、これを決定するものとする。  
 ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。
- (6) (1)又は(2)の処分を行うときは、法第41条第1項(タク特法第52条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づいて、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標(軽自動車にあっては、車両番号標。以下同じ)の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。

#### 4. 事業の停止処分

- (1) 事業の停止処分は、次の から までのいずれかに該当することとなった場合(5.(1)又は6.(1)に該当する場合を除く。)に、当該違反営業所等に対して行うものとする。  
 なお、 から までの累積点数による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、それぞれの基準に達した場合に行うものとする。  
 違反点数の付与により、一の支局区域における違反点数の累計(以下「累積点数」という。)が51点以上となった場合  
 違反点数の付与により、一の管轄区域における累積点数が101点以上となった場合( に該当せず、かつ、累積点数が101点以上となった日から過去3年以内において、当該管轄区域内において による事業の停止処分を受

ない場合に限る。)

違反点数の付与により、事業者の累積点数が201点以上となった場合(又はに該当せず、かつ、累積点数が201点以上となった日から過去3年以内において、又はによる事業の停止処分を受けていない場合に限る。)

次のいずれかに該当する場合(6.(1)に該当する場合を除く。)

イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を営じた場合

ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在(選任なし)の場合

ハ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

ホ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合

ト 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

チ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合

リ 法第86条第1項の規定に基づき許可又は認可に付した条件のうち、輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した場合

ヌ 法第94条第4項、タク特法第51条第1項又はタクシー適正化・活性化法第17条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述を行った場合

(2)(1)からまでの場合の事業の停止期間は、3.(3)による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数(当該事業の停止処分に該当することとなった当該違反を確認した日の事業用自動車数による。)で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。

(3)(1)の場合の事業の停止期間は、(1)各号に掲げる違反ごとに30日間とする。ただし、(1)ロに該当したことに伴って4.(1)ニに該当する場合の事業の停止期間は、合わせて30日間とする。

(4)(1)の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画(違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策

けていない場合に限る。)

違反点数の付与により、事業者の累積点数が201点以上となった場合(又はに該当せず、かつ、累積点数が201点以上となった日から過去3年以内において、又はによる事業の停止処分を受けていない場合に限る。)

次のいずれかに該当する場合(6.(1)に該当する場合を除く。)

イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を営じた場合

ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在(選任なし)の場合

ハ 法第27条第1項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第1項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

ホ 法第27条第1項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第1項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合

ト 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

チ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合

リ 法第86条第1項の規定に基づき許可又は認可に付した条件のうち、輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した場合

ヌ 法第94条第3項又はタク特法第51条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述を行った場合

(2)(1)からまでの場合の事業の停止期間は、3.(3)による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数(当該事業の停止処分に該当することとなった当該違反を確認した日の事業用自動車数による。)で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。

(3)(1)の場合の事業の停止期間は、(1)各号に掲げる違反ごとに30日間とする。ただし、(1)ロに該当したことに伴って4.(1)ニに該当する場合の事業の停止期間は、合わせて30日間とする。

(4)(1)の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画(違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体

に関する計画をいう。以下同じ。)を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。

- (5) 次の 及び のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を付加するものとする。

事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合

事業者が の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

- (6) 次の 及び のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を行った場合

事業者が の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

- (7) 次の 及び のいずれにも該当する場合((5)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

事業者が の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

- (8) 次の 及び のいずれにも該当する場合((6)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上)のものに限る。)を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

事業者が の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

- (9) 次の 及び のいずれにも該当する場合((5)又は(7)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

事業者が の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

- (10) 3.(6)の規定は、事業の停止処分を行う場合について準用する。

的方策に関する計画をいう。以下同じ。)を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。

- (5) 次の 及び のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を付加するものとする。

事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合

事業者が の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

- (6) 次の 及び のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を行った場合

事業者が の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

- (7) 次の 及び のいずれにも該当する場合((5)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

事業者が の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

- (8) 次の 及び のいずれにも該当する場合((6)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上)のものに限る。)を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

事業者が の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

- (9) 次の 及び のいずれにも該当する場合((5)又は(7)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

事業者が の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

- (10) 3.(6)の規定は、事業の停止処分を行う場合について準用する。

## 5. 営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令

- (1) 法第31条第1号に基づく営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令は、次の又はのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。
- 複数の支局区域に営業区域を有する事業者について、違反点数の付与により、一の支局区域における累積点数が81点以上となった場合
- 複数の管轄区域に営業区域を有する事業者について、違反点数の付与により、一の管轄区域における累積点数が161点以上となった場合
- なお、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令の2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、又はのそれぞれの基準に達した場合に行うものとする。
- (2) (1)の規定による命令は、次の営業区域を対象に行うものとする。
- (1)の場合にあつては、累積点数が81点以上となった支局区域内の全ての営業区域
- (1)の場合にあつては、累積点数が161点以上となった管轄区域内の全ての営業区域
- (3) (1)の規定にかかわらず、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分又は4.に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

## 6. 許可の取消処分

- (1) 許可の取消処分は、次の から までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。
- ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分、4.に規定する事業の停止処分又は5.に規定する営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことができるものとする。
- 違反点数の付与により、一の支局区域のみにおいて営業区域を有する事業者について、累積点数が81点以上となった場合
- 違反点数の付与により、一の管轄区域のみにおいて営業区域を有する事業者(の事業者を除く。)について、累積点数が161点以上となった場合
- 違反点数の付与により、又は以外の事業者について、累積点数が321点以上となった場合
- 個人タクシー事業者について、第2種運転免許の取消処分を受けた場合

## 5. 営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令

- (1) 法第31条第1号に基づく営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令は、次の又はのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。
- 複数の支局区域に営業区域を有する事業者について、違反点数の付与により、一の支局区域における累積点数が81点以上となった場合
- 複数の管轄区域に営業区域を有する事業者について、違反点数の付与により、一の管轄区域における累積点数が161点以上となった場合
- なお、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令の2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、又はのそれぞれの基準に達した場合に行うものとする。
- (2) (1)の規定による命令は、次の営業区域を対象に行うものとする。
- (1)の場合にあつては、累積点数が81点以上となった支局区域内の全ての営業区域
- (1)の場合にあつては、累積点数が161点以上となった管轄区域内の全ての営業区域
- (3) (1)の規定にかかわらず、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分又は4.に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

## 6. 許可の取消処分

- (1) 許可の取消処分は、次の から までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。
- ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分、4.に規定する事業の停止処分又は5.に規定する営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことができるものとする。
- 違反点数の付与により、一の支局区域のみにおいて営業区域を有する事業者について、累積点数が81点以上となった場合
- 違反点数の付与により、一の管轄区域のみにおいて営業区域を有する事業者(の事業者を除く。)について、累積点数が161点以上となった場合
- 違反点数の付与により、又は以外の事業者について、累積点数が321点以上となった場合
- 個人タクシー事業者について、次のイ又は口のいずれかに該当することと

法第40条、タク特法第52条第1項若しくはタクシー適正化・活性化法第17条の3第1項に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項（タク特法第52条第2項及びタクシー適正化・活性化法第17条の3第2項において準用する場合を含む。）に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合

4.(1) による事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同一の違反（この場合、4.(1) 又に掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。）をした場合（4.(1) の口、ハ、ニ、ホ及びヘの違反については、同一営業所における違反の場合に限る。）

次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

イ 法第9条の3第4項において準用する法第9条第6項に規定する料金の変更の命令

ロ 法第16条第2項に規定する事業計画に従うべき命令

ハ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令

ニ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令

ホ 法第27条第3項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

ヘ 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令

ト 法第31条に規定する事業改善の命令

チ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令

リ タク特法第18条の2に規定する、雇用する運転者に講習を受けさせるべき命令

ヌ タク特法第37条第8項に規定する負担金及び延滞金を納付すべき命令

ル タクシー適正化・活性化法第8条の9第1項に規定する事業者計画の認可命令

ロ タクシー適正化・活性化法第8条の9第2項に規定する認可事業者計画の変更命令

ワ タクシー適正化・活性化法第8条の9第3項に規定する供給輸送力の削減命令

カ タクシー適正化・活性化法第8条の9第5項に規定する認可事業者計画の変更命令

コ タクシー適正化・活性化法第8条の11第1項に規定する営業方法の制限に関する命令

タ タクシー適正化・活性化法第16条の4第3項に規定する運賃の変更命令

レ タクシー適正化・活性化法第17条の2に規定する輸送の安全確保命令

なった場合

イ 第2種運転免許の取消処分を受けた場合

ロ 許可期限の更新時において更新後の許可期限が1年となったこと（当該事業者の年齢が75才以上であることのみにより、許可期限が1年となった場合を除く。）が5回連続した場合

法第40条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項（タク特法第52条第2項において準用する場合を含む。）に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合

4.(1) による事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同一の違反（この場合、4.(1) 又に掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。）をした場合（4.(1) の口、ハ、ニ、ホ及びヘの違反については、同一営業所における違反の場合に限る。）

次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

イ 法第9条の3第4項において準用する法第9条第6項に規定する料金の変更の命令

ロ 法第16条第2項に規定する事業計画に従うべき命令

ハ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令

ニ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令

ホ 法第27条第2項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

ヘ 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令

ト 法第31条に規定する事業改善の命令

チ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令

リ タク特法第18条の2に規定する、雇用する運転者に講習を受けさせるべき命令

ヌ タク特法第37条第8項に規定する負担金及び延滞金を納付すべき命令

法第7条第1号、第3号又は第4号（事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。）に該当することとなった場合

(2) 次のいずれかに該当する場合の(1) 及び の行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。

事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）が受けたものとして取り扱うものとする。

附則

1. この通達は、平成21年10月1日から施行する。
2. 1.(8)、3.(6)、4.(5)、(7)及び(10)並びに別表の規定は、この通達の施行後に違反行為があったものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成14年通達の規定により行政処分等を行うものとする。
3. この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年通達1.(8)の規定はなおその効力を有するものとする。

附則（平成21年11月20日関自監旅第306号、関自旅二第1360号、関自保第316号、一部改正）

この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附則（平成22年1月27日 関自監旅第413号、関自旅二第2087号、関自保第394号、一部改正）

この通達は、平成22年1月27日から施行する。

附則（平成22年3月29日 関自監旅第505号、関自旅二第3203号、関自保第474号、一部改正）

この通達は、平成22年3月29日から施行する。

附則（平成24年4月13日 関自監旅第32号、関自旅二第88号、関自保第32号、一部改正）

この通達は、平成24年4月16日から施行する。

附則（関自監旅第304号、関自旅二第937号、関自保第322号、一部改正）

1. この通達は、平成25年11月1日から施行する。
2. この通達の施行の前日に確認した違反行為であって、この通達の施行の日にお

法第7条第1号、第3号又は第4号（事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。）に該当することとなった場合

(2) 次のいずれかに該当する場合の(1) 及び の行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。

事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）が受けたものとして取り扱うものとする。

附則

1. この通達は、平成21年10月1日から施行する。
2. 1.(8)、3.(6)、4.(5)、(7)及び(10)並びに別表の規定は、この通達の施行後に違反行為があったものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成14年通達の規定により行政処分等を行うものとする。
3. この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年通達1.(8)の規定はなおその効力を有するものとする。

附則（平成21年11月20日関自監旅第306号、関自旅二第1360号、関自保第316号、一部改正）

この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附則（平成22年1月27日 関自監旅第413号、関自旅二第2087号、関自保第394号、一部改正）

この通達は、平成22年1月27日から施行する。

附則（平成22年3月29日 関自監旅第505号、関自旅二第3203号、関自保第474号、一部改正）

この通達は、平成22年3月29日から施行する。

附則（平成24年4月13日 関自監旅第32号、関自旅二第88号、関自保第32号、一部改正）

この通達は、平成24年4月16日から施行する。

附則（関自監旅第304号、関自旅二第937号、関自保第322号、一部改正）

1. この通達は、平成25年11月1日から施行する。
2. この通達の施行の前日に確認した違反行為であって、この通達の施行の日にお

て未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この通達の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

- 3.4.(1)の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、廃止前の「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け公示、関自監旅第309号、関自旅二第1361号、関自保第319号、平成24年4月13日一部改正）に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。
- 4.「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け公示、関自監旅第219号、関自旅二第1116号、関自保第230号、平成24年4月13日一部改正）は平成25年10月31日限り廃止する。

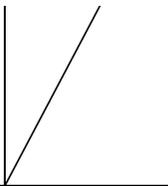
附 則（平成26年1月27日 関自監旅第526号、関自旅二第1546号、関自保第592号 一部改正）

1. この通達は、平成26年1月27日から施行する。
2. この通達の施行の前日に確認した違反行為であって、この通達の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この通達の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

いて未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この通達の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

- 3.4.(1)の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、廃止前の「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け公示、関自監旅第309号、関自旅二第1361号、関自保第319号、平成24年4月13日一部改正）に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。
- 4.「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け公示、関自監旅第219号、関自旅二第1116号、関自保第230号、平成24年4月13日一部改正）は平成25年10月31日限り廃止する。

| 改 正  | 現 行   |         |         |                        |
|--|---|---------|---------|------------------------|
| <p><u>(削除)</u></p>   | 別表第 2   |         |         |                        |
|  |   | 緊急調整地域  | 特定地域    | 特別監視地域<br>特定特別監視地<br>域 |
|  | <p>1 特別監視地域に指定された後に当該地域で<br/>運送事業の許可、営業区域の拡大又は譲渡<br/>譲受の認可（営業区域拡大に係るものに限<br/>る。）を受けた事業者による違反（2を除く。）</p> | 4 倍     | 3 . 5 倍 | 3 倍                    |
|  | <p>2 特定特別監視地域通達 .2.(4) による監<br/>査により一旦行政処分を受けた事業者であ<br/>って、増車実施後の監査時車両数を基準車<br/>両数よりも増加させているものによる違反</p> | /       | /       | 4 倍                    |
|  | <p>3 監査時車両数を基準車両数よりも増加させ<br/>ている事業者による違反（1を除く。）</p>   | 4 倍     | 3 . 5 倍 | 3 倍                    |
|  | <p>4 監査時車両数が基準車両数以下であり、基<br/>準車両数の5%以上を減少させていない事<br/>業者による違反（1を除く。）</p>                                 | 2 倍     | 2 倍     | 1 . 5 倍                |
|  | <p>5 監査時車両数を基準車両数の5%以上減少<br/>させている事業者による違反（1を除く。）</p>   | 1 倍     | 1 倍     | 1 倍                    |
| <p>6 5のうち、緊急調整地域にあつては、特別<br/>監視地域に指定された後、緊急調整地域に<br/>指定されるまで5%以上減少させず、当該</p> | 1 . 5 倍   | 1 . 5 倍 | /       |                        |

|  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|---|
|  | <p>地域に指定された後に減少させた者による違反、特定地域にあっては、特定特別監視地域に指定された後、特定地域に指定されるまで5%以上減少させず、当該地域に指定された後に減少させた者による違反</p> |  |  |  |
| <p>適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「基準車両数」とは、緊急調整地域及び特別監視地域にあっては、特別監視地域に指定されたときに当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していた一般の需要に応じることができる事業用自動車（以下「一般車両」という。）の総数をいい、特定地域及び特定特別監視地域にあっては、特定特別監視地域通達1(2)に規定する基準車両数をいい、特定地域にあっては、「特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」（平成21年9月30日付け関自旅二第1110号、関自監旅第230号） 2.（「特定事業計画における事業再構築の実施のために必要となる特例措置の実施について」（平成22年1月27日付け関自旅二第2085号、関自監旅第411号。以下「事業再構築特例通達」という。）8.の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する基準車両数をいう。</li> <li>・ 「監査時車両数」とは監査等により違反事実を確認した時点における当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していた一般車両の総数をいう。なお、事業再構築特例通達2.に規定する休車は、基準車両数からの減少として取り扱わない。</li> <li>・ 当該地域が連続して特別監視地域又は緊急調整地域に指定されている場合の基準車両数は、その連続する最初の特別監視地域に指定されたときの基準車両数とする。</li> <li>・ 基準車両数の5%以上に1台に満たない端数がある場合は、1台に切り上げる。</li> <li>・ 欄中1の規定は、当該許可又は認可を受けた日から3年を超えた日以降の違反については適用しない。</li> <li>・ 本表内の各規定は併科しないものとする。</li> <li>・ 本表に掲げる地域が重複する地域については、いずれか大きい方の倍数を適用するものとする。</li> </ul> |  |  |  |   |

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（新旧対照表）

別紙

| 改 正   | 現 行   |
|---|---|
| <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: right;">           関自監旅 第219号<br/>           関自旅二 第1116号<br/>           関自保 第230号<br/>           平成21年9月30日<br/>           一部改正 平成21年11月20日<br/>           一部改正 平成22年1月27日<br/>           一部改正 平成22年3月29日<br/>           一部改正 平成24年4月13日<br/> <u>一部改正 平成25年9月20日</u> </p> <p style="text-align: right;">           関東運輸局長 神谷俊広<br/>           東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>           神奈川運輸支局長 石橋健<br/>           埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>           群馬運輸支局長 栗本久<br/>           千葉運輸支局長 飯村勉<br/>           茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>           栃木運輸支局長 四月朔日功一<br/>           山梨運輸支局長 春原俊男         </p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定める。</p> <p>なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（公示）」（以下「平成14年公示」という。）は、廃止する。</p> | <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: right;">           関自監旅 第219号<br/>           関自旅二 第1116号<br/>           関自保 第230号<br/>           平成21年9月30日<br/>           一部改正 平成21年11月20日<br/>           一部改正 平成22年1月27日<br/>           一部改正 平成22年3月29日<br/>           一部改正 平成24年4月13日         </p> <p style="text-align: right;">           関東運輸局長 神谷俊広<br/>           東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>           神奈川運輸支局長 石橋健<br/>           埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>           群馬運輸支局長 栗本久<br/>           千葉運輸支局長 飯村勉<br/>           茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>           栃木運輸支局長 四月朔日功一<br/>           山梨運輸支局長 春原俊男         </p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定める。</p> <p>なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（公示）」（以下「平成14年公示」という。）は、廃止する。</p> |

1. 通則

(1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の停止処分、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令及び許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) 行政処分等を行う場合において、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。

(3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

法第4条第1項又は法第43条第1項の違反

法第9条の3第4項の規定において準用する法第9条第6項、第16条第2項、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第2項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項及びタク特法第18条の2又は第37条第8項の規定による命令違反

法第33条第1項又は第2項の違反

法第86条第1項の違反（輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した場合に限る。）

法第94条第3項又はタク特法第51条第1項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述

(4) この通達において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。

道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議

道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取

道路交通法第108条の34の規定に基づく通知

(5) 事業者に対する行政処分等は、この通達の本文及び別表第1に定める違反事項ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。

(6) 基準日車等に累違反の基準がない違反事項の累違反については、次により取り扱うものとする。

再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とする

1. 通則

(1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の停止処分、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令及び許可の取消処分とする。

なお、これに至らないものは、軽微なものから順に、口頭注意、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) 本通達において「初違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反をいう。

本通達において「再違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反をいう。

本通達において「再々違反以上の累違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反をいう。

(新設)

(3) 本通達において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。

道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議

道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取

道路交通法第108条の34の規定に基づく通知

(4) 初違反、再違反及び再々違反以上の累違反について、原則として、別途定める事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準（以下「処分基準」という。）による基準日車等に基づき、行政処分等を行うものとする。

(5) 処分基準に再々違反以上の累違反の基準がない違反事項の再々違反以上の累違反については、次により取り扱うものとする。

。 以外の場合にあつては、再違反の2倍とする。

(削除)

(削除)

(7) 法第8条第1項に規定する緊急調整地域、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)第3条第1項に規定する特定地域、「緊急調整地域の指定等について」(平成20年7月11日付け関自旅二第1052号)1に規定する特別監視地域及び「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」(平成20年7月11日付け関自旅二第1053号、関自監旅第172号。以下「特定特別監視地域通達」という。)1に規定する特定特別監視地域に指定された地域内の営業所における一定の違反については、基準日車等を別表第2のとおり加重して取り扱うものとする。

(8) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項の規定に係る違反行為をいう。)に伴い引き起こした重大事故等(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故(当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。))をいう。以下同じ。)の内容が次に掲げる場合は、(5)から(7)までの基準による行政処分等を加重することができる

初違反の基準日車等が20日車以上である違反事項の再々違反以上の累違反については、再違反の基準日車等の2倍の日車数とする。

以外の場合にあつては、再違反と同じ基準日車等とする。

(6) 次の から までのいずれかに該当する場合における輸送の安全確保義務違反(法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。)の基準日車等については、再違反の基準を適用する(ただし、当該輸送の安全確保義務違反が再違反(再々違反以上の累違反を含む。)である場合は、再々違反以上の累違反として、(4)及び(5)の規定を適用する)ものとする。

重大事故等(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故(当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。))をいう。以下同じ。)を引き起こした場合 事業用自動車の運転者(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。)が最高速度違反を引き起こした場合であつて、事業者が、当該違反行為を命じ、又は事業用自動車の運転者が当該違反行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があつた場合

事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は救護義務違反を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があつた場合

事業用自動車の運転者について、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)の各事項の未遵守が計31件以上あつた場合

(7)(6) の場合又は(6) から までの場合(当該違反又は未遵守に伴い、死傷者を生じた事故を引き起こした場合に限る。)には、死傷者数に応じ、(6)の規定による基準日車等に2倍を上回らない範囲内で加重するものとする。

(8) 法第8条第1項に規定する緊急調整地域、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)第3条第1項に規定する特定地域及び「緊急調整地域の指定等について」(平成20年7月11日付け関自旅二第1052号)1に規定する特別監視地域及び「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」(平成20年7月11日付け関自旅二第1053号、関自監旅第172号。以下「特定特別監視地域通達」という。)1に規定する特定特別監視地域に指定された地域内の営業所における一定の違反については、基準日車等を別表のとおり加重して取り扱うものとする。

(9) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反に伴い引き起こした重大事故等の内容が次に掲げる場合は、(4)から(8)までの基準による行政処分等を、 については加重し、 については軽減することができる。

。この場合、加重は原則として(5)から(7)までの基準による基準日車等の2倍を上回らないもの(5)から(7)までの基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車)とする。

違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合

違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合

(9) 違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について(5)から(7)までの基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として(5)から(7)までの基準による基準日車等の2分の1を下回らないもの(5)から(7)までの基準による基準日車等が10日車である場合は警告)とする。ただし、基準日車等が10日車を超える違反について、過失による旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。)の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告(道路交通法の取締りによって違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。)があったときは、10日車とする。

(10) 関東運輸局に「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設け、この通達(別表第1を含む。)に違反行為の事項として明記されていない違反行為があった場合、違反に対して加重又は軽減する場合、4.(4)若しくは5.(3)又は6.(1)ただし書の取扱いを行おうとする場合等について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。

(11) 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を関東運輸局又は運輸支局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、行政処分等を行った日から3月以内に報告を行うよう措置するものとする。

(12) 違反行為を行った事業者(以下「違反事業者」という。)に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所(13)及び(14)に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。)の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(以下「運送事業」という。)に係るものに限る。以下同じ。)を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合(違反営業所が廃止された場合を含む)。

悪質と認められる場合

イ 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合

ロ 違反事実又は輸送の安全確保義務違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のある事項である場合

軽微と認められる場合

当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合

ただし、加重は原則として(4)から(8)までの基準による基準日車等の2倍を上回らないもの(4)から(8)までの基準による行政処分等が警告である場合は10日車の自動車等の使用停止処分)とし、軽減は(4)から(8)までの基準による基準日車等の2分の1を下回らないもの(4)から(8)までの基準による行政処分等が10日車の自動車等の使用停止処分である場合及び20日車の自動車等の使用停止処分であって相当の理由がある場合は警告。20日車を超える自動車等の使用停止処分を受けるべき違反について、初違反で、かつ、違反事実が確認される前に事業者自ら是正していた場合であって特段の理由があるときは10日車の自動車等の使用停止処分)とする。

(10) 関東運輸局に「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」を設け、必要に応じて、処分基準に違反行為の事項として明記されていない違反行為があった場合、違反に対して加重又は軽減する場合等について、同審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。

(11) 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を関東運輸局又は運輸支局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、処分の日から3月以内に報告を行うよう措置するものとする。

(12) 違反行為を行った事業者(以下「違反事業者」という。)に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所(13)及び(14)に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。)の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(以下「運送事業」という。)に係るものに限る。以下同じ。)を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事

）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

違反営業所が廃止された場合（ に該当する場合を除く。）は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

イ 当該廃止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の営業区域に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの

ロ 廃止営業所と同一の運輸支局が管轄する区域に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イに該当する営業所がない場合に限る。）

ハ 関東運輸局の管轄区域（以下単に「管轄区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。）

ニ 廃止営業所に最寄りの営業所（イからハまでに該当する営業所がない場合に限る。）

(13) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあつては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

事務所と同一の営業区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの  
事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの  
（ に該当する営業所がない場合に限る。）

事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの  
（ 又は に該当する営業所がない場合に限る。）

当該事務所に最寄りの営業所（ から までに該当する営業所がない場合に限る。）

(14) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第5項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(13) から までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者が法人の合併又は相続があつた場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして行政処分を行う。

(16) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。2.(7)及び6.(2)において同じ。）により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

業用自動車の数を減少させている場合（違反営業所が廃止された場合を含む。）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

違反営業所が廃止された場合（ に該当する場合を除く。）は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

イ 当該廃止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の営業区域に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの

ロ 廃止営業所と同一の運輸支局が管轄する区域に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イに該当する営業所がない場合に限る。）

ハ 関東運輸局の管轄区域（以下単に「管轄区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。）

ニ 廃止営業所に最寄りの営業所（イからハまでに該当する営業所がない場合に限る。）

(13) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあつては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

事務所と同一の営業区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの  
事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの  
（ に該当する営業所がない場合に限る。）

事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの  
（ 又は に該当する営業所がない場合に限る。）

当該事務所に最寄りの営業所（ から までに該当する営業所がない場合に限る。）

(14) 法第22条の2若しくは第29条の3又は旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第38条第5項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(13) から までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者が法人の合併又は相続があつた場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして行政処分を行う。

(16) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。2.(7)及び6.(2)において同じ。）により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したもの

違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者が違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(12) の例にならって取り扱うものとする。

違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

## 2. 法令違反に係る点数制度

(1) 行政処分を行う事業者には、1.(5)から(10)までの規定に基づいて算出した基準日車数等の合計(以下「処分日車数」という。)が10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。

(2) 4.(1) 各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、(1)のほか、4.(1) 各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付すものとする。ただし、4.(1) 口に該当したことに伴って4.(1) 二に該当する場合の違反点数は、合わせて30点とする。

(3) (1)及び(2)により事業者に付された違反点数(以下単に「違反点数」という。)は、事業者ごとに、支局区域単位及び管轄区域単位で累計し、主たる事務所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。

(4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日(行政処分を行うべく決裁を行った日。以下同じ。)から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。

ただし、行政処分を受けた営業所が、次の から までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていないこと

。 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。

当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと

。 当該行政処分を行った日から2年間、過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検運行、無保険運行又は救護義務違反がないこと。

(5) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

(6) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。

(7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。)に付さ

を除く。)の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者が違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(12) の例にならって取り扱うものとする。

違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

## 2. 法令違反に係る点数制度

(1) 自動車等の使用停止処分を行うべき違反行為を行った事業者には、処分日車数10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。

(2) 法第4条第1項又は第43条第1項の規定に違反して無許可経営をし、事業の停止処分を受けた事業者には、51点の違反点数を付するものとする。

(3) (1)及び(2)により事業者に付された違反点数(以下単に「違反点数」という。)は、事業者ごとに、支局区域単位及び管轄区域単位で累計し、主たる事務所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。

(4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。

ただし、行政処分を受けた営業所が、次の から までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていないこと

。 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。

当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと

。 当該行政処分を行った日から2年間、過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検運行、無保険運行又は救護義務違反がないこと。

(5) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

(6) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。

(7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡

れているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

(8) 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第11条第1項の規定による国土交通大臣の認定を受けた特定事業計画に定める同条第3項の事業再構築に基づき供給輸送力を減少した場合の違反点数の特例については、別途定める。

### 3. 自動車等の使用停止処分

(1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1.(12)から(16)までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所(以下「違反営業所等」という。)に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、4.(1)から  
まで若しくは5.(1)又は6.(1)の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分若しくは営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令又は許可の取消処分を行うものとする。

(2) 運送事業の許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された運送事業の許可を受けた者(以下「個人タクシー事業者」という。)にあっては、当該個人タクシー事業者の運行する事業用自動車について、6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。

(3) 行政処分等に係る処分日車数は、1.(5)から(10)までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2以上の違反がある場合は基準日車等を合算した  
ものとする。

なお、算出された処分日車数に1日車未満の端数がある場合は、処分日車数を整数に切り上げるものとする。

(4) 運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等(重大事故等、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、過労運転、無免許運転、救護義務違反又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。)に基づくものについては、(3)後段の規定にかかわらず、別表第1の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分するものとする。

(5) 処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、関東運輸局長があらかじめ定める基準により、これを決定するものとする。

ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。

(削除)

人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。)に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

(8) 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)第11条第1項の規定による国土交通大臣の認定を受けた特定事業計画に定める同条第3項の事業再構築に基づき供給輸送力を減少した場合の違反点数の特例については、別途定める。

### 3. 自動車等の使用停止処分

(1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1.(12)から(16)までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所(以下「違反営業所等」という。)に所属する事業用自動車について、6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。

(2) 運送事業の許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された運送事業の許可を受けた者(以下「個人タクシー事業者」という。)にあっては、当該個人タクシー事業者の運行する事業用自動車について、6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。

(3) 行政処分等に係る処分日車数は、1.(4)から(9)までの規定に基づいて決定するものとする。

ただし、2以上の違反がある場合は、次の及びにより算出された基準日車等を合算したものとする。

運輸規則第38条第1項の運転者に対する指導監督に係る違反(以下「指導監督義務違反」という。)のうち、その最も重い違反の基準日車等にその他の違反の基準日車等の2分の1をそれぞれ加える。

以外の違反のうち、その最も重い違反の基準日車等にその他の違反の基準日車等の2分の1をそれぞれ加える。

(4) 指導監督義務違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等(重大事故等、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、過労運転、無免許運転、救護義務違反又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。)に基づくものについては、(3)ただし書の規定による合算をせず、別途個別に処分するものとする。

(5) 処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、関東運輸局長があらかじめ定める基準により、これを決定するものとする。

ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。

(6)(1)又は(2)の処分を行うときは、法第41条第1項(タク特法第52条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づいて、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標(軽自動車にあっては、車両番号標。以下同じ)の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。

#### 4. 事業の停止処分

(1)事業の停止処分は、次の から までのいずれかに該当することとなった場合(5.(1)又は6.(1)に該当する場合を除く。)に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、 から までの累積点数による事業の停止処分は6月以内の期間を定め、行うとともに、2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、それぞれの基準に達した場合に行うものとする。

違反点数の付与により、一の支局区域における違反点数の累計(以下「累積点数」という。)が51点以上となった場合

違反点数の付与により、一の管轄区域における累積点数が101点以上となった場合( に該当せず、かつ、累積点数が101点以上となった日から過去3年以内において、当該管轄区域内において による事業の停止処分を受けていない場合に限る。)

違反点数の付与により、事業者の累積点数が201点以上となった場合(又は に該当せず、かつ、累積点数が201点以上となった日から過去3年以内において、 又は による事業の停止処分を受けていない場合に限る。)

次のいずれかに該当する場合(6.(1) に該当する場合を除く。)

イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を営じた場合

ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在(選任なし)の場合

ハ 法第27条第1項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第1項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

ホ 法第27条第1項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

(6)違反営業所等に遊休車両があるときは、処分日車数による自動車等の使用停止処分のほか、(5)による処分期間と同じ期間、当該遊休車両について、自動車等の使用停止処分を付加するものとする。この場合において、当該遊休車両に対する処分日車数は、違反点数に加えないものとする。

(7)(1)又は(2)の処分を行うときは、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置(軽自動車にあっては、車両番号標の領置)を併せて行うものとする。

#### 4. 事業の停止処分

(1)事業の停止処分は、次の から までのいずれかに該当することとなった場合に、当該違反営業所等に対して、6月以内の期間を定めて行うものとする。

違反点数の付与により、一の支局区域における違反点数の累計(以下「累積点数」という。)が51点以上となった場合

違反点数の付与により、一の管轄区域における累積点数が101点以上となった場合( に該当せず、かつ、累積点数が101点以上となった日から過去3年以内において、当該管轄区域内において による事業の停止処分を受けていない場合に限る。)

違反点数の付与により、事業者の累積点数が201点以上となった場合(又は に該当せず、かつ、累積点数が201点以上となった日から過去3年以内において、 又は による事業の停止処分を受けていない場合に限る。)

法第4条第1項又は第43条第1項の規定に違反して無許可経営をした場合  
 なお、 から までの累積点数による事業の停止処分の2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、それぞれの基準に達した場合に行うものとする。

へ 法第27条第1項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

ト 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

チ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合

リ 法第86条第1項の規定に基づき許可又は認可に付した条件のうち、輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した場合

又 法第94条第3項又はタク特法第51条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述を行った場合

(2)(1) から までの場合の事業の停止期間は、3.(3)による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数（当該事業の停止処分に該当することとなった当該違反を確認した日の事業用自動車数による。）で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。

(3)(1) の場合の事業の停止期間は、(1)各号に掲げる違反ごとに30日間とする。ただし、(1)口に該当したことに伴って4.(1)二に該当する場合の事業の停止期間は、合わせて30日間とする。

(4)(1)の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画（違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画をいう。以下同じ。）を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。

(5)次の 及び のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を付加するものとする。

事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合

事業者が の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

(6)次の 及び のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を行った場合

事業者が の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

(7)次の 及び のいずれにも該当する場合（(5)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

(2)(1) の場合の事業の停止期間は、3.(3)による処分日車数を当該営業所に属する事業用自動車数で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。

(3)(1) の場合の事業の停止期間は、処分基準に定める日数とする。

(4)(1)の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画（違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画をいう。以下同じ。）を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に定める自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。

(5)次の 及び のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を付加するものとする。

事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合

事業者が の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

(6)次の 及び のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を行った場合

事業者が の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

(7)次の 及び のいずれにも該当する場合（(5)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の

事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

事業者が の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合  
(8) 次の 及び のいずれにも該当する場合( (6) に該当する場合を除く。 )  
には、当該違反営業所等に、3 . (3) の処分日車数による行政処分等のほか、  
3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為( 超過速度が30km/h以上( 高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上)のものに限る。 )を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

事業者が の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合  
(削除)

(9) 次の 及び のいずれにも該当する場合( (5) 又は(7) に該当する場合を除く。 )には、当該違反営業所等に、3 . (3) の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

事業者が の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合  
(10) 3 . (6) の規定は、事業の停止処分を行う場合について準用する。

## 5 . 営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令

(1) 法第31条第1号に基づく営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令は、次の 又は のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

複数の支局区域に営業区域を有する事業者について、違反点数の付与により、一の支局区域における累積点数が81点以上となった場合

複数の管轄区域に営業区域を有する事業者について、違反点数の付与により、一の管轄区域における累積点数が161点以上となった場合

なお、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令の2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、 又は のそれぞれの基準に達した場合に行うものとする。

(2) (1) の規定による命令は、次の営業区域を対象に行うものとする。

(1) の場合にあっては、累積点数が81点以上となった支局区域内の全て

事業の停止処分を付加するものとする。

事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

事業者が の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合  
(8) 次の 及び のいずれにも該当する場合( (6) に該当する場合を除く。 )には、  
当該違反営業所等に、3 . (3) の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の  
事業の停止処分を付加するものとする。

事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為( 超過速度が30km/h以上( 高速自動車道及び自動車専用道路においては、40km/h以上)のものに限る。 )を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

事業者が の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合  
(9) 次の 及び のいずれにも該当する場合( (7) に該当する場合を除く。 )には、  
当該違反営業所等に、3 . (3) の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の  
事業の停止処分を付加するものとする。

事業用自動車の運転者が、重大事故等を引き起こした場合

当該運転者について、乗務時間等告示の各事項の未遵守が計31件以上あった場合

(10) 次の 及び のいずれにも該当する場合( (5) 又は(7) に該当する場合を除く。 )  
には、当該違反営業所等に、3 . (3) の処分日車数による行政処分等のほか、  
3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

事業者が の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合  
(11) 事業の停止処分を行うときは、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自  
動車登録番号標の領置( 軽自動車にあっては、車両番号標の領置 )を併せて行う  
ものとする。

## 5 . 営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令

(1) 法第31条第1号に基づく営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令は、次の 又は のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

複数の支局区域に営業区域を有する事業者について、違反点数の付与により、一の支局区域における累積点数が81点以上となった場合

複数の管轄区域に営業区域を有する事業者について、違反点数の付与により、一の管轄区域における累積点数が161点以上となった場合

なお、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令の2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、 又は のそれぞれの基準に達した場合に行うものとする。

(2) (1) の規定による命令は、次の営業区域を対象に行うものとする。

の営業区域

(1) の場合にあつては、累積点数が161点以上となった管轄区域内の全ての営業区域

(3)(1)の規定にかかわらず、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従つて改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分又は4. に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

#### 6. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の から までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従つて改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分、4. に規定する事業の停止処分又は5. に規定する営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことができるものとする。

違反点数の付与により、一の支局区域のみにおいて営業区域を有する事業者について、累積点数が81点以上となった場合

違反点数の付与により、一の管轄区域のみにおいて営業区域を有する事業者(の事業者を除く。)について、累積点数が161点以上となった場合

違反点数の付与により、又は 以外の事業者について、累積点数が321点以上となった場合

個人タクシー事業者について、次のイ又はロのいずれかに該当することとなった場合

イ 第2種運転免許の取消処分を受けた場合

ロ 許可期限の更新時において更新後の許可期限が1年となったこと(当該事業者の年令が75才以上であることのみ理由により、許可期限が1年となった場合を除く。)が5回連続した場合

法第40条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項(タク特法第52条第2項において準用する場合を含む。)に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合

4.(1) による事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同一の違反(この場合、4.(1) 又は掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。)をした場合(4.(1) のロ、ハ、ニ、ホ及びヘの違反については、同一営業所における違反の場合に限る。)

(1) の場合にあつては、累積点数が81点以上となった支局区域内の全ての営業区域

(1) の場合にあつては、累積点数が161点以上となった管轄区域内の全ての営業区域

(3)(1)の規定にかかわらず、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従つて改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. 自動車等の使用停止処分又は4. 事業の停止処分を行うことができるものとする。

#### 6. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の から までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従つて改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. 自動車等の使用停止処分、4. 事業の停止処分又は5. 営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことができるものとする。

違反点数の付与により、一の支局区域のみにおいて営業区域を有する事業者について、累積点数が81点以上となった場合

違反点数の付与により、一の管轄区域のみにおいて営業区域を有する事業者(の事業者を除く。)について、累積点数が161点以上となった場合

違反点数の付与により、又は 以外の事業者について、累積点数が321点以上となった場合

個人タクシー事業者について、次のイ又はロのいずれかに該当することとなった場合

イ 第2種運転免許の取消処分を受けた場合

ロ 許可期限の更新時において更新後の許可期限が1年となったこと(当該事業者の年令が75才以上であることのみ理由により、許可期限が1年となった場合を除く。)が5回連続した場合

自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項(タク特法第52条第2項において準用する場合を含む。)に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合

法第4条第1項又は第43条第1項の規定に違反して無許可経営をして行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に更に法第4条第1項又は第43条第1項に違反した場合

次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合  
イ 法第9条の3第4項において準用する法第9条第6項に規定する料金の変更の命令

- ロ 法第16条第2項に規定する事業計画に従うべき命令
- ハ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令
- ニ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令
- ホ 法第27条第2項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令
- ヘ 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令
- ト 法第31条に規定する事業改善の命令
- チ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令
- リ タク特法第18条の2に規定する、雇用する運転者に講習を受けさせるべき命令
- ヌ タク特法第37条第8項に規定する負担金及び延滞金を納付すべき命令

(削除)

(削除)

法第7条第1号、第3号又は第4号(事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。)に該当することとなった場合

(2) 次のいずれかに該当する場合の(1) 及び の行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。

事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。)が受けたものとして取り扱うものとする。

附則

1. この通達は、平成21年10月1日から施行する。
2. 1.(8)、3.(6)、4.(5)、(7)及び(10)並びに別表の規定は、この通達の施行後に違反行為があったものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成14年通達の規定により行政処分等を行うものとする。
3. この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年通達1.(8)の規定はなおその効力を有するものとする。

次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合  
イ 法第9条の3第4項において準用する法第9条第6項に規定する料金の変更の命令

- ロ 法第16条第2項に規定する事業計画に従うべき命令
- ハ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令
- ニ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令
- ホ 法第27条第2項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令
- ヘ 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令
- ト 法第31条に規定する事業改善の命令
- チ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令
- リ タク特法第18条の2に規定する、雇用する運転者に講習を受けさせるべき命令
- ヌ タク特法第37条第8項に規定する負担金及び延滞金を納付すべき命令

法第33条第1項又は第2項の規定に違反して名義を利用させ、又は事業の貸渡し等をし、かつ、反復、計画的なものと認められて行政処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に当該違反をした場合

法第94条第3項又はタク特法第51条第1項の規定に違反して検査の拒否等をして行政処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に当該違反をした場合

法第7条第1号、第3号又は第4号(事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。)に該当することとなった場合

(2) 次のいずれかに該当する場合の(1) から までの行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。

事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。)が受けたものとして取り扱うものとする。

附則

1. この通達は、平成21年10月1日から施行する。
2. 1.(8)、3.(6)、4.(5)、(7)及び(10)並びに別表の規定は、この通達の施行後に違反行為があったものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成14年公示の規定により行政処分等を行うものとする。
3. この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年公示1.(8)の規

附則（平成21年11月20日関自監旅第306号、関自旅二第1360号、関自保第316号、一部改正）

この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附則（平成22年1月27日 関自監旅第413号、関自旅二第2087号、関自保第394号、一部改正）

この通達は、平成22年1月27日から施行する。

附則（平成22年3月29日 関自監旅第505号、関自旅二第3203号、関自保第474号、一部改正）

この通達は、平成22年3月29日から施行する。

附則（平成24年4月13日 関自監旅第32号、関自旅二第88号、関自保第32号、一部改正）

この通達は、平成24年4月16日から施行する。

附 則（関自監旅第304号、関自旅二第937号、関自保第322号、一部改正）

1. この通達は、平成25年11月1日から施行する。

2. この通達の施行の前日に確認した違反行為であって、この通達の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この通達の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

3. 4.（1）の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、廃止前の「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け公示、関自監旅第309号、関自旅二第1361号、関自保第319号、平成24年4月13日一部改正）に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。

4. 「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け公示、関自監旅第219号、関自旅二第1116号、関自保第230号、平成24年4月13日一部改正）は平成25年10月31日限り廃止する。

定は、なおその効力を有するものとする。

附則（平成21年11月20日関自監旅第306号、関自旅二第1360号、関自保第316号、一部改正）

この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附則（平成22年1月27日 関自監旅第413号、関自旅二第2087号、関自保第394号、一部改正）

この通達は、平成22年1月27日から施行する。

附則（平成22年3月29日 関自監旅第505号、関自旅二第3203号、関自保第474号、一部改正）

この通達は、平成22年3月29日から施行する。

附則（平成24年4月13日 関自監旅第32号、関自旅二第88号、関自保第32号、一部改正）

この通達は、平成24年4月16日から施行する。

| 改 正   |        |      |                        | 現 行   |        |      |                        |
|---|--------|------|------------------------|---|--------|------|------------------------|
| <b>別表第 2</b>  |        |      |                        | <b>別表</b>   |        |      |                        |
|   | 緊急調整地域 | 特定地域 | 特別監視地域<br>特定特別監視地<br>域 |   | 緊急調整地域 | 特定地域 | 特別監視地域<br>特定特別監視地<br>域 |
| 1 特別監視地域に指定された後に当該地域で<br>運送事業の許可、営業区域の拡大又は譲渡<br>譲受の認可（営業区域拡大に係るものに限<br>る。）を受けた事業者による違反（2を除く。） | 4倍     | 3.5倍 | 3倍                     | 1 特別監視地域に指定された後に当該地域で<br>運送事業の許可、営業区域の拡大又は譲渡<br>譲受の認可（営業区域拡大に係るものに限<br>る。）を受けた事業者による違反（2を除く。） | 4倍     | 3.5倍 | 3倍                     |
| 2 特定特別監視地域通達 .2.(4) による監<br>査により一旦行政処分を受けた事業者であ<br>って、増車実施後の監査時車両数を基準車<br>両数よりも増加させているものによる違反 | /      | /    | 4倍                     | 2 特定特別監視地域通達 .2.(4) による監<br>査により一旦行政処分を受けた事業者であ<br>って、増車実施後の監査時車両数を基準車<br>両数よりも増加させているものによる違反 | /      | /    | 4倍                     |
| 3 監査時車両数を基準車両数よりも増加させ<br>ている事業者による違反（1を除く。）   | 4倍     | 3.5倍 | 3倍                     | 3 監査時車両数を基準車両数よりも増加させ<br>ている事業者による違反（1を除く。）   | 4倍     | 3.5倍 | 3倍                     |
| 4 監査時車両数が基準車両数以下であり、基<br>準車両数の5%以上を減少させていない事<br>業者による違反（1を除く。）                                | 2倍     | 2倍   | 1.5倍                   | 4 監査時車両数が基準車両数以下であり、基<br>準車両数の5%以上を減少させていない事<br>業者による違反（1を除く。）                                | 2倍     | 2倍   | 1.5倍                   |
| 5 監査時車両数を基準車両数の5%以上減少<br>させている事業者による違反（1を除く。）   | 1倍     | 1倍   | 1倍                     | 5 監査時車両数を基準車両数の5%以上減少<br>させている事業者による違反（1を除く。）   | 1倍     | 1倍   | 1倍                     |
| 6 5のうち、緊急調整地域にあっては、特別<br>監視地域に指定された後、緊急調整地域に<br>指定されるまで5%以上減少させず、当該                           | 1.5倍   | 1.5倍 | /                      | 6 5のうち、緊急調整地域にあっては、特別<br>監視地域に指定された後、緊急調整地域に<br>指定されるまで5%以上減少させず、当該                           | 1.5倍   | 1.5倍 | /                      |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <p>地域に指定された後に減少させた者による違反、特定地域にあっては、特定特別監視地域に指定された後、特定地域に指定されるまで5%以上減少させず、当該地域に指定された後に減少させた者による違反</p>  |  |  |  |
| <p>適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「基準車両数」とは、緊急調整地域及び特別監視地域にあっては、特別監視地域に指定されたときに当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していた一般の需要に応じることができる事業用自動車（以下「一般車両」という。）の総数をいい、特定地域及び特定特別監視地域にあっては、特定特別監視地域通達 1(2)に規定する基準車両数をいい、特定地域にあっては、「特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」（平成21年9月30日付け関自旅二第1110号、関自監旅第230号） . 2 .（「特定事業計画における事業再構築の実施のために必要となる特例措置の実施について」（平成22年1月27日付け関自旅二第2085号、関自監旅第411号。以下「事業再構築特例通達」という。） 8 . の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する基準車両数をいう。</li> <li>・「監査時車両数」とは監査等により違反事実を確認した時点における当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していた一般車両の総数をいう。なお、事業再構築特例通達 2 . に規定する休車は、基準車両数からの減少として取り扱わない。</li> <li>・当該地域が連続して特別監視地域又は緊急調整地域に指定されている場合の基準車両数は、その連続する最初の特別監視地域に指定されたときの基準車両数とする。</li> <li>・基準車両数の5%以上に1台に満たない端数がある場合は、1台に切り上げる。</li> <li>・欄中1の規定は、当該許可又は認可を受けた日から3年を超えた日以降の違反については適用しない。</li> </ul> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本表内の各規定は併科しないものとする。</li> <li>・本表に掲げる地域が重複する地域については、いずれか大きい方の倍数を適用するものとする。</li> </ul> |  |  |  |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <p>地域に指定された後に減少させた者による違反、特定地域にあっては、特定特別監視地域に指定された後、特定地域に指定されるまで5%以上減少させず、当該地域に指定された後に減少させた者による違反</p>  |  |  |  |
| <p>適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「基準車両数」とは、緊急調整地域及び特別監視地域にあっては、特別監視地域に指定されたときに当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していた一般の需要に応じることができる事業用自動車（以下「一般車両」という。）の総数をいい、特定地域及び特定特別監視地域にあっては、特定特別監視地域通達 1(2)に規定する基準車両数をいい、特定地域にあっては、「特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」（平成21年9月30日付け関自旅二第1110号、関自監旅第230号） . 2 .（「特定事業計画における事業再構築の実施のために必要となる特例措置の実施について」（平成22年1月27日付け関自旅二第2085号、関自監旅第411号。以下「事業再構築特例通達」という。） 8 . の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する基準車両数をいう。</li> <li>・「監査時車両数」とは監査等により違反事実を確認した時点における当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していた一般車両の総数をいう。なお、事業再構築特例通達 2 . に規定する休車は、基準車両数からの減少として取り扱わない。</li> <li>・当該地域が連続して特別監視地域又は緊急調整地域に指定されている場合の基準車両数は、その連続する最初の特別監視地域に指定されたときの基準車両数とする。</li> <li>・基準車両数の5%以上に1台に満たない端数がある場合は、1台に切り上げる。</li> <li>・欄中1の規定は、当該許可又は認可を受けた日から3年を超えた日以降の違反については適用しない。</li> <li>・<u>緊急調整地域の欄中1及び3、並びに特別監視地域、特定特別監視地域の欄中2に該当する違反に対する基準日車等が警告の場合にあっては、20日車の自動車等の使用停止とする。</u></li> <li>・<u>特定地域の欄中1及び3に該当する違反に対する基準日車等が警告の場合にあっては、15日車の自動車等の使用停止とする。</u></li> <li>・<u>特別監視地域、特定特別監視地域の欄中1及び3に該当する違反に対する基準日車等が警告の場合にあっては、10日車の自動車等の使用停止とする。</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本表内の各規定は併科しないものとする。</li> <li>・本表に掲げる地域が重複する地域については、いずれか大きい方の倍数を適用するものとする。</li> </ul> |  |  |  |

関自監旅第 506号  
関自旅二第 3204号  
平成22年 3月29日

管内運輸支局長 殿

自動車監査指導部長

自動車交通部長

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づき実施する一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の減少に伴う違反点数の特例措置について

標記について、平成22年3月29日付け国自安第173号、国自旅第320号により、自動車交通局安全政策課長及び自動車交通局旅客課長から別添のとおり通達があったので、これに基づき「**一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について**」（平成21年9月30日付け関自監旅第219号、関自旅二第1116号、関自保第230号。以下「局長通達」という。）**記2.「法令違反に係る点数制度」の特例措置**を下記のとおり定めたので、了知するとともに、事務処理上遺漏なきよう取り図られたい。

また、関係団体に対し、別添のとおり通知したので併せて了知されたい。

## 記

### 1. 定義

- (1) 本通達において使用する用語は、法及び局長通達において使用する用語の例による。

(2) 本通達において「認定日」とは、特定事業計画の認定日とする。

本通達において「基準日」とは、「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」（平成20年7月11日付け公示）I. 1. に規定する特定特別監視地域の指定時（継続して指定（準特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を含む。）されている場合にあつては当該継続して指定された最初の指定時、当該営業区域において個別に講じている施策に基づき、関東運輸局長が特別な配慮が必要と認めて別途公示した日がある場合にあつては当該公示日、法の施行の際、特定特別監視地域に指定されていない営業区域が特定地域に指定された場合にあつては特定地域指定日）とする。

(3) 本通達において「認定日車両数」とは、特定事業計画の認定日において、認定事業者が認定事業者による当該特定地域内の営業所に配置する一般の需要に応じることが出来るタクシー車両（以下「一般タクシー車両」という。）の合計数とする。

本通達において「基準車両数」とは、基準日において当該特定地域の営業所に配置する一般タクシー車両の合計数（当該営業区域において個別に講じている施策に基づき、関東運輸局長が特別な配慮が必要と認めて別途公示した車両数がある場合にあつては、当該車両数）とする。

(4) 本通達3. に定める特例措置は、国土交通大臣（共同事業再構築に係る事項が記載されていないものは、関東運輸局長）の認定を受けた特定事業計画であつて、次に掲げる要件全てに該当するもの（以下「認定特定事業計画」という。）を作成したタクシー事業者（以下「認定事業者」という。）について適用する。

① 特定事業として、輸送の安全性の維持・向上及び運転者の労働条件の悪化の防止・改善に関する事項を定めていること。

② 事業再構築として、供給輸送力の減少を定めていること。

(5) 供給輸送力の減少の方法は、「特定事業計画における事業再構築の実施のために必要となる特例措置の実施について」（平成22年1月27日付け公示）2. に定める減車（認定事業者による当該特定地域内の営業所に配置する一般タクシー車両の合計数を減少させる事業計画の変更の実施が確認されたものに限る。）とする。

## 2. 安全対策及び減車の確認方法

(1) 認定事業者は、3. (1) の措置を受けようとする場合には、関東運輸局自動車交通部に対し、供給輸送力の減少が完了した後、違反点数の特例措置届出書（以下「届出書」という。）を提出しなければならない。なお、当該届出書には、次の書面を添付しなければならない。

① 1. (4)①の実実施計画及び実施状況に関する書面

② 減車した一般タクシー車両が抹消登録等により使用権原が消滅したことを証する書面

(2) 関東運輸局自動車交通部においては、認定事業者が認定特定事業計画に基づき実施した減車について、管内各運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）から営業所毎の減車報告を受け、確認する。

(3) 関東運輸局自動車交通部において、減車の実施を確認した場合には、旅客第二課

長は減車連絡書を作成の上、首席自動車監査官あてに通知する。

(4) 首席自動車監査官は、旅客第二課長からの減車連絡書により減車を確認する。

### 3. 安全対策及び減車の実施による局長通達の特例措置

(1) 首席自動車監査官は、2.(4)により減車を確認した場合には、認定事業者の認定日車両数から減車した車両の割合に乗じて得た点数（小数点以下を切り捨てる。）を届出時違反点数から減ずるものとする。ただし、基準日から届出日の間に自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分となる道路運送法の違反が確認されていない場合には、「認定日車両数」とあるのは、「基準車両数」と読み替えて適用することができる。

(2) 届出時違反点数より減ずる違反点数の扱いについては、次のとおりとする。

① 届出時違反点数が1回の行政処分のみで付されている場合には、その違反点数より減ずるものとする。

② 届出時違反点数が複数回の行政処分で付されている場合には、複数回中、付されてからの経過期間が短い違反点数から順に減ずるものとする。

(3) 次に掲げる場合には3.(1)の効力を失う。

① 2.(1)①が実施されていないと認められたとき。

② 2.(1)の認定特定事業計画の認定が取り消されたとき。

## 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p data-bbox="197 344 999 371">一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p data-bbox="114 416 1104 515">一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="595 523 1039 807">           関自監旅 第219号<br/>           関自旅二 第1116号<br/>           関自保 第230号<br/>           平成21年9月30日<br/>           一部改正 平成21年11月20日<br/>           一部改正 平成22年1月27日<br/>           一部改正 平成22年3月29日<br/> <u>一部改正 平成24年4月13日</u> </p> <p data-bbox="645 884 1052 1203">           関東運輸局長 神谷俊広<br/>           東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>           神奈川運輸支局長 石橋健<br/>           埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>           群馬運輸支局長 栗本久<br/>           千葉運輸支局長 飯村勉<br/>           茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>           栃木運輸支局長 四月朔日功一<br/>           山梨運輸支局長 春原俊男         </p> <p data-bbox="114 1318 1104 1457">一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。</p> | <p data-bbox="1209 344 2011 371">一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p data-bbox="1131 416 2123 515">一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1621 523 2065 770">           関自監旅 第219号<br/>           関自旅二 第1116号<br/>           関自保 第230号<br/>           平成21年9月30日<br/>           一部改正 平成21年11月20日<br/>           一部改正 平成22年1月27日<br/>           一部改正 平成22年3月29日         </p> <p data-bbox="1657 884 2069 1203">           関東運輸局長 神谷俊広<br/>           東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>           神奈川運輸支局長 石橋健<br/>           埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>           群馬運輸支局長 栗本久<br/>           千葉運輸支局長 飯村勉<br/>           茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>           栃木運輸支局長 四月朔日功一<br/>           山梨運輸支局長 春原俊男         </p> <p data-bbox="1131 1318 2121 1457">一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。</p> |

なお、「一般乗用合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(公示)」(以下「平成14年公示」という。)は、廃止する。

なお、「一般乗用合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(公示)」(以下「平成14年公示」という。)は、廃止する。

1. 通則

1. 通則

(1)~(13) (略)

(1)~(13) (略)

(14)法第22条の2若しくは第29条の3又は旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。)第38条第5項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(13) から までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(14)法第22条の2若しくは第29条の3又は旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。)第38条第8項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(13) から までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(15)・(16) (略)

(15)・(16) (略)

2. ~ 6. (略)

2. ~ 6. (略)

附 則 (平成24年4月13日 関自監旅第32号、関自旅二第88号、関自保第32号、一部改正)

この通達は、平成24年4月16日から施行する。

別表 (略)

別表 (略)

## 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: right;">           関自監旅 第219号<br/>           関自旅二 第1116号<br/>           関自保 第230号<br/>           平成21年9月30日<br/>           一部改正 平成21年11月20日<br/>           一部改正 平成22年1月27日<br/> <u>一部改正 平成22年3月29日</u> </p> <p style="text-align: right;">           関東運輸局長 神谷俊広<br/>           東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>           神奈川運輸支局長 石橋健<br/>           埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>           群馬運輸支局長 栗本久<br/>           千葉運輸支局長 飯村勉<br/>           茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>           栃木運輸支局長 四月朔日功一<br/>           山梨運輸支局長 春原俊男         </p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。</p> <p>なお、「一般乗用合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（公</p> | <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: right;">           関自監旅 第219号<br/>           関自旅二 第1116号<br/>           関自保 第230号<br/>           平成21年9月30日<br/>           一部改正 平成21年11月20日<br/>           一部改正 平成22年1月27日         </p> <p style="text-align: right;">           関東運輸局長 神谷俊広<br/>           東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>           神奈川運輸支局長 石橋健<br/>           埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>           群馬運輸支局長 栗本久<br/>           千葉運輸支局長 飯村勉<br/>           茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>           栃木運輸支局長 四月朔日功一<br/>           山梨運輸支局長 春原俊男         </p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。</p> <p>なお、「一般乗用合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（公</p> |

示)」(以下「平成14年公示」という。)は、廃止する。

1. (略)

2. 法令違反に係る点数制度

(1)～(7) (略)

(8) 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)第11条第1項の規定による国土交通大臣の認定を受けた特定事業計画に定める同条第3項の事業再構築に基づき供給輸送力を減少した場合の違反点数の特例については、別途定める。

3. ～6. (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (平成22年 3月29日 関自監旅第505号、関自旅二第3203号、関自保第474号、一部改正)

この通達は、平成22年3月29日から施行する。

別表 (略)

示)」(以下「平成14年公示」という。)は、廃止する。

1. (略)

2. 法令違反に係る点数制度

(1)～(7) (略)

(8)

3. ～6. (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

別表 (略)

## 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p data-bbox="197 347 999 371">一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p data-bbox="114 419 1106 517">一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="741 528 1039 699">           関自監旅 第219号<br/>           関自旅二 第1116号<br/>           関自保 第230号<br/>           平成21年9月30日<br/>           平成21年11月20日         </p> <p data-bbox="598 708 1039 734"><u>一部改正 平成22年 1月27日</u></p> <p data-bbox="647 852 1050 1168">           関東運輸局長 神谷俊広<br/>           東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>           神奈川運輸支局長 石橋健<br/>           埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>           群馬運輸支局長 栗本久<br/>           千葉運輸支局長 飯村勉<br/>           茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>           栃木運輸支局長 四月朔日功一<br/>           山梨運輸支局長 春原俊男         </p> <p data-bbox="114 1286 1106 1422">一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に対する行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。</p> <p data-bbox="141 1430 1106 1455">なお、「一般乗用合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（公</p> | <p data-bbox="1209 347 2011 371">一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p data-bbox="1131 419 2123 517">一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1758 528 2056 663">           関自監旅 第219号<br/>           関自旅二 第1116号<br/>           関自保 第230号<br/>           平成21年9月30日         </p> <p data-bbox="1624 673 2056 699"><u>一部改正 平成21年11月20日</u></p> <p data-bbox="1659 852 2063 1168">           関東運輸局長 神谷俊広<br/>           東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>           神奈川運輸支局長 石橋健<br/>           埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>           群馬運輸支局長 栗本久<br/>           千葉運輸支局長 飯村勉<br/>           茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>           栃木運輸支局長 四月朔日功一<br/>           山梨運輸支局長 春原俊男         </p> <p data-bbox="1131 1286 2123 1422">一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に対する行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。</p> <p data-bbox="1158 1430 2123 1455">なお、「一般乗用合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（公</p> |

示)」(以下「平成14年公示」という。)は、廃止する。

1. ～6. (略)

附 則

1. この通達は、平成21年10月1日から施行する。
2. 1. (8)、3. (6)、4. (5)、(7)及び(10)並びに別表の規定は、この通達の施行後に違反行為があったものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成14年公示の規定により行政処分等を行うものとする。
3. この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年公示1. (8)の規定は、なおその効力を有するものとする。

附 則 (平成21年11月20日 関自監旅第306号、関自旅二第1360号、関自保第316号、一部改正)

この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年1月27日 関自監旅第413号、関自旅二第2087号、関自保第394号、一部改正)

この通達は、平成22年1月27日から施行する。

別表

|   | 緊急調整地域 | 特定地域 | 特別監視地域<br>特定特別監視地域 |
|---|--------|------|--------------------|
| 1 特別監視地域に指定された後に当該地域で運送事業の許可、営業区域の拡大又は譲渡譲受の認可(営業区域拡大に係るものに限る。)を受けた事業者による違反(2を除く。) | 4倍     | 3.5倍 | 3倍                 |
| 2 特定特別監視地域通達Ⅱ.2.(4)①による監査により一旦行政処分を受けた事業者であって、増車実施後の監査時車両数を基準                     | /      | /    | 4倍                 |

示)」(以下「平成14年公示」という。)は、廃止する。

1. ～6. (略)

附 則

1. この通達は、平成21年10月1日から施行する。
2. 1. (8)、3. (6)、4. (5)、(7)及び(10)並びに別表の規定は、この通達の施行後に違反行為があったものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成14年公示の規定により行政処分等を行うものとする。
3. この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年公示1. (8)の規定は、なおその効力を有するものとする。

附 則 (平成21年11月20日 関自監旅第306号、関自旅二第1360号、関自保第316号、一部改正)

この通達は、平成21年12月1日から施行する。

別表

|   | 緊急調整地域 | 特定地域 | 特別監視地域<br>特定特別監視地域 |
|---|--------|------|--------------------|
| 1 特別監視地域に指定された後に当該地域で運送事業の許可、営業区域の拡大又は譲渡譲受の認可(営業区域拡大に係るものに限る。)を受けた事業者による違反(2を除く。) | 4倍     | 3.5倍 | 3倍                 |
| 2 特定特別監視地域通達Ⅱ.2.(4)①による監査により一旦行政処分を受けた事業者であって、増車実施後の監査時車両数を基準                     | /      | /    | 4倍                 |

|  |      |      |      |
|--|------|------|------|
| 車両数よりも増加させているものによる違反   |      |      |      |
| 3 監査時車両数を基準車両数よりも増加させている事業者による違反（1を除く。）  | 4倍   | 3.5倍 | 3倍   |
| 4 監査時車両数が基準車両数以下であり、基準車両数の5%以上を減少させていない事業者による違反（1を除く。）   | 2倍   | 2倍   | 1.5倍 |
| 5 監査時車両数を基準車両数の5%以上減少させている事業者による違反（1を除く。）  | 1倍   | 1倍   | 1倍   |
| 6 5のうち、緊急調整地域にあつては、特別監視地域に指定された後、緊急調整地域に指定されるまで5%以上減少させず、当該地域に指定された後に減少させた者による違反、特定地域にあつては、特定特別監視地域に指定された後、特定地域に指定されるまで5%以上減少させず、当該地域に指定された後に減少させた者による違反   | 1.5倍 | 1.5倍 |      |
| <p>適用</p> <p>・「基準車両数」とは、緊急調整地域及び特別監視地域にあつては、特別監視地域に指定されたときに当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していた一般の需要に応じることができる事業用自動車（以下「一般車両」という。）の総数をいい、特定特別監視地域にあつては、特定特別監視地域通達Ⅱ1(2)に規定する基準車両数をいい、<u>特定地域にあつては、「特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」（平成21年9月30日付け関自旅二第1110号、関自監旅第230号）Ⅱ.2.（「特定事業計画における事業再構築の実施のために必要となる特例措置の実施について」（平成22年1月27日付け関自旅二第2085号、関自監旅第411号。以下「事業再構築特例通達」という。）8.の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する基準車両数をいう。</u></p> <p>・「監査時車両数」とは監査等により違反事実を確認した時点における当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していた一般車両の総数をいう。<u>なお、事業再構築特例通達2.に規定する休車は、基準車両数から</u></p> |      |      |      |

|  |      |      |      |
|--|------|------|------|
| 車両数よりも増加させているものによる違反   |      |      |      |
| 3 監査時車両数を基準車両数よりも増加させている事業者による違反（1を除く。）  | 4倍   | 3.5倍 | 3倍   |
| 4 監査時車両数が基準車両数以下であり、基準車両数の5%以上を減少させていない事業者による違反（1を除く。）   | 2倍   | 2倍   | 1.5倍 |
| 5 監査時車両数を基準車両数の5%以上減少させている事業者による違反（1を除く。）  | 1倍   | 1倍   | 1倍   |
| 6 5のうち、緊急調整地域にあつては、特別監視地域に指定された後、緊急調整地域に指定されるまで5%以上減少させず、当該地域に指定された後に減少させた者による違反、特定地域にあつては、特定特別監視地域に指定された後、特定地域に指定されるまで5%以上減少させず、当該地域に指定された後に減少させた者による違反   | 1.5倍 | 1.5倍 |      |
| <p>適用</p> <p>・「基準車両数」とは、緊急調整地域及び特別監視地域にあつては、特別監視地域に指定されたときに当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していた一般の需要に応じることができる事業用自動車（以下「一般車両」という。）の総数をいい、<u>特定地域及び</u>特定特別監視地域にあつては、特定特別監視地域通達Ⅱ1(2)に規定する基準車両数をいう。</p> <p>・「監査時車両数」とは監査等により違反事実を確認した時点における当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していた一般車両の総数をいう。</p> |      |      |      |

の減少として取り扱わない。

- ・当該地域が連続して特別監視地域又は緊急調整地域に指定されている場合の基準車両数は、その連続する最初の特別監視地域に指定されたときの基準車両数とする。
- ・基準車両数の5%以上に1台に満たない端数がある場合は、1台に切り上げる。
- ・欄中1の規定は、当該許可又は認可を受けた日から3年を超えた日以降の違反については適用しない。
- ・緊急調整地域の欄中1及び3、並びに特別監視地域、特定特別監視地域の欄中2に該当する違反に対する基準日車等が警告の場合にあっては、20日車の自動車等の使用停止とする。
- ・特定地域の欄中1及び3に該当する違反に対する基準日車等が警告の場合にあっては、15日車の自動車等の使用停止とする。
- ・特別監視地域、特定特別監視地域の欄中1及び3に該当する違反に対する基準日車等が警告の場合にあっては、10日車の自動車等の使用停止とする。
- ・本表内の各規定は併科しないものとする。
- ・本表に掲げる地域が重複する地域については、いずれか大きい方の倍数を適用するものとする。

- ・当該地域が連続して特別監視地域又は緊急調整地域に指定されている場合の基準車両数は、その連続する最初の特別監視地域に指定されたときの基準車両数とする。
- ・基準車両数の5%以上に1台に満たない端数がある場合は、1台に切り上げる。
- ・欄中1の規定は、当該許可又は認可を受けた日から3年を超えた日以降の違反については適用しない。
- ・緊急調整地域の欄中1及び3、並びに特別監視地域、特定特別監視地域の欄中2に該当する違反に対する基準日車等が警告の場合にあっては、20日車の自動車等の使用停止とする。
- ・特定地域の欄中1及び3に該当する違反に対する基準日車等が警告の場合にあっては、15日車の自動車等の使用停止とする。
- ・特別監視地域、特定特別監視地域の欄中1及び3に該当する違反に対する基準日車等が警告の場合にあっては、10日車の自動車等の使用停止とする。
- ・本表内の各規定は併科しないものとする。
- ・本表に掲げる地域が重複する地域については、いずれか大きい方の倍数を適用するものとする。

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: right;">                 関自監旅 第 219 号<br/>                 関自旅二 第1116号<br/>                 関自保 第 230 号<br/>                 平成21年 9 月30日<br/>                 一部改正 平成21年11月20日             </p> <p style="text-align: right;">                 関東運輸局長 神谷俊広<br/>                 東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>                 神奈川運輸支局長 石橋健<br/>                 埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>                 群馬運輸支局長 栗本久<br/>                 千葉運輸支局長 飯村勉<br/>                 茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>                 栃木運輸支局長 四月朔日功一<br/>                 山梨運輸支局長 春原俊男             </p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に</p> | <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: right;">                 関自監旅第 219 号<br/>                 関自旅二第1116号<br/>                 関自保 第 230 号<br/>                 平成21年9月30日             </p> <p style="text-align: right;">                 関東運輸局長 神谷俊広<br/>                 東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>                 神奈川運輸支局長 石橋健<br/>                 埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>                 群馬運輸支局長 栗本久<br/>                 千葉運輸支局長 飯村勉<br/>                 茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>                 栃木運輸支局長 四月朔日功一<br/>                 山梨運輸支局長 春原俊男             </p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、</p> |

基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者には行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。

なお、「一般乗用合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（公示）」（以下「平成14年公示」という。）は、廃止する。

1. 通則

(1)～(5) (略)

(6) (略)

① 重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「報告規則」という。）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）を引き起こした場合

②～④ (略)

(7)～(16) (略)

2. ～6. (略)

附 則

1. この通達は、平成21年10月1日から施行する。

2. 1. (8)、3. (6)、4. (5)、(7)及び(10)並びに別表の規定は、この通達の施行後に違反行為があったものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成14年公示の規定により行政処分等を行うものとする。

3. この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年公示1. (8)の規定は、なおその効力を有するものとする。

附 則（平成21年11月20日 関自監旅第306号、関自旅二第1360号、関自保第316号、一部改正）

この通達は、平成21年12月1日から施行する。

別表 (略)

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者には行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。

なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（公示）」（以下「平成14年公示」という。）は、廃止する。

1. 通則

(1)～(5) (略)

(6) (略)

① 重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「報告規則」という。）第2条第2号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）を引き起こした場合

②～④ (略)

(7)～(16) (略)

2. ～6. (略)

附 則

1. この通達は、平成21年10月1日から施行する。

2. 1. (8)、3. (6)、4. (5)、(7)及び(10)並びに別表の規定は、この通達の施行後に違反行為があったものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成14年公示の規定により行政処分等を行うものとする。

3. この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年公示1. (8)の規定は、なおその効力を有するものとする。

別表 (略)

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

| 改 正  | 現 行  |
|--|--|
| <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: right;">関自監旅第 219号<br/>関自旅二第 1116号<br/>関自保 第 230号<br/>平成21年9月30日</p> <p style="text-align: center;">関東運輸局長 神谷俊広<br/>東京運輸支局長 矢田淑雄<br/>神奈川運輸支局長 石橋健<br/>埼玉運輸支局長 上岡一雄<br/>群馬運輸支局長 栗本久<br/>千葉運輸支局長 飯村勉<br/>茨城運輸支局長 鬼沢秀通<br/>栃木運輸支局長 四月朔日功一<br/>山梨運輸支局長 春原俊男</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定める。</p> <p><u>なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（公示）」（以下「平成14年公示」という。）は、廃止する。</u></p> | <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: right;">関自旅2第6554号<br/>関整備 第 946号<br/>平成14年 1月31日</p> <p>一部改正 平成14年 7月10日<br/>一部改正 平成15年 3月26日<br/>一部改正 平成16年 7月20日<br/>一部改正 平成16年 9月10日<br/>一部改正 平成17年12月15日<br/>一部改正 平成18年 5月31日<br/>一部改正 平成18年 9月25日<br/>一部改正 平成19年 5月25日<br/>一部改正 平成20年 6月13日<br/><u>一部改正 平成20年 7月11日</u></p> <p style="text-align: center;">関東運輸局長 淡路均<br/>東京運輸支局長 向良一<br/>神奈川運輸支局長 佐藤博<br/>埼玉運輸支局長 山本三郎<br/>群馬運輸支局長 荻原克己<br/>千葉運輸支局長 小林一雄<br/>茨城運輸支局長 会田幸治<br/>栃木運輸支局長 北畠幸雄<br/>山梨運輸支局長 大川充磨</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成12年法律第86号）が、平成14年2月1日から施行されることに伴い、一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号）第40条及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第52条第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定める。</p> |

## 1. 通則

(1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の停止処分、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令及び許可の取消処分とする。

なお、これに至らないものは、軽微なものから順に、口頭注意、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) 本通達において「初違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反をいう。

本通達において「再違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反をいう。

本通達において「再々違反以上の累違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反をいう。

(3) 本通達において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。

① 道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議

② 道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取

③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知

(4) 初違反、再違反及び再々違反以上の累違反について、原則として、別途定める事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準（以下「処分基準」という。）による基準日車等に基づき、行政処分等を行うものとする。

(5) 処分基準に再々違反以上の累違反の基準がない違反事項の再々違反以上の累違反については、次により取り扱うものとする。

① 初違反の基準日車等が20日車以上である違反事項の再々違反以上の累違反については、再違反の基準日車等の2倍の日車数とする。

② ①以外の場合にあっては、再違反と同じ基準日車等とする。

(6) 次の①から④までのいずれかに該当する場合における輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。）の基準日車等については、再違反の基準を適用する（ただし、当該輸送の安全確保義務違反が再違反（再々違反以上の累違反を含む。）である場合は、再々違反以上の累違反として、(4)及び(5)

## 1. 通則

(1) 行政処分等の種類

行政処分の種類は、軽微なものから順に次のとおりとする。

ア 自動車その他の輸送施設の使用の停止（以下「自動車等の使用停止」という。）

イ 事業の停止

ウ 営業区域の廃止に係る事業計画の変更

エ 許可の取消し

なお、これに至らないものは、軽微なものから順に、口頭注意、勧告、警告とする。

(2) 違反及び同一違反事項の再違反（行政処分等（以下「処分等」という。）を受けたものが、当該処分等を受けた日から3年以内に同一営業所において更に同一の事項に違反した場合をいう。）並びに再々違反以上の累違反については、原則として、別途定める「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準」（以下「処分基準」という。）による処分等を行うものとする。ただし、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項の運転者に対する指導監督義務に係る違反（以下「指導監督義務違反」という。）のうち、一定の事項の違反及び再違反の取扱いについては、処分基準に定めるところによるものとする。

(3) 特別監視地域（特定特別監視地域を含む。）及び緊急調整地域に指定された地域内の営業所における一定の違反については、処分日車数を別表のとおり取り扱うものとする。

(4) 処分基準に再々違反以上の累違反の基準がない違反事項については、違反の態様に従い再違反の場合における処分等よりも重い処分等を行うことができるものとする。

(5) 違反の内容が次のいずれかに該当することとなった場合の輸送の安全確保に関する違反については、(2)・(3)による処分基準の再違反の基準を適用する（ただし、再違反の場合は(4)を適用する）ものとする。さらに、(7)に該当する場合又は(イ)・(ウ)において重大な事故を引き起こした場合には、死傷者数に

）の規定を適用する）ものとする。

① 重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第2号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）を引き起こした場合

② 事業用自動車の運転者（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。）が最高速度違反を引き起こした場合であって、事業者が、当該違反行為を命じ、又は事業用自動車の運転者が当該違反行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

③ 事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は救護義務違反を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

④ 事業用自動車の運転者について、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。）の各事項の未遵守が計31件以上あった場合

(7) (6)①の場合又は(6)②から④までの場合（当該違反又は未遵守に伴い、死傷者を生じた事故を引き起こした場合に限る。）には、死傷者数に応じ、(6)の規定による基準日車等に2倍を上回らない範囲内で加重するものとする。

(8) 法第8条第1項に規定する緊急調整地域、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条第2項に規定する特定地域及び「緊急調整地域の指定等について」（平成20年7月11日付け関自旅二第1052号）I1に規定する特別監視地域及び「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」（平成20年7月11日付け関自旅二第1053号、関自監旅第172号。以下「特定特別監視地域通達」という。）I1に規定する特定特別監視地域に指定された地域内の営業所における一定の違反については、基準日車等を別表のとおり加重して取り扱うものとする。

(9) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反に伴い引き起こした重大事故等の内容が次に掲げる場合は、(4)から(8)までの基準による行政処分等を、①については加重し、②については軽減することができる。

① 悪質と認められる場合

イ 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合

ロ 違反事実又は輸送の安全確保義務違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のある事項である場合

② 軽微と認められる場合

当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合

じ、2倍を上回らない範囲内で加重するものとする。

(7) 重大な事故を引き起こした場合

(イ) 運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は最高速度違反を引き起こした場合であって、一般乗用旅客自動車運送事業者が、当該行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条第3項の規定に基づく意見聴取又は同法第108条の34の規定に基づく通知のあった場合

(ウ) 運転者が過労運転（道路交通法第66条に規定する過労運転及び改善基準告示の未遵守が31件以上の場合に限る。）、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又はひき逃げを引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等のあった場合（改善基準告示の未遵守を除く。）

(6) 違反（輸送の安全確保に関する違反により重大な事故を引き起こした場合における当該事故を含む。）の内容が、次に掲げる場合は、(2)～(5)の基準による処分等を(7)については加重、(イ)については軽減することができる。

(7) 悪質と認められる場合

(a) 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合

(b) 違反事実又はこれに伴い引き起こした事故が社会的影響のある事項である場合

(イ) 軽微と認められる場合

当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの

ただし、加重は原則として(4)から(8)までの基準による基準日車等の2倍を上回らないもの(4)から(8)までの基準による行政処分等が警告である場合は10日車の自動車等の使用停止処分)とし、軽減は(4)から(8)までの基準による基準日車等の2分の1を下回らないもの(4)から(8)までの基準による行政処分等が10日車の自動車等の使用停止処分である場合及び20日車の自動車等の使用停止処分であって相当の理由がある場合は警告。20日車を超える自動車等の使用停止処分を受けるべき違反について、初違反で、かつ、違反事実が確認される前に事業者自ら是正していた場合であって特段の理由があるときは10日車の自動車等の使用停止処分)とする。

(10) 関東運輸局に「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」を設け、必要に応じて、処分基準に違反行為の事項として明記されていない違反行為があった場合、違反に対して加重又は軽減する場合等について、同審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。

(11) 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を関東運輸局又は運輸支局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、処分の日から3月以内に報告を行うよう措置するものとする。

(12) 違反行為を行った事業者(以下「違反事業者」という。)に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所((13)及び(14)に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。)の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(以下「運送事業」という。)に係るものに限る。以下同じ。)を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合(違反営業所が廃止された場合を含む。)は、違反営業所(廃止されたものを除く。)及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

② 違反営業所が廃止された場合(①に該当する場合を除く。)は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

イ 当該廃止された営業所(以下「廃止営業所」という。)と同一の営業区域に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの

ロ 廃止営業所と同一の運輸支局が管轄する区域に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの(イに該当する営業所がない場合に限る。)

ハ 関東運輸局の管轄区域(以下単に「管轄区域」という。)に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの(イ又はロに該当する営業所がない

証明があった場合

ただし、加重は、原則として(2)～(5)の基準による処分日車数の2倍を上回らないもの(2)～(5)の基準による処分等が警告である場合は10日車の自動車等の使用停止)とし、軽減は(2)～(5)の基準による処分日車数の2分の1を下回らないもの(2)～(5)の基準による処分等が10日車の自動車等の使用停止である場合及び20日車の自動車等の使用停止であって相当の理由がある場合は警告。20日車を越える自動車等の使用停止処分を受けるべき違反について、初違反で、かつ、違反事実が確認される前に事業者自ら是正していた場合であって特段の理由があるときは10日車の自動車等の使用停止)とする。

(7) 指導監督義務違反のうち、都道府県公安委員会からあった道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等(重大な事故、酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反(ひき逃げ)に係るものを除く。3.(3)において同じ。)があった場合の処分等の取扱いは(4)～(6)にかかわらず処分基準に定めるところによるものとする。

(8) 巡回監査又は呼び出し監査を行った結果、3.(3)による処分等が一定の処分日車数にあっては、特定の違反を除き警告とする。

(9) 関東運輸局に「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」を設け、必要に応じて、処分基準に違反行為の事項がない場合、違反に対して加重又は軽減する場合等について、同審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。

(10) 行政処分等を行う場合は、事業者を関東運輸局又は運輸支局(以下「運輸局等」という。)に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、処分の日から3月以内に報告を行うよう措置するものとする。

場合に限る。)

二 廃止営業所に最寄りの営業所（イからハまでに該当する営業所がない場合に限る。)

(13) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあつては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

① 事務所と同一の営業区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの

② 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの（①に該当する営業所がない場合に限る。)

③ 事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの（①又は②に該当する営業所がない場合に限る。)

④ 当該事務所に最寄りの営業所（①から③までに該当する営業所がない場合に限る。)

(14) 法第22条の2若しくは第29条の3又は旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第38条第8項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(13)①から④までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者が法人の合併又は相続があつた場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして行政処分を行う。

(16) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。2.(7)及び6.(2)において同じ。）により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

① 違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者が違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(12)②の例にならって取り扱うものとする。

② 違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

## 2. 法令違反に係る点数制度

(1) 自動車等の使用停止 処分 を行うべき違反行為を行った事業者には、処分日車数

2. 法令違反に係る点数制度

10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。

(2) 法第4条第1項又は第43条第1項の規定に違反して無許可経営をし、事業の停止処分を受けた事業者には、51点の違反点数を付すものとする。

(3) (1)及び(2)により事業者に付された違反点数（以下単に「違反点数」という。）は、事業者ごとに、支局区域単位及び管轄区域単位で累計し、主たる事務所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。

(4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。

ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

① 当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていないこと。

② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。

③ 当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。

④ 当該行政処分を行った日から2年間、過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検運行、無保険運行又は救護義務違反がないこと。

(5) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

(6) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。

(7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

### 3. 自動車等の使用停止処分

(1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1.(12)から(16)までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所（以下「違反

(1) 1.により道路運送法第40条及びタクシー業務適正化特別措置法第52条第1項の規定による自動車等の使用停止を行うべき違反行為を行った事業者には、3.(3)による処分日車数10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。

(2) 道路運送法第4条第1項又は同法第43条第1項の規定に違反して無許可経営をし、事業の停止処分を受けた事業者には51点の違反点数を付すものとする。

(3) (1)及び(2)により事業者に付された違反点数（以下「違反点数」という。）は、事業者単位、各運輸支局及び神戸運輸監理部（以下「運輸支局等」という。）の管轄区域単位、さらに各地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）の管轄区域単位で累計し、主たる事務所を管轄する地方運輸局等において管理を行うものとする。

(4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。

ただし、行政処分を行った日以前の2年間において、違反点数を付されていない営業所については、当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、かつ、次の(7)及び(イ)の要件を満たした場合には、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって消滅するものとする。

(7) 当該行政処分を行った日から2年間、当該営業所が他に違反点数を付されなかったこと。

(イ) 当該行政処分を行った日から2年間、当該営業所において、自らの責に帰する重大な事故又は特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。

(5) 事業者たる法人の分割があったときは、分割により一般乗用旅客自動車運送事業を承継した法人は、分割前の法人の違反点数をそれぞれ承継するものとする。

(6) 一般乗用旅客自動車運送事業の分割譲渡があったときは、譲渡人及び譲受人のそれぞれが譲渡人の違反点数を承継するものとする。

### 3. 自動車等の使用停止処分

(1) 自動車等の使用停止処分は、原則として営業所単位に当該違反行為に係る事

営業所等」という。)に所属する事業用自動車について、6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。

(2) 運送事業の許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された運送事業の許可を受けた者（以下「個人タクシー事業者」という。）にあっては、当該個人タクシー事業者の運行する事業用自動車について、6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。

(3) 行政処分等に係る 処分日車数は、1. (4)から(9)までの規定に基づいて決定するものとする。

ただし、2以上の違反がある場合は、次の①及び②により算出された基準日車等を合算したものとする。

① 運輸規則第38条第1項の運転者に対する指導監督に係る違反（以下「指導監督義務違反」という。）のうち、その最も重い違反の基準日車等にその他の違反の基準日車等の2分の1をそれぞれ加える。

② ①以外の違反のうち、その最も重い違反の基準日車等にその他の違反の基準日車等の2分の1をそれぞれ加える。

(4) 指導監督義務違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等（重大事故等、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、過労運転、無免許運転、救護義務違反又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。）に基づくものについては、(3)ただし書の規定による合算をせず、別途個別に処分するものとする。

(5) 処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、関東運輸局長があらかじめ定める基準により、これを決定するものとする。

ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。

(6) 違反営業所等に遊休車両があるときは、処分日車数による自動車等の使用停止処分のほか、(5)による処分期間と同じ期間、当該遊休車両について、自動車等の使用停止処分を付加するものとする。この場合において、当該遊休車両に対する処分日車数は、違反点数に加えないものとする。

(7) (1)又は(2)の処分を行うときは、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置（軽自動車にあっては、車両番号標の領置）を併せて行うものとする。

#### 4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①から④までのいずれかに該当することとなった場合に、当該違反営業所等<sup>等</sup>に対して、6月以内の期間を定めて行うものとする。

① 違反点数の付与により、一の支局区域における違反点数の累計（以下「累積点数」という。）が51点以上となった場合

業用自動車（違反行為に係る事業用自動車のない場合は当該営業所に所属する事業用自動車（営業所に所属する事業用自動車のない場合は、事業者に所属する事業用自動車））について6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者（以下「個人タクシー事業者」という。）にあっては、当該個人タクシー事業者の運行する事業用自動車について6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。

(3) 各違反事項の処分日車数は、1. (2)～(7)に基づいて決定するものとする。

ただし、2以上の違反（指導監督義務違反のうち、都道府県公安委員会からあった道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等に係るものを除く。）がある場合は、次の(7)及び(イ)により算出された処分日車数を合算したものとする。

(7) 指導監督義務違反のうち、その最も重い違反の処分日車数にその他の違反の処分日車数の2分の1をそれぞれ加える。

(イ) (7)以外の違反のうち、その最も重い違反の処分日車数にその他の違反の処分日車数の2分の1をそれぞれ加える。

(4) 処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、関東運輸局長があらかじめ定める基準により、これを決定するものとする。

ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。

(5) (1)又は(2)の処分を行うときは、道路運送法第41条第1項及びタクシー業務適正化特別措置法第52条第2項の規定により準用する道路運送法第41条第1項の規定に基づく当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置の命令を併せて行うものとする。

なお、当該事業用自動車<sup>が</sup>軽自動車の場合にあっては、車両番号標の領置を併せて行うものとする。

#### 4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次のいずれかに該当することとなった場合に、原則として、当該違反行為に係る営業所に対して、6月以内の期間を定めて行うものとする。

(7) 一の運輸支局等又は沖縄総合事務局の管轄区域内において違反点数の累

② 違反点数の付与により、一の管轄区域における累積点数が101点以上となった場合（①に該当せず、かつ、累積点数が101点以上となった日から過去3年以内において、当該管轄区域内において①による事業の停止処分を受けていない場合に限る。）

③ 違反点数の付与により、事業者の累積点数が201点以上となった場合（①又は②に該当せず、かつ、累積点数が201点以上となった日から過去3年以内において、①又は②による事業の停止処分を受けていない場合に限る。）

④ 法第4条第1項又は第43条第1項の規定に違反して無許可経営をした場合

なお、①から③までの累積点数による事業の停止処分の2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、それぞれの基準に達した場合に行うものとする。

(2) (1)①の場合の事業の停止期間は、3. (3)による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。

(3) (1)④の場合の事業の停止期間は、処分基準に定める日数とする。

(4) (1)の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画（違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画をいう。以下同じ。）を文書で提出し、これに従つて改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に定める自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。

(5) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3. (3)の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合

② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

(6) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を行った場合

② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

(7) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(5)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

計が50点を超えた場合

(イ) 一の地方運輸局の管轄区域内において違反点数の累計が100点を超えかつ、当該超えた日以前3年間に当該地方運輸局の管轄区域内において(ア)により事業停止命令を受けていない場合

(ウ) 事業者単位での違反点数の累計が200点を超え、かつ、当該超えた日以前3年間に(ア)又は(イ)により事業停止命令を受けていない場合

(エ) 道路運送法第4条第1項又は同法第43条第1項の規定に違反して無許可経営をした場合

(オ) 運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は最高速度違反を引き起こした場合であつて、一般乗用旅客自動車運送事業者が、当該行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法第75条第3項の規定に基づく意見聴取又は同法第108条の34の規定に基づく通知のあった場合

(カ) 運転者が過労運転（道路交通法第66条に規定する過労運転及び当該運転者について改善基準告示の未遵守が31件以上の場合に限る。）、酒酔

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合  
(8) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(6)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為（超過速度が30km/h以上（高速自動車道及び自動車専用道路においては、40km/h以上）のものに限る。）を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合  
(9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(7)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、重大事故等を引き起こした場合  
② 当該運転者について、乗務時間等告示の各事項の未遵守が計31件以上あった場合

(10) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(5)又は(7)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合  
(11) 事業の停止処分を行うときは、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置（軽自動車にあっては、車両番号標の領置）を併せて行うものとする。

## 5. 営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令

(1) 法第31条第1号に基づく営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令は、次の①又は②のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

① 複数の支局区域に営業区域を有する事業者について、違反点数の付与により、一の支局区域における累積点数が81点以上となった場合

い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、ひき逃げ又は最高速度違反（30km/h以上（高速自動車道及び自動車専用道路においては40km/h以上）の超過に限る。）を伴う重大事故を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等があった場合（改善基準告示の未遵守を除く。）であって、運送事業者に指導及び監督の義務があるにもかかわらず当該違反行為の指導及び監督を明らかに実施していなかった場合

(2) (1) (7)～(カ)の場合における処分期間は、次のとおりとする。

(7) (1) (7)～(イ)の場合には、3.(3)による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。

(イ) (1) (イ)の場合には、処分基準に定める日数とする。

(ウ) (1) (ウ)の場合には、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項の規定に違反したとして、3.(3)による処分等に7日の処分期間を加算するものとする。

(エ) (1) (カ)の場合には、処分基準に定めるところにより3日の処分期間とする。

(3) (1) の処分を行うときは、道路運送法第41条第1項及びタクシー業務適正化特別措置法第52条第2項の規定により準用する道路運送法第41条第1項の規定に基づく当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標等の領置の命令を併せて行うものとする。

(4) (1) の処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者自己措置が認められる場合には、3. に定める自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。

## 5. 営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令

(1) 道路運送法第31条第1号に基づく営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

(7) 複数の運輸支局等又は沖縄総合事務局の管轄区域内において営業区域を有する事業者について、一の運輸支局等又は沖縄総合事務局の管轄区域内

② 複数の管轄区域に営業区域を有する事業者について、違反点数の付与により、一の管轄区域における累積点数が161点以上となった場合  
 なお、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令の2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、①又は②のそれぞれの基準に達した場合に行うものとする。

(2) (1)の規定による命令は、次の営業区域を対象に行うものとする。

① (1)①の場合にあつては、累積点数が81点以上となった支局区域内の全ての営業区域

② (1)②の場合にあつては、累積点数が161点以上となった管轄区域内の全ての営業区域

(3) (1)の規定にかかわらず、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. 自動車等の使用停止処分又は4. 事業の停止処分を行うことができるものとする。

## 6. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑩までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. 自動車等の使用停止処分、4. 事業の停止処分又は5. 営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことができるものとする。

① 違反点数の付与により、一の支局区域のみにおいて営業区域を有する事業者について、累積点数が81点以上となった場合

② 違反点数の付与により、一の管轄区域のみにおいて営業区域を有する事業者（①の事業者を除く。）について、累積点数が161点以上となった場合

③ 違反点数の付与により、①又は②以外の事業者について、累積点数が321点以上となった場合

④ 個人タクシー事業者について、次のイ又はロのいずれかに該当することとなった場合

イ 第2種運転免許の取消処分を受けた場合

ロ 許可期限の更新時において更新後の許可期限が1年となったこと（当該

において違反点数の累計が80点を超えた場合

(イ) 複数の地方運輸局の管轄区域内において営業区域を有する事業者について、一の地方運輸局の管轄区域内において違反点数の累計が160点を超えかつ、当該超えた日以前3年間に当該地方運輸局の管轄区域内において(7)の命令が発動されている場合

この場合において、廃止の対象となる営業区域は、(7)については違反点数の累計が80点を超えた運輸支局等又は沖縄総合事務局の管轄区域内の営業区域、(イ)については違反点数の累計が160点を超えた地方運輸局の管轄区域内の営業区域とする。

(2) (1)の処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者自己措置が認められる場合には、3. に定める自動車等の使用停止処分又は4. 事業の停止処分による処分を行うことができるものとする。

## 6. 許可の取消し処分

許可の取消し処分は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときに行うものとする。

ただし、許可の取消し処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移手段の確保その他公共の利益に著しい障害を生じるおそれがある場合であつて、事業者自己措置が認められる場合には、3. 自動車等の使用停止処分若しくは4. 事業の停止処分又は5. 営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令による処分を行うことができるものとする。

(1) 一の運輸支局等又は沖縄総合事務局の管轄区域内のみにおいて営業区域を有する事業者について、違反点数の累計が80点を超えた場合

(2) 一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて営業区域を有する事業者（(1)に掲げる者を除く。）について、違反点数の累計が160点を超え、かつ、当該超えた日以前3年間に当該地方運輸局の管轄区域内で5. (1)(7)の命令が発動されている場合

(3) (1)・(2)以外の事業者について、違反点数の累計が320点を超え、かつ、当該超えた日以前3年間に5. (1)(イ)の命令が発動されている場合

(4) 個人タクシー事業者について、第2種運転免許の取消し処分を受けた場合

(5) 個人タクシー事業者について、許可期限の更新時において更新後の許可期限が1年となったこと（当該更新後の許可期限が1年となった理由が当該事

事業者の年齢が75才以上であることのみの理由により、許可期限が1年となった場合を除く。)が5回連続した場合

業者が75才以上であることのみである場合を除く。)が5回連続した場合

⑤ 自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項(タク特法第52条第2項において準用する場合を含む。)に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合

(6) 自動車等の使用停止の命令若しくは事業の停止の命令又は道路運送法第41条第1項及びタクシー業務適正化特別措置法第52条第2項の規定により準用する道路運送法第41条第1項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標等の領置の命令に違反した場合

⑥ 法第4条第1項又は第43条第1項の規定に違反して無許可経営をして行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に更に法第4条第1項又は第43条第1項に違反した場合

(7) 道路運送法第4条第1項又は同法第43条第1項の規定に違反して無許可経営をして行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同法第4条第1項又は同法第43条第1項に違反した場合

⑦ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

(8) 道路運送法及びタクシー業務適正化特別措置法に定める以下の命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

イ 法第9条の3第4項において準用する法第9条第6項に規定する料金の変更の命令

道路運送法第9条の3第4項において準用する道路運送法第9条第6項に規定する料金の変更の命令

ロ 法第16条第2項に規定する事業計画に従うべき命令

道路運送法第16条第2項に規定する事業計画に従うべき命令

ハ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令

道路運送法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令

ニ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令

道路運送法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令

ホ 法第27条第2項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

道路運送法第27条第2項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

ヘ 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令

道路運送法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令

ト 法第31条に規定する事業改善の命令

道路運送法第31条に規定する事業改善の命令

チ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令

道路運送法第84条第1項に規定する運送に関する命令

リ タク特法第18条の2に規定する、雇用する運転者に講習を受けさせるべき命令

タクシー業務適正化特別措置法第18条の2に規定する、雇用する運転者に講習を受けさせるべき命令

ヌ タク特法第37条第8項に規定する負担金及び延滞金を納付すべき命令

タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項に規定する負担金及び延滞金を納付すべき命令

⑧ 法第33条第1項又は第2項の規定に違反して名義を利用させ、又は事業の貸渡し等をし、かつ、反復、計画的なものと認められて行政処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に当該違反をした場合

(9) 道路運送法第33条第1項又は第2項の規定に違反して名義を利用させ、又は事業の貸渡し等をし、かつ、反復・計画的なものと認められて行政処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に当該違反をした場合

⑨ 法第94条第3項又はタク特法第51条第1項の規定に違反して検査の拒否等をして行政処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に当該違反をした場合

(10) 道路運送法第94条第3項及びタクシー業務適正化特別措置法第51条第1項の規定に違反して検査の拒否等をして行政処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に当該違反をした場合

⑩ 法第7条第1号、第3号又は第4号(事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。)に該当することとなった場合

(11) 道路運送法第7条第1号、第3号又は第4号(事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。)に該当することとなった場合。

(2) 次のいずれかに該当する場合の(1)⑤から⑨までの行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

① 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。

② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）が受けたものとして取り扱うものとする。

#### 附則

1. この通達は、平成21年10月1日から施行する。
2. 1. (5)、3. (6)、4. (5)、(7)及び(10)並びに別表の規定は、この通達の施行後に違反行為があったものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成14年公示の規定により行政処分等を行うものとする。
3. この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年公示1. (8)の規定は、なおその効力を有するものとする。

#### 附 則

1. 6. (8)の「道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法に定める以下の命令」には、平成17年1月31日までの間に行われた道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律附則第6条に基づき、同法による改正前の道路運送法第23条第3項の規定の例により行われる運行管理者の解任の命令を含むものとする。
2. 本基準による行政処分等は、平成14年2月1日以降に違反事実を確認したのから実施することとし、平成14年1月31日以前に違反事実を確認したものについては従前の行政処分等の基準により処分を行うものとする。  
なお、平成6年10月1日付け関自旅2第5309号及び関整事公第309号による「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く）の法令違反に対する行政処分基準」及び平成6年10月1日付け関自旅2第5321号及び関整事公第318号による「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の法令違反に対する行政処分基準」は、平成14年1月31日限りこれを廃止する。

附 則（平成14年7月10日 関自監一第10号、関自安第30号一部改正）  
改正後の基準は、平成14年7月10日から適用することとし、平成14年7月1日以降に違反事実を確認したのから改正後の基準による行政処分等を行うものとする。

なお、平成14年6月30日以前に違反事実を確認したものについては従前の基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成15年3月26日 関自監一第304号、関自安第988号 一部改正）

改正後の基準は、平成15年4月1日以降に発生した違反事実から適用するものとし、平成15年3月31日までの違反事実については、従前の基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成16年7月20日 関自監一第149号、関自安第507号 一部改正）

1. 改正後の通達は、平成16年8月1日から適用する。
2. 平成16年7月31日までの違反事実については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成16年9月10日関自監一第224号、関自安第751号一部改正）

- )
1. 改正後の通達は、平成16年9月15日から適用する。
  2. 平成16年9月14日までの違反事実については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。
- 附 則（平成17年12月15日 関自監一第296号、関自安第985号一部改正）
1. 改正後の通達は、平成18年2月1日から適用する。
  2. 平成18年1月31日までの違反事実については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。
- 附 則（平成18年 5月31日 関自監一第50号、関自安第192号一部改正）
1. 改正後の通達は、平成18年8月1日から適用する。
  2. 平成18年7月31日までに確認した違反事実については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。
- 附 則（平成18年 9月25日 関自監旅第147号、関自保第405号一部改正）
1. 改正後の通達は、平成18年10月1日以降の違反行為から適用する。
  2. 平成18年9月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。
- 附 則（平成19年 5月25日 関自監旅第89号、関自保第220号一部改正）
1. 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。
  2. 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。
- 附 則（平成20年 6月13日 関自監旅第125号、関自保第98号一部改正）
1. 改正後の通達は、平成20年6月14日以降の違反行為から適用する。
  2. 平成20年6月13日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。
- 附 則（平成20年 7月11日 関自監旅第171号、関自保第172号一部改正）
1. 改正後の通達は、平成20年7月11日から適用する。
  2. 平成20年7月10日までに確認した違反事実については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

| 改 正   |        |       |                    | 現 行  |        |  |      |
|---|--------|-------|--------------------|--|--------|--|------|
| 別表  |        |       |                    | 別表   |        |  |      |
|   | 緊急調整地域 | 特定地域  | 特別監視地域<br>特定特別監視地域 | 特別監視地域 <u>(特定特別監視地域を含む。)</u>   | 緊急調整地域 |  |      |
|   |        |       |                    | 対 象  | 加重     | 対 象  | 加重   |
| 1 特別監視地域に指定された後に当該地域で<br>運送事業の許可、営業区域の拡大又は譲渡<br>譲受の認可（営業区域拡大に係るものに限<br>る。）を受けた事業者による違反（2を除く。）   | 4倍     | 3. 5倍 | 3倍                 | 1 特別監視地域に指定されたときに当該事<br>業者の当該営業区域内の営業所に現に配置<br>していた事業用自動車の総数（以下「基準<br>車両数」という。）を特別監視地域に指定さ<br>れた後に増加させず、基準車両数の5%以<br>上を減少させていない者による違反（2、<br>3又は7に該当するものを除く。） | 1.5倍   | 1 特別監視地域に指定されたときに当該事<br>業者の当該営業区域内の営業所に現に配置<br>していた事業用自動車の総数（以下「基準<br>車両数」という。）を特別監視地域に指定さ<br>れた後に増加させず、基準車両数の5%以<br>上を減少させていない者による違反（2、<br>3又は9に該当するものを除く。） | 2倍   |
| 2 特定特別監視地域通達Ⅱ. 2. (4)①による監<br>査により一旦行政処分を受けた事業者であ<br>って、増車実施後の監査時車両数を基準車<br>両数よりも増加させているものによる違反 |        |       | 4倍                 | 2 故意又は重大な過失により違反した者に<br>よる違反   | 3倍     | 2 故意又は重大な過失により違反した者に<br>よる違反   | 4倍   |
| 3 監査時車両数を基準車両数よりも増加させ<br>ている事業者による違反（1を除く。）   | 4倍     | 3. 5倍 | 3倍                 | 3 特別監視地域に指定された後に当該地域<br>で一般乗用旅客自動車運送事業の許可又は<br>営業区域の拡大の認可（譲渡譲受の認可を<br>含む。）を受けた者による違反   | 3倍     | 3 特別監視地域に指定された後に当該地域<br>で一般乗用旅客自動車運送事業の許可又は<br>営業区域の拡大の認可（譲渡譲受の認可を<br>含む。）を受けた者による違反   | 4倍   |
| 4 監査時車両数が基準車両数以下であり、基<br>準車両数の5%以上を減少させていない事<br>業者による違反（1を除く。）                                  | 2倍     | 2倍    | 1. 5倍              | 4 基準車両数を特別監視地域に指定された<br>後に増加させた者による違反（6、7又は<br>8に該当するものを除く。）   | 3倍     | 4 基準車両数を特別監視地域に指定された<br>後に増加させた者による違反（7から9の<br>いずれかに該当するものを除く。）  | 4倍   |
| 5 監査時車両数を基準車両数の5%以上減少<br>させている事業者による違反（1を除く。）   | 1倍     | 1倍    | 1倍                 | 5 基準車両数を特別監視地域に指定された<br>後に増加させず、基準車両数の5%以上を<br>減少させている者による違反（2、3又は<br>7に該当するものを除く。）  | 1倍     | 5 基準車両数を特別監視地域に指定された<br>後に増加させず、緊急調整地域に指定され<br>る前に基準車両数の5%以上を減少させて<br>いる者による違反（2、3又は9に該当す<br>るものを除く。）  | 1倍   |
|   |        |       |                    |  |        | 6 基準車両数を特別監視地域に指定された<br>後に増加させず、緊急調整地域に指定され  | 1.5倍 |

|   |             |             |   |             |   |             |
|---|-------------|-------------|---|-------------|---|-------------|
| <p>6 5のうち、緊急調整地域にあっては、特別監視地域に指定された後、緊急調整地域に指定されるまで5%以上減少させず、当該地域に指定された後に減少させた者による違反、特定地域にあっては、特定特別監視地域に指定された後、特定地域に指定されるまで5%以上減少させず、当該地域に指定された後に減少させた者による違反</p> | <p>1.5倍</p> | <p>1.5倍</p> | <p>6 基準車両数を特別監視地域に指定された後に増加させ、当該増加させた車両数に加え基準車両数の5%以上を減少させている者による違反（2、3、<u>7又は8</u>に該当するものを除く。）</p>   | <p>1.5倍</p> | <p>た後に基準車両数の5%以上を減少させている者による違反（2又は3に該当するものを除く。）</p>   | <p>1.5倍</p> |
|   |             |             | <p>7 特別監視地域に指定された後に、基準車両数の5%以上（特別監視地域指定後に車両数を増加させた者には、当該増加させた車両数に加え基準車両数の5%以上）を減少させた者であって、当該減少させた日から1年以上経過した後に、配置する車両数が基準車両数を超えない範囲において増加させたものによる違反（5、<u>6又は8</u>に該当するものを除く。）</p> | <p>1.5倍</p> | <p>8 基準車両数を特別監視地域に指定された後に増加させ、緊急調整地域に指定された後に当該増加させた車両数に加え基準車両数の5%以上を減少させている者による違反（2、3又は9に該当するものを除く。）</p>  | <p>2倍</p>   |
|   |             |             | <p><u>8 特定特別監視地域に指定された後に、基準車両数を増加させる届出をした者であって、「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」（平成20年7月11日付け公示）Ⅱ.2.(4)③及び④の措置を講じたにもかかわらず減車の手続を行わない者による違反（4、6又は7に該当するものを除く。）</u></p>          | <p>4倍</p>   | <p>9 特別監視地域に指定された後に、基準車両数の5%以上（特別監視地域指定後に車両数を増加させた者には、当該増加させた車両数に加え基準車両数の5%以上）を減少させた者であって、当該減少させた日から1年以上経過した後に、配置する車両数が基準車両数を超えない範囲において増加させたものによる違反（5から8のいずれかに該当するものを除く。）</p> | <p>2倍</p>   |

適用  
 ・「基準車両数」とは、緊急調整地域及び特別監視地域にあっては、特別監視地域に指定されたときに当該事業

適用  
 ・当該地域が連続して特別監視地域又は緊急調整地域に指定されている場合の基準車両数は、その連続する最

者の当該営業区域内の営業所に現に配置していた一般の需要に応じることができる事業用自動車（以下「一般車両」という。）の総数をいい、特定地域及び特定特別監視地域にあっては、特定特別監視地域通達Ⅱ1(2)に規定する基準車両数をいう。

・「監査時車両数」とは監査等により違反事実を確認した時点における当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していた一般車両の総数をいう。

・当該地域が連続して特別監視地域又は緊急調整地域に指定されている場合の基準車両数は、その連続する最初の特別監視地域に指定されたときの基準車両数とする。

・基準車両数の5%以上に1台に満たない端数がある場合は、1台に切り上げる。

・欄中1の規定は、当該許可又は認可を受けた日から3年を超えた日以降の違反については適用しない。

・緊急調整地域の欄中1及び3、並びに特別監視地域、特定特別監視地域の欄中2に該当する違反に対する基準日車等が警告の場合にあっては、20日車の自動車等の使用停止とする。

・特定地域の欄中1及び3に該当する違反に対する基準日車等が警告の場合にあっては、15日車の自動車等の使用停止とする。

・特別監視地域、特定特別監視地域の欄中1及び3に該当する違反に対する基準日車等が警告の場合にあっては、10日車の自動車等の使用停止とする。

・本表内の各規定は併科しないものとする。

・本表に掲げる地域が重複する地域については、いずれか大きい方の倍数を適用するものとする。

初の特別監視地域に指定されたときの基準車両数とする。

・特定特別監視地域に指定されている場合の基準車両数は、特定特別監視地域の指定時（2年以上継続して指定（準特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を含む。）されている場合は、当該継続して指定された最初の指定時。）における営業区域ごとの当該事業者の一般車両の合計数とする。

・基準車両数の5%以上に1台に満たない端数がある場合は、1台に切り上げる。

・特別監視地域の欄中3及び緊急調整地域の欄中3の規定は、当該許可又は認可を受けた日から3年を超えた日以降の違反については適用しない。

・特別監視地域の5から7及び緊急調整地域の5から9の規定は、複数回に分けて車両数を減少させた場合にあっては、当該減少させた累積車両数が基準車両数の5%以上となったときから適用する。

・特別監視地域の欄中2から4に該当する違反に対する処分基準が警告の場合にあっては、10日車の自動車等の使用停止とする。

・緊急調整地域の欄中2から4に該当する違反に対する処分基準が警告の場合にあっては、20日車の自動車等の使用停止とする。

・本表内の各規定は併科しないものとする。

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成14年1月31日 関自旅2第6554号・関整保第946号） 新旧対照表

| 改 正   | 現 行  |
|---|--|
| <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: right;">関自旅2第6554号<br/>関整保第946号<br/>平成14年1月31日</p> <p>一部改正 平成14年7月10日<br/>一部改正 平成15年3月26日<br/>一部改正 平成16年7月20日<br/>一部改正 平成16年9月10日<br/>一部改正 平成17年12月15日<br/>一部改正 平成18年5月31日<br/>一部改正 平成18年9月25日<br/>一部改正 平成19年5月25日<br/>一部改正 平成20年6月13日<br/><u>一部改正 平成20年7月11日</u></p> <p>関東運輸局長 淡路 均<br/>東京運輸支局長 向 良一<br/>神奈川運輸支局長 佐藤 博<br/>埼玉運輸支局長 山本 三郎<br/>群馬運輸支局長 荻原 克己<br/>千葉運輸支局長 小林 一雄<br/>茨城運輸支局長 会田 幸治<br/>栃木運輸支局長 北畠 幸雄<br/>山梨運輸支局長 大川 充磨</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成12年法律第86号）が、平成14年2月1日から施行されることに伴い、一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号）第40条及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第52条第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定める。</p> | <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: right;">関自旅2第6554号<br/>関整保第946号<br/>平成14年1月31日</p> <p>一部改正 平成14年7月10日<br/>一部改正 平成15年3月26日<br/>一部改正 平成16年7月20日<br/>一部改正 平成16年9月10日<br/>一部改正 平成17年12月15日<br/>一部改正 平成18年5月31日<br/>一部改正 平成18年9月25日<br/>一部改正 平成19年5月25日<br/>一部改正 平成20年6月13日</p> <p>関東運輸局長 淡路 均<br/>東京運輸支局長 向 良一<br/>神奈川運輸支局長 佐藤 博<br/>埼玉運輸支局長 山本 三郎<br/>群馬運輸支局長 荻原 克己<br/>千葉運輸支局長 小林 一雄<br/>茨城運輸支局長 会田 幸治<br/>栃木運輸支局長 北畠 幸雄<br/>山梨運輸支局長 大川 充磨</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成12年法律第86号）が、平成14年2月1日から施行されることに伴い、一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号）第40条及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第52条第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定める。</p> |

## 1. 通則

## (1) 行政処分等の種類

行政処分の種類は、軽微なものから順に次のとおりとする。

ア 自動車その他の輸送施設の使用の停止（以下「自動車等の使用停止」という。）

イ 事業の停止

ウ 営業区域の廃止に係る事業計画の変更

エ 許可の取消し

なお、これに至らないものは、軽微なものから順に、口頭注意、勧告、警告とする。

(2) 違反及び同一違反事項の再違反（行政処分等（以下「処分等」という。）を受けたものが、当該処分等を受けた日から3年以内に同一営業所において更に同一の事項に違反した場合をいう。）並びに再々違反以上の累違反については、原則として、別途定める「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準」（以下「処分基準」という。）による処分等を行うものとする。ただし、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項の運転者に対する指導監督義務に係る違反（以下「指導監督義務違反」という。）のうち、一定の事項の違反及び再違反の取扱いについては、処分基準に定めるところによるものとする。

(3) 特別監視地域（特定特別監視地域を含む。）及び緊急調整地域に指定された地域内の営業所における一定の違反については、処分日車数を別表のとおり取り扱うものとする。

(4) 処分基準に再々違反以上の累違反の基準がない違反事項については、違反の態様に従い再違反の場合における処分等よりも重い処分等を行うことができるものとする。

(5) 違反の内容が次のいずれかに該当することとなった場合の輸送の安全確保に関する違反については、(2)・(3)による処分基準の再違反の基準を適用する（ただし、再違反の場合は(4)を適用する）ものとする。さらに、(ア)に該当する場合又は(イ)・(ウ)において重大な事故を引き起こした場合には、死傷者数に応じ、2倍を上回らない範囲内で加重するものとする。

(ア) 重大な事故を引き起こした場合

(イ) 運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は最高速度違反を引き起こした場合であって、一般乗用旅客自動車運送事業者が、当該行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条第3項の規定に基づく意見聴取又は同法第108条の34の規定に基づく通知のあった場合

(ウ) 運転者が過労運転（道路交通法第66条に規定する過労運転及び改善基準告示の未遵守が31件以上の場合に限る。）、酒酔い運転、酒気帯び運転、

## 1. 通則

## (1) 行政処分等の種類

行政処分の種類は、軽微なものから順に次のとおりとする。

ア 自動車その他の輸送施設の使用の停止（以下「自動車等の使用停止」という。）

イ 事業の停止

ウ 営業区域の廃止に係る事業計画の変更

エ 許可の取消し

なお、これに至らないものは、軽微なものから順に、口頭注意、勧告、警告とする。

(2) 違反及び同一違反事項の再違反（行政処分等（以下「処分等」という。）を受けたものが、当該処分等を受けた日から3年以内に同一営業所において更に同一の事項に違反した場合をいう。）並びに再々違反以上の累違反については、原則として、別途定める「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準」（以下「処分基準」という。）による処分等を行うものとする。ただし、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項の運転者に対する指導監督義務に係る違反（以下「指導監督義務違反」という。）のうち、一定の事項の違反及び再違反の取扱いについては、処分基準に定めるところによるものとする。

(3) 特別監視地域及び緊急調整地域に指定された地域内の営業所における一定の違反については、処分日車数を別表のとおり取り扱うものとする。

(4) 処分基準に再々違反以上の累違反の基準がない違反事項については、違反の態様に従い再違反の場合における処分等よりも重い処分等を行うことができるものとする。

(5) 違反の内容が次のいずれかに該当することとなった場合の輸送の安全確保に関する違反については、(2)・(3)による処分基準の再違反の基準を適用する（ただし、再違反の場合は(4)を適用する）ものとする。さらに、(ア)に該当する場合又は(イ)・(ウ)において重大な事故を引き起こした場合には、死傷者数に応じ、2倍を上回らない範囲内で加重するものとする。

(ア) 重大な事故を引き起こした場合

(イ) 運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は最高速度違反を引き起こした場合であって、一般乗用旅客自動車運送事業者が、当該行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条第3項の規定に基づく意見聴取又は同法第108条の34の規定に基づく通知のあった場合

(ウ) 運転者が過労運転（道路交通法第66条に規定する過労運転及び改善基準告示の未遵守が31件以上の場合に限る。）、酒酔い運転、酒気帯び運転、

薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又はひき逃げを引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等のあった場合（改善基準告示の未遵守を除く。）

- (6) 違反（輸送の安全確保に関する違反により重大な事故を引き起こした場合における当該事故を含む。）の内容が、次に掲げる場合は、(2)～(5)の基準による処分等を(ア)については加重、(イ)については軽減することができる。

(ア) 悪質と認められる場合

(a) 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合

(b) 違反事実又はこれに伴い引き起こした事故が社会的影響のある事項である場合

(イ) 軽微と認められる場合

当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合

ただし、加重は、原則として(2)～(5)の基準による処分日車数の2倍を上回らないもの（(2)～(5)の基準による処分等が警告である場合は10日車の自動車等の使用停止）とし、軽減は(2)～(5)の基準による処分日車数の2分の1を下回らないもの（(2)～(5)の基準による処分等が10日車の自動車等の使用停止である場合及び20日車の自動車等の使用停止であって相当の理由がある場合は警告。20日車を越える自動車等の使用停止処分を受けるべき違反について、初違反で、かつ、違反事実が確認される前に事業者自ら是正していた場合であって特段の理由があるときは10日車の自動車等の使用停止）とする。

- (7) 指導監督義務違反のうち、都道府県公安委員会からあった道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等（重大な事故、酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反（ひき逃げ）に係るものを除く。3.(3)において同じ。）があった場合の処分等の取扱いは(4)～(6)にかかわらず処分基準に定めるところによるものとする。

- (8) 巡回監査又は呼び出し監査を行った結果、3.(3)による処分等が一定の処分日車数にあっては、特定の違反を除き警告とする。

- (9) 関東運輸局に「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」を設け、必要に応じて、処分基準に違反行為の事項がない場合、違反に対して加重又は軽減する場合等について、同審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。

- (10) 行政処分等を行う場合は、事業者を関東運輸局又は運輸支局（以下「運輸局等」という。）に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、処分の日から3月以内に報告を行うよう措置するものとする。

## 2. 法令違反に係る点数制度

- (1) 1.により道路運送法第40条及びタクシー業務適正化特別措置法第52条第1項の規定による自動車等の使用停止を行うべき違反行為を行った事業者には、3.(3)による処分日車数10日車までごとに1点とする違反点数を付すも

薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又はひき逃げを引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等のあった場合（改善基準告示の未遵守を除く。）

- (6) 違反（輸送の安全確保に関する違反により重大な事故を引き起こした場合における当該事故を含む。）の内容が、次に掲げる場合は、(2)～(5)の基準による処分等を(ア)については加重、(イ)については軽減することができる。

(ア) 悪質と認められる場合

(a) 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合

(b) 違反事実又はこれに伴い引き起こした事故が社会的影響のある事項である場合

(イ) 軽微と認められる場合

当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合

ただし、加重は、原則として(2)～(5)の基準による処分日車数の2倍を上回らないもの（(2)～(5)の基準による処分等が警告である場合は10日車の自動車等の使用停止）とし、軽減は(2)～(5)の基準による処分日車数の2分の1を下回らないもの（(2)～(5)の基準による処分等が10日車の自動車等の使用停止である場合及び20日車の自動車等の使用停止であって相当の理由がある場合は警告。20日車を越える自動車等の使用停止処分を受けるべき違反について、初違反で、かつ、違反事実が確認される前に事業者自ら是正していた場合であって特段の理由があるときは10日車の自動車等の使用停止）とする。

- (7) 指導監督義務違反のうち、都道府県公安委員会からあった道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等（重大な事故、酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反（ひき逃げ）に係るものを除く。3.(3)において同じ。）があった場合の処分等の取扱いは(4)～(6)にかかわらず処分基準に定めるところによるものとする。

- (8) 巡回監査又は呼び出し監査を行った結果、3.(3)による処分等が一定の処分日車数にあっては、特定の違反を除き警告とする。

- (9) 関東運輸局に「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」を設け、必要に応じて、処分基準に違反行為の事項がない場合、違反に対して加重又は軽減する場合等について、同審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。

- (10) 行政処分等を行う場合は、事業者を関東運輸局又は運輸支局（以下「運輸局等」という。）に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、処分の日から3月以内に報告を行うよう措置するものとする。

## 2. 法令違反に係る点数制度

- (1) 1.により道路運送法第40条及びタクシー業務適正化特別措置法第52条第1項の規定による自動車等の使用停止を行うべき違反行為を行った事業者には、3.(3)による処分日車数10日車までごとに1点とする違反点数を付すも

のとする。

- (2) 道路運送法第4条第1項又は同法第43条第1項の規定に違反して無許可経営をし、事業の停止処分を受けた事業者には51点の違反点数を付すものとする。
- (3) (1)及び(2)により事業者に付された違反点数(以下「違反点数」という。)は、事業者単位、各運輸支局及び神戸運輸監理部(以下「運輸支局等」という。)の管轄区域単位、さらに各地方運輸局及び沖縄総合事務局(以下「地方運輸局等」という。)の管轄区域単位で累計し、主たる事務所を管轄する地方運輸局等において管理を行うものとする。
- (4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。  
ただし、行政処分を行った日以前の2年間において、違反点数を付されていない営業所については、当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、かつ、次の(ア)及び(イ)の要件を満たした場合には、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって消滅するものとする。  
(ア) 当該行政処分を行った日から2年間、当該営業所が他に違反点数を付されなかったこと。  
(イ) 当該行政処分を行った日から2年間、当該営業所において、自らの責に帰する重大な事故又は特に悪質と認められる道路交通法の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)がないこと。
- (5) 事業者たる法人の分割があったときは、分割により一般乗用旅客自動車運送事業を承継した法人は、分割前の法人の違反点数をそれぞれ承継するものとする。
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業の分割譲渡があったときは、譲渡人及び譲受人のそれぞれが譲渡人の違反点数を承継するものとする。

### 3. 自動車等の使用停止処分

- (1) 自動車等の使用停止処分は、原則として営業所単位に当該違反行為に係る事業用自動車(違反行為に係る事業用自動車のない場合は当該営業所に所属する事業用自動車(営業所に所属する事業用自動車のない場合は、事業者に所属する事業用自動車))について6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者(以下「個人タクシー事業者」という。)にあっては、当該個人タクシー事業者の運行する事業用自動車について6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。
- (3) 各違反事項の処分日車数は、1.(2)~(7)に基づいて決定するものとする。  
ただし、2以上の違反(指導監督義務違反のうち、都道府県公安委員会からあった道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等に係るものを除く。

のとする。

- (2) 道路運送法第4条第1項又は同法第43条第1項の規定に違反して無許可経営をし、事業の停止処分を受けた事業者には51点の違反点数を付すものとする。
- (3) (1)及び(2)により事業者に付された違反点数(以下「違反点数」という。)は、事業者単位、各運輸支局及び神戸運輸監理部(以下「運輸支局等」という。)の管轄区域単位、さらに各地方運輸局及び沖縄総合事務局(以下「地方運輸局等」という。)の管轄区域単位で累計し、主たる事務所を管轄する地方運輸局等において管理を行うものとする。
- (4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。  
ただし、行政処分を行った日以前の2年間において、違反点数を付されていない営業所については、当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、かつ、次の(ア)及び(イ)の要件を満たした場合には、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって消滅するものとする。  
(ア) 当該行政処分を行った日から2年間、当該営業所が他に違反点数を付されなかったこと。  
(イ) 当該行政処分を行った日から2年間、当該営業所において、自らの責に帰する重大な事故又は特に悪質と認められる道路交通法の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)がないこと。
- (5) 事業者たる法人の分割があったときは、分割により一般乗用旅客自動車運送事業を承継した法人は、分割前の法人の違反点数をそれぞれ承継するものとする。
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業の分割譲渡があったときは、譲渡人及び譲受人のそれぞれが譲渡人の違反点数を承継するものとする。

### 3. 自動車等の使用停止処分

- (1) 自動車等の使用停止処分は、原則として営業所単位に当該違反行為に係る事業用自動車(違反行為に係る事業用自動車のない場合は当該営業所に所属する事業用自動車(営業所に所属する事業用自動車のない場合は、事業者に所属する事業用自動車))について6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者(以下「個人タクシー事業者」という。)にあっては、当該個人タクシー事業者の運行する事業用自動車について6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。
- (3) 各違反事項の処分日車数は、1.(2)~(7)に基づいて決定するものとする。  
ただし、2以上の違反(指導監督義務違反のうち、都道府県公安委員会からあった道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等に係るものを除く。

がある場合は、次の(ア)及び(イ)により算出された処分日車数を合算したものとす。

(ア) 指導監督義務違反のうち、その最も重い違反の処分日車数にその他の違反の処分日車数の2分の1をそれぞれ加える。

(イ) (ア)以外の違反のうち、その最も重い違反の処分日車数にその他の違反の処分日車数の2分の1をそれぞれ加える。

(4) 処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、関東運輸局長があらかじめ定める基準により、これを決定するものとする。

ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。

(5) (1)又は(2)の処分を行うときは、道路運送法第41条第1項及びタクシー業務適正化特別措置法第52条第2項の規定により準用する道路運送法第41条第1項の規定に基づく当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置の命令を併せて行うものとする。

なお、当該事業用自動車が軽自動車の場合にあっては、車両番号標の領置を併せて行うものとする。

#### 4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次のいずれかに該当することとなった場合に、原則として、当該違反行為に係る営業所に対して、6月以内の期間を定めて行うものとする。

(ア) 一の運輸支局等又は沖縄総合事務局の管轄区域内において違反点数の累計が50点を超えた場合

(イ) 一の地方運輸局の管轄区域内において違反点数の累計が100点を超え、かつ、当該超えた日以前3年間に当該地方運輸局の管轄区域内において(ア)により事業停止命令を受けていない場合

(ウ) 事業者単位での違反点数の累計が200点を超え、かつ、当該超えた日以前3年間に(ア)又は(イ)により事業停止命令を受けていない場合

(イ) 道路運送法第4条第1項又は同法第43条第1項の規定に違反して無許可経営をした場合

(オ) 運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は最高速度違反を引き起こした場合であって、一般乗用旅客自動車運送事業者が、当該行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法第75条第3項の規定に基づく意見聴取又は同法第108条の34の規定に基づく通知のあった場合

(カ) 運転者が過労運転(道路交通法第66条に規定する過労運転及び当該運転者について改善基準告示の未遵守が31件以上の場合に限る。)、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、ひき逃げ又は最高速度違反(30km/h以上(高速自動車道及び自動車専用道

がある場合は、次の(ア)及び(イ)により算出された処分日車数を合算したものとす。

(ア) 指導監督義務違反のうち、その最も重い違反の処分日車数にその他の違反の処分日車数の2分の1をそれぞれ加える。

(イ) (ア)以外の違反のうち、その最も重い違反の処分日車数にその他の違反の処分日車数の2分の1をそれぞれ加える。

(4) 処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、関東運輸局長があらかじめ定める基準により、これを決定するものとする。

ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。

(5) (1)又は(2)の処分を行うときは、道路運送法第41条第1項及びタクシー業務適正化特別措置法第52条第2項の規定により準用する道路運送法第41条第1項の規定に基づく当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置の命令を併せて行うものとする。

なお、当該事業用自動車が軽自動車の場合にあっては、車両番号標の領置を併せて行うものとする。

#### 4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次のいずれかに該当することとなった場合に、原則として、当該違反行為に係る営業所に対して、6月以内の期間を定めて行うものとする。

(ア) 一の運輸支局等又は沖縄総合事務局の管轄区域内において違反点数の累計が50点を超えた場合

(イ) 一の地方運輸局の管轄区域内において違反点数の累計が100点を超え、かつ、当該超えた日以前3年間に当該地方運輸局の管轄区域内において(ア)により事業停止命令を受けていない場合

(ウ) 事業者単位での違反点数の累計が200点を超え、かつ、当該超えた日以前3年間に(ア)又は(イ)により事業停止命令を受けていない場合

(イ) 道路運送法第4条第1項又は同法第43条第1項の規定に違反して無許可経営をした場合

(オ) 運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は最高速度違反を引き起こした場合であって、一般乗用旅客自動車運送事業者が、当該行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法第75条第3項の規定に基づく意見聴取又は同法第108条の34の規定に基づく通知のあった場合

(カ) 運転者が過労運転(道路交通法第66条に規定する過労運転及び当該運転者について改善基準告示の未遵守が31件以上の場合に限る。)、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、ひき逃げ又は最高速度違反(30km/h以上(高速自動車道及び自動車専用道

路においては40km/h以上)の超過に限る。)を伴う重大事故を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等のあった場合(改善基準告示の未遵守を除く。)であって、運送事業者に指導及び監督の義務があるにもかかわらず当該違反行為の指導及び監督を明らかに実施していなかった場合

- (2) (1)(ア)～(カ)の場合における処分期間は、次のとおりとする。
- (ア) (1)(ア)～(ウ)の場合には、3.(3)による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。
- (イ) (1)(イ)の場合には、処分基準に定める日数とする。
- (ウ) (1)(ウ)の場合には、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項の規定に違反したとして、3.(3)による処分等に7日の処分期間を加算するものとする。
- (イ) (1)(カ)の場合には、処分基準に定めるところにより3日の処分期間とする。
- (3) (1)の処分を行うときは、道路運送法第41条第1項及びタクシー業務適正化特別措置法第52条第2項の規定により準用する道路運送法第41条第1項の規定に基づく当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標等の領置の命令を併せて行うものとする。
- (4) (1)の処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者自己措置が認められる場合には、3.に定める自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。

#### 5. 営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令

- (1) 道路運送法第31条第1号に基づく営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。
- (ア) 複数の運輸支局等又は沖縄総合事務局の管轄区域内において営業区域を有する事業者について、一の運輸支局等又は沖縄総合事務局の管轄区域内において違反点数の累計が80点を超えた場合
- (イ) 複数の地方運輸局の管轄区域内において営業区域を有する事業者について、一の地方運輸局の管轄区域内において違反点数の累計が160点を超え、かつ、当該超えた日以前3年間に当該地方運輸局の管轄区域内において(ア)の命令が発動されている場合
- この場合において、廃止の対象となる営業区域は、(ア)については違反点数の累計が80点を超えた運輸支局等又は沖縄総合事務局の管轄区域内の営業区域、(イ)については違反点数の累計が160点を超えた地方運輸局の管轄区域内の営業区域とする。
- (2) (1)の処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者自己措置が認められる場合には、3.に定

路においては40km/h以上)の超過に限る。)を伴う重大事故を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等のあった場合(改善基準告示の未遵守を除く。)であって、運送事業者に指導及び監督の義務があるにもかかわらず当該違反行為の指導及び監督を明らかに実施していなかった場合

- (2) (1)(ア)～(カ)の場合における処分期間は、次のとおりとする。
- (ア) (1)(ア)～(ウ)の場合には、3.(3)による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。
- (イ) (1)(イ)の場合には、処分基準に定める日数とする。
- (ウ) (1)(ウ)の場合には、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項の規定に違反したとして、3.(3)による処分等に7日の処分期間を加算するものとする。
- (イ) (1)(カ)の場合には、処分基準に定めるところにより3日の処分期間とする。
- (3) (1)の処分を行うときは、道路運送法第41条第1項及びタクシー業務適正化特別措置法第52条第2項の規定により準用する道路運送法第41条第1項の規定に基づく当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標等の領置の命令を併せて行うものとする。
- (4) (1)の処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者自己措置が認められる場合には、3.に定める自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。

#### 5. 営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令

- (1) 道路運送法第31条第1号に基づく営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。
- (ア) 複数の運輸支局等又は沖縄総合事務局の管轄区域内において営業区域を有する事業者について、一の運輸支局等又は沖縄総合事務局の管轄区域内において違反点数の累計が80点を超えた場合
- (イ) 複数の地方運輸局の管轄区域内において営業区域を有する事業者について、一の地方運輸局の管轄区域内において違反点数の累計が160点を超え、かつ、当該超えた日以前3年間に当該地方運輸局の管轄区域内において(ア)の命令が発動されている場合
- この場合において、廃止の対象となる営業区域は、(ア)については違反点数の累計が80点を超えた運輸支局等又は沖縄総合事務局の管轄区域内の営業区域、(イ)については違反点数の累計が160点を超えた地方運輸局の管轄区域内の営業区域とする。
- (2) (1)の処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者自己措置が認められる場合には、3.に定

める自動車等の使用停止処分又は4．事業の停止処分による処分を行うことができるものとする。

#### 6．許可の取消し処分

許可の取消し処分は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときに行うものとする。

ただし、許可の取消し処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害を生じるおそれがある場合であって、事業者自己措置が認められる場合には、3．自動車等の使用停止処分若しくは4．事業の停止処分又は5．営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令による処分を行うことができるものとする。

- (1) 一の運輸支局等又は沖縄総合事務局の管轄区域内のみにおいて営業区域を有する事業者について、違反点数の累計が80点を超えた場合
- (2) 一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて営業区域を有する事業者( (1) に掲げる者を除く。 ) について、違反点数の累計が160点を超え、かつ、当該超えた日以前3年間に当該地方運輸局の管轄区域内で5．(1)(ア)の命令が発動されている場合
- (3) (1)・(2)以外の事業者について、違反点数の累計が320点を超え、かつ、当該超えた日以前3年間に5．(1)(イ)の命令が発動されている場合
- (4) 個人タクシー事業者について、第2種運転免許の取消し処分を受けた場合
- (5) 個人タクシー事業者について、許可期限の更新時において更新後の許可期限が1年となったこと(当該更新後の許可期限が1年となった理由が当該事業者が75才以上であることのみである場合を除く。 ) が5回連続した場合
- (6) 自動車等の使用停止の命令若しくは事業の停止の命令又は道路運送法第41条第1項及びタクシー業務適正化特別措置法第52条第2項の規定により準用する道路運送法第41条第1項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標等の領置の命令に違反した場合
- (7) 道路運送法第4条第1項又は同法第43条第1項の規定に違反して無許可経営をして行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同法第4条第1項又は同法第43条第1項に違反した場合
- (8) 道路運送法及びタクシー業務適正化特別措置法に定める以下の命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

道路運送法第9条の3第4項において準用する道路運送法第9条第6項に規定する料金の変更の命令

道路運送法第16条第2項に規定する事業計画に従うべき命令

道路運送法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令

道路運送法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令

道路運送法第27条第2項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

道路運送法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の

める自動車等の使用停止処分又は4．事業の停止処分による処分を行うことができるものとする。

#### 6．許可の取消し処分

許可の取消し処分は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときに行うものとする。

ただし、許可の取消し処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害を生じるおそれがある場合であって、事業者自己措置が認められる場合には、3．自動車等の使用停止処分若しくは4．事業の停止処分又は5．営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令による処分を行うことができるものとする。

- (1) 一の運輸支局等又は沖縄総合事務局の管轄区域内のみにおいて営業区域を有する事業者について、違反点数の累計が80点を超えた場合
- (2) 一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて営業区域を有する事業者( (1) に掲げる者を除く。 ) について、違反点数の累計が160点を超え、かつ、当該超えた日以前3年間に当該地方運輸局の管轄区域内で5．(1)(ア)の命令が発動されている場合
- (3) (1)・(2)以外の事業者について、違反点数の累計が320点を超え、かつ、当該超えた日以前3年間に5．(1)(イ)の命令が発動されている場合
- (4) 個人タクシー事業者について、第2種運転免許の取消し処分を受けた場合
- (5) 個人タクシー事業者について、許可期限の更新時において更新後の許可期限が1年となったこと(当該更新後の許可期限が1年となった理由が当該事業者が75才以上であることのみである場合を除く。 ) が5回連続した場合
- (6) 自動車等の使用停止の命令若しくは事業の停止の命令又は道路運送法第41条第1項及びタクシー業務適正化特別措置法第52条第2項の規定により準用する道路運送法第41条第1項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標等の領置の命令に違反した場合
- (7) 道路運送法第4条第1項又は同法第43条第1項の規定に違反して無許可経営をして行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同法第4条第1項又は同法第43条第1項に違反した場合
- (8) 道路運送法及びタクシー業務適正化特別措置法に定める以下の命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

道路運送法第9条の3第4項において準用する道路運送法第9条第6項に規定する料金の変更の命令

道路運送法第16条第2項に規定する事業計画に従うべき命令

道路運送法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令

道路運送法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令

道路運送法第27条第2項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

道路運送法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の

命令

道路運送法第31条に規定する事業改善の命令

道路運送法第84条第1項に規定する運送に関する命令

タクシー業務適正化特別措置法第18条の2に規定する、雇用する運転者に講習を受けさせるべき命令

タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項に規定する負担金及び延滞金を納付すべき命令

(9) 道路運送法第33条第1項又は第2項の規定に違反して名義を利用させ、又は事業の貸渡し等をし、かつ、反復・計画的なものと認められて行政処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に当該違反をした場合

(10) 道路運送法第94条第3項及びタクシー業務適正化特別措置法第51条第1項の規定に違反して検査の拒否等をして行政処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に当該違反をした場合

(11) 道路運送法第7条第1号、第3号又は第4号(事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。)に該当することとなった場合。

附 則

1. 6.(8)の「道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法に定める以下の命令」には、平成17年1月31日までの間に行われた道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律附則第6条に基づき、同法による改正前の道路運送法第23条第3項の規定の例により行われる運行管理者の解任の命令を含むものとする。

2. 本基準による行政処分等は、平成14年2月1日以降に違反事実を確認したものから実施することとし、平成14年1月31日以前に違反事実を確認したものについては従前の行政処分等の基準により処分を行うものとする。

なお、平成6年10月1日付け関自旅2第5309号及び関整事公第309号による「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く)の法令違反に対する行政処分基準」及び平成6年10月1日付け関自旅2第5321号及び関整事公第318号による「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)の法令違反に対する行政処分基準」は、平成14年1月31日限りこれを廃止する。

附 則(平成14年7月10日 関自監一第10号、関自安第30号 一部改正)

改正後の基準は、平成14年7月10日から適用することとし、平成14年7月1日以降に違反事実を確認したものから改正後の基準による行政処分等を行うものとする。

なお、平成14年6月30日以前に違反事実を確認したものについては従前の基準により行政処分等を行うものとする。

命令

道路運送法第31条に規定する事業改善の命令

道路運送法第84条第1項に規定する運送に関する命令

タクシー業務適正化特別措置法第18条の2に規定する、雇用する運転者に講習を受けさせるべき命令

タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項に規定する負担金及び延滞金を納付すべき命令

(9) 道路運送法第33条第1項又は第2項の規定に違反して名義を利用させ、又は事業の貸渡し等をし、かつ、反復・計画的なものと認められて行政処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に当該違反をした場合

(10) 道路運送法第94条第3項及びタクシー業務適正化特別措置法第51条第1項の規定に違反して検査の拒否等をして行政処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に当該違反をした場合

(11) 道路運送法第7条第1号、第3号又は第4号(事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。)に該当することとなった場合。

附 則

1. 6.(8)の「道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法に定める以下の命令」には、平成17年1月31日までの間に行われた道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律附則第6条に基づき、同法による改正前の道路運送法第23条第3項の規定の例により行われる運行管理者の解任の命令を含むものとする。

2. 本基準による行政処分等は、平成14年2月1日以降に違反事実を確認したものから実施することとし、平成14年1月31日以前に違反事実を確認したものについては従前の行政処分等の基準により処分を行うものとする。

なお、平成6年10月1日付け関自旅2第5309号及び関整事公第309号による「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く)の法令違反に対する行政処分基準」及び平成6年10月1日付け関自旅2第5321号及び関整事公第318号による「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)の法令違反に対する行政処分基準」は、平成14年1月31日限りこれを廃止する。

附 則(平成14年7月10日 関自監一第10号、関自安第30号 一部改正)

改正後の基準は、平成14年7月10日から適用することとし、平成14年7月1日以降に違反事実を確認したものから改正後の基準による行政処分等を行うものとする。

なお、平成14年6月30日以前に違反事実を確認したものについては従前の基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成15年3月26日 関自監一第304号、関自安第988号 一部改正）

改正後の基準は、平成15年4月1日以降に発生した違反事実から適用するものとし、平成15年3月31日までの違反事実については、従前の基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成16年7月20日 関自監一第149号、関自安第507号 一部改正）

1. 改正後の通達は、平成16年8月1日から適用する。
2. 平成16年7月31日までの違反事実については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成16年9月10日関自監一第224号、関自安第751号一部改正）

1. 改正後の通達は、平成16年9月15日から適用する。
2. 平成16年9月14日までの違反事実については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成17年12月15日 関自監一第296号、関自安第985号一部改正）

1. 改正後の通達は、平成18年2月1日から適用する。
2. 平成18年1月31日までの違反事実については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成18年 5月31日 関自監一第50号、関自安第192号一部改正）

1. 改正後の通達は、平成18年8月1日から適用する。
2. 平成18年7月31日までに確認した違反事実については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成18年 9月25日 関自監旅第147号、関自保第405号一部改正）

1. 改正後の通達は、平成18年10月1日以降の違反行為から適用する。
2. 平成18年9月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成19年 5月25日 関自監旅第89号、関自保第220号一部改正）

1. 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。
2. 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成20年 6月13日 関自監旅第125号、関自保第98号一部改正）

1. 改正後の通達は、平成20年6月14日以降の違反行為から適用する。
2. 平成20年6月13日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成20年 7月11日 関自監旅第171号、関自保第172号一部改正）

1. 改正後の通達は、平成20年7月11日から適用する。
2. 平成20年7月10日までに確認した違反事実については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成15年3月26日 関自監一第304号、関自安第988号 一部改正）

改正後の基準は、平成15年4月1日以降に発生した違反事実から適用するものとし、平成15年3月31日までの違反事実については、従前の基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成16年7月20日 関自監一第149号、関自安第507号 一部改正）

1. 改正後の通達は、平成16年8月1日から適用する。
2. 平成16年7月31日までの違反事実については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成16年9月10日関自監一第224号、関自安第751号一部改正）

1. 改正後の通達は、平成16年9月15日から適用する。
2. 平成16年9月14日までの違反事実については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成17年12月15日 関自監一第296号、関自安第985号一部改正）

1. 改正後の通達は、平成18年2月1日から適用する。
2. 平成18年1月31日までの違反事実については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成18年 5月31日 関自監一第50号、関自安第192号一部改正）

1. 改正後の通達は、平成18年8月1日から適用する。
2. 平成18年7月31日までに確認した違反事実については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成18年 9月25日 関自監旅第147号、関自保第405号一部改正）

1. 改正後の通達は、平成18年10月1日以降の違反行為から適用する。
2. 平成18年9月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成19年 5月25日 関自監旅第89号、関自保第220号一部改正）

1. 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。
2. 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成20年 6月13日 関自監旅第125号、関自保第98号一部改正）

1. 改正後の通達は、平成20年6月14日以降の違反行為から適用する。
2. 平成20年6月13日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

| 改 正  |      |  |      | 現 行  |      |  |      |
|--|------|--|------|--|------|--|------|
| 別表   |      |  |      | 別表   |      |  |      |
| 特別監視地域（ <u>特定特別監視地域を含む。</u> ）  |      | 緊急調整地域   |      | 特別監視地域   |      | 緊急調整地域   |      |
| 対 象  | 加重   |
| 1 特別監視地域に指定されたときに当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していた事業用自動車の総数（以下「基準車両数」という。）を特別監視地域に指定された後に増加させず、基準車両数の5%以上を減少させていない者による違反（2、3又は7に該当するものを除く。） | 1.5倍 | 1 特別監視地域に指定されたときに当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していた事業用自動車の総数（以下「基準車両数」という。）を特別監視地域に指定された後に増加させず、基準車両数の5%以上を減少させていない者による違反（2、3又は9に該当するものを除く。） | 2倍   | 1 特別監視地域に指定されたときに当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していた事業用自動車の総数（以下「基準車両数」という。）を特別監視地域に指定された後に増加させず、基準車両数の5%以上を減少させていない者による違反（2、3又は7に該当するものを除く。） | 1.5倍 | 1 特別監視地域に指定されたときに当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していた事業用自動車の総数（以下「基準車両数」という。）を特別監視地域に指定された後に増加させず、基準車両数の5%以上を減少させていない者による違反（2、3又は9に該当するものを除く。） | 2倍   |
| 2 故意又は重大な過失により違反した者による違反   | 3倍   | 2 故意又は重大な過失により違反した者による違反   | 4倍   | 2 故意又は重大な過失により違反した者による違反   | 3倍   | 2 故意又は重大な過失により違反した者による違反   | 4倍   |
| 3 特別監視地域に指定された後に当該地域で一般乗用旅客自動車運送事業の許可又は営業区域の拡大の認可（譲渡譲受の認可を含む。）を受けた者による違反   | 3倍   | 3 特別監視地域に指定された後に当該地域で一般乗用旅客自動車運送事業の許可又は営業区域の拡大の認可（譲渡譲受の認可を含む。）を受けた者による違反   | 4倍   | 3 特別監視地域に指定された後に当該地域で一般乗用旅客自動車運送事業の許可又は営業区域の拡大の認可（譲渡譲受の認可を含む。）を受けた者による違反   | 3倍   | 3 特別監視地域に指定された後に当該地域で一般乗用旅客自動車運送事業の許可又は営業区域の拡大の認可（譲渡譲受の認可を含む。）を受けた者による違反   | 4倍   |
| 4 基準車両数を特別監視地域に指定された後に増加させた者による違反（6、 <u>7</u> 又は <u>8</u> に該当するものを除く。）   | 3倍   | 4 基準車両数を特別監視地域に指定された後に増加させた者による違反（7から9のいずれかに該当するものを除く。）  | 4倍   | 4 基準車両数を特別監視地域に指定された後に増加させた者による違反（6又は7に該当するものを除く。）   | 3倍   | 4 基準車両数を特別監視地域に指定された後に増加させた者による違反（7から9のいずれかに該当するものを除く。）  | 4倍   |
| 5 基準車両数を特別監視地域に指定された後に増加させず、基準車両数の5%以上を減少させている者による違反（2、3又は7に該当するものを除く。）  | 1倍   | 5 基準車両数を特別監視地域に指定された後に増加させず、緊急調整地域に指定される前に基準車両数の5%以上を減少させている者による違反（2、3又は9に該当するものを除く。）  | 1倍   | 5 基準車両数を特別監視地域に指定された後に増加させず、基準車両数の5%以上を減少させている者による違反（2、3又は7に該当するものを除く。）  | 1倍   | 5 基準車両数を特別監視地域に指定された後に増加させず、緊急調整地域に指定される前に基準車両数の5%以上を減少させている者による違反（2、3又は9に該当するものを除く。）  | 1倍   |
|  |      | 6 基準車両数を特別監視地域に指定された後に増加させず、緊急調整地域に指定された後に基準車両数の5%以上を減少させている者による違反（2又は3に該当するも  | 1.5倍 | 6 基準車両数を特別監視地域に指定された後に増加させず、緊急調整地域に指定された後に基準車両数の5%以上を減少させている者による違反（2又は3に該当するも  |      | 6 基準車両数を特別監視地域に指定された後に増加させず、緊急調整地域に指定された後に基準車両数の5%以上を減少させている者による違反（2又は3に該当するも  | 1.5倍 |

|  |           |   |      |
|--|-----------|---|------|
|  |           | のを除く。)  |      |
| 6 基準車両数を特別監視地域に指定された後に増加させ、当該増加させた車両数に加え基準車両数の5%以上を減少させている者による違反(2、3、 <u>7又は8</u> に該当するものを除く。)   | 1.5倍      | 7 基準車両数を特別監視地域に指定された後に増加させ、緊急調整地域に指定される前に当該増加させた車両数に加え基準車両数の5%以上を減少させている者による違反(2、3又は9に該当するものを除く。)   | 1.5倍 |
|  |           | 8 基準車両数を特別監視地域に指定された後に増加させ、緊急調整地域に指定された後に当該増加させた車両数に加え基準車両数の5%以上を減少させている者による違反(2、3又は9に該当するものを除く。)   | 2倍   |
| 7 特別監視地域に指定された後に、基準車両数の5%以上(特別監視地域指定後に車両数を増加させた者にとっては、当該増加させた車両数に加え基準車両数の5%以上)を減少させた者であって、当該減少させた日から1年以上経過した後に、配置する車両数が基準車両数を超えない範囲において増加させたものによる違反( <u>5、6又は8</u> に該当するものを除く。)  | 1.5倍      | 9 特別監視地域に指定された後に、基準車両数の5%以上(特別監視地域指定後に車両数を増加させた者にとっては、当該増加させた車両数に加え基準車両数の5%以上)を減少させた者であって、当該減少させた日から1年以上経過した後に、配置する車両数が基準車両数を超えない範囲において増加させたものによる違反(5から8のいずれかに該当するものを除く。) | 2倍   |
| <u>8 特定特別監視地域に指定された後に、基準車両数を増加させる届出をした者であって、「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」(平成20年7月11日付け公示)2.(4)及びの措置を講じたにもかかわらず減車の手続を行わない者による違反(4、6又は7に該当するものを除く。)</u>  | <u>4倍</u> |   |      |
| <p>適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域が連続して特別監視地域又は緊急調整地域に指定されている場合の基準車両数は、その連続する最初の特別監視地域に指定されたときの基準車両数とする。</li> <li>・<u>特定特別監視地域に指定されている場合の基準車両数は、特定特別監視地域の指定時(2年以上継続して指定(準特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を含む。))されている場合は、当該継続して指定され</u></li> </ul> |           |   |      |

|  |      |   |      |
|--|------|---|------|
|  |      | のを除く。)  |      |
| 6 基準車両数を特別監視地域に指定された後に増加させ、当該増加させた車両数に加え基準車両数の5%以上を減少させている者による違反(2、3又は7に該当するものを除く。)  | 1.5倍 | 7 基準車両数を特別監視地域に指定された後に増加させ、緊急調整地域に指定される前に当該増加させた車両数に加え基準車両数の5%以上を減少させている者による違反(2、3又は9に該当するものを除く。)   | 1.5倍 |
|  |      | 8 基準車両数を特別監視地域に指定された後に増加させ、緊急調整地域に指定された後に当該増加させた車両数に加え基準車両数の5%以上を減少させている者による違反(2、3又は9に該当するものを除く。)   | 2倍   |
| 7 特別監視地域に指定された後に、基準車両数の5%以上(特別監視地域指定後に車両数を増加させた者にとっては、当該増加させた車両数に加え基準車両数の5%以上)を減少させた者であって、当該減少させた日から1年以上経過した後に、配置する車両数が基準車両数を超えない範囲において増加させたものによる違反(5又は6に該当するものを除く。) | 1.5倍 | 9 特別監視地域に指定された後に、基準車両数の5%以上(特別監視地域指定後に車両数を増加させた者にとっては、当該増加させた車両数に加え基準車両数の5%以上)を減少させた者であって、当該減少させた日から1年以上経過した後に、配置する車両数が基準車両数を超えない範囲において増加させたものによる違反(5から8のいずれかに該当するものを除く。) | 2倍   |
| <p>適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域が連続して特別監視地域又は緊急調整地域に指定されている場合の基準車両数は、その連続する最初の特別監視地域に指定されたときの基準車両数とする。</li> </ul>                              |      |   |      |

た最初の指定時。)における営業区域ごとの当該事業者の一般車両の合計数とする。

- ・基準車両数の5%以上に1台に満たない端数がある場合は、1台に切り上げる。
- ・特別監視地域の欄中3及び緊急調整地域の欄中3の規定は、当該許可又は認可を受けた日から3年を超えた日以降の違反については適用しない。
- ・特別監視地域の5から7及び緊急調整地域の5から9の規定は、複数回に分けて車両数を減少させた場合にあっては、当該減少させた累積車両数が基準車両数の5%以上となったときから適用する。
- ・特別監視地域の欄中2から4に該当する違反に対する処分基準が警告の場合にあっては、10日車の自動車等の使用停止とする。
- ・緊急調整地域の欄中2から4に該当する違反に対する処分基準が警告の場合にあっては、20日車の自動車等の使用停止とする。
- ・本表内の各規定は併科しないものとする。

- ・基準車両数の5%以上に1台に満たない端数がある場合は、1台に切り上げる。
- ・特別監視地域の欄中3及び緊急調整地域の欄中3の規定は、当該許可又は認可を受けた日から3年を超えた日以降の違反については適用しない。
- ・特別監視地域の5から7及び緊急調整地域の5から9の規定は、複数回に分けて車両数を減少させた場合にあっては、当該減少させた累積車両数が基準車両数の5%以上となったときから適用する。
- ・特別監視地域の欄中2から4に該当する違反に対する処分基準が警告の場合にあっては、10日車の自動車等の使用停止とする。
- ・緊急調整地域の欄中2から4に該当する違反に対する処分基準が警告の場合にあっては、20日車の自動車等の使用停止とする。
- ・本表内の各規定は併科しないものとする。